矯正図書館

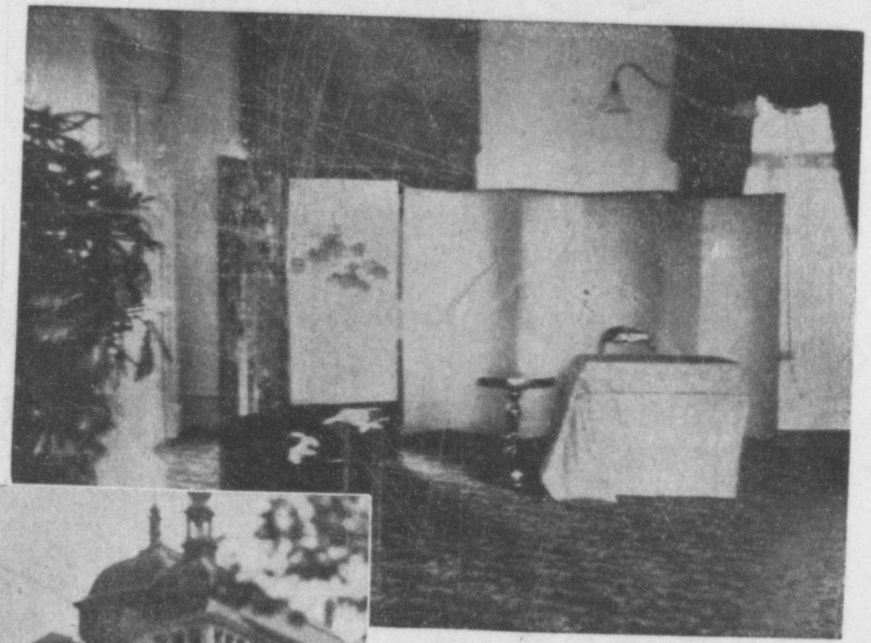
# 刑政

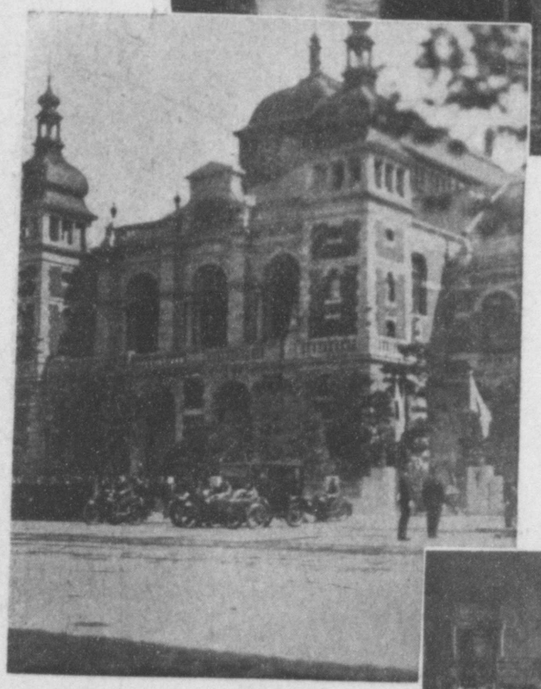
第四十一巻　司法部行幸記念號　第十一號


| | | |
|---|---|---|
| 吾人は學者よりも人格者を要求す | 卷頭言 | 2 |
| 刑政時論 | 虛生 | 4 |
| 陪審制夜話 | 大森洪太 | 24 |
| 回顧三十有餘年 | 河野純孝 | 41 |
| 教化と階級處遇 | ストルーベ | 59 |
| 先人の足跡を辿りて | E記者 | 36 |
| 記念すべき十月一日 | 司法大臣・行刑局長の謹話奏上事項・天覽品・其他 | 6—20 |
| 詭激思想懷抱者に對しての刑務所存在の意味 | W生 | 34 |
| 海上刑務所の實現 | A記者 | 21 |
| エジプトよりボンベイまで | 正木亮 | 52 |
| 國家の己性 | 二荒芳德 | 67 |
| 府中刑務所を訪ねて | 鐵窓學人 | 73 |
| 諸國行脚・明るい行刑への道程・刑政研究資料紹介(泉二)・讀者頁・家庭頁・彼任辭令・短信・統計・犯罪文藝・令規 | | |


財團法人　刑務協會發行

# 聖上陛下司法部へ御臨幸





上圖は大審院長室に設けられた御座所

中圖は御機嫌御麗はしく御還幸の光景

下圖け善美をつくして造られた陪審法廷



陪審法廷

中央判官席、判官席の下は證據品置棚、向左陪審員席、最前方は傍聽席


司法省行刑局監修

# 行刑法規類纂

全壹冊

（昭和三年三月三十一日現行法令を輯め爾後印刷結了迄に發表のものは追錄として卷尾に添附す）

行刑法規類纂は大正十一年三月三十一日發行したまゝで爾來關係法令の改廢竝に新に公布せられたるもの多々あり行刑法規として全然面目を一新したのでありますが是迄補正の機會がありませんでした茲に今秋御大典御擧行の記念として前回出版の際省略した諸書式往復文書類を補充し且つ累代司法大臣以下の訓示事項等を加へ執務上の根據となるべき規定は細大洩さず之を網羅し只今印刷中でありますが刑務官司法官警察官各位へは左記事項に依り殆んど實費にて御頒ち致します何卒御申込下さい

◇本書體裁　製本　背革クロース　美裝且つ耐久力あらしむ
　　紙數　四六版　約二千四百頁　紙質　上質印刷紙
　　組版　八ポイント版　內容見本　申込により進呈

◇申込規準　申込期限　昭和三年十一月十日迄
　　配本豫定　同　十一月十五日
　　頒付實價　送本料とも六圓五拾錢
　　代金仕拂　配本の際本會の通知に依り御支拂のこと
　　送金　本會振替口座「東京二五〇五九番」にて御拂込のこと

發行所　東京市麹町區西日比谷町壹番地　刑務協會

# △京都博覽會に於ける司法省出品△






【上】は意匠をこらした出品の全景

【下】その一部中庭に出陳した巢鴨製自轉車其他

詳細は刑政時論を參照のこと

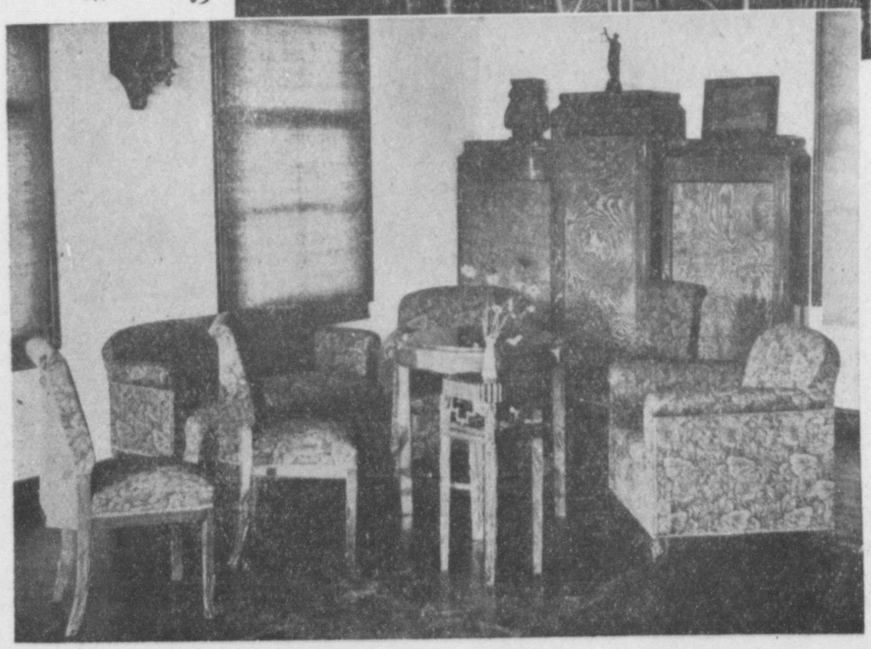
# 天覽に供へし刑務所製品





上圖小田原漁撈船その他刑務所工場の寫眞

中圖京都製品繩珍、巢鴨製籐椅子



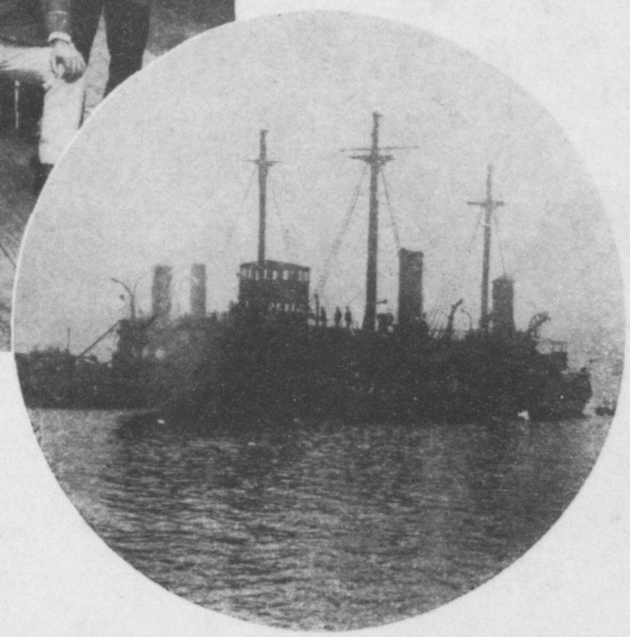
下圖は仙臺市偕行社樓上に陳列された宮城刑務所製品

矯正図書館

# △海上刑務所の出現

【下】は海上刑務所とすべく海軍省より保管轉換を受けたる廢艦「武藏」





【上】は廢艦武藏を海軍省より司法省へ引渡當日の艦上記念撮影

前列向右和田所長芥川衞生官佐藤港務部副官

（詳細は廿一頁記事參照）

政刑

第十一卷 第四十一號



刑政第41巻第11号

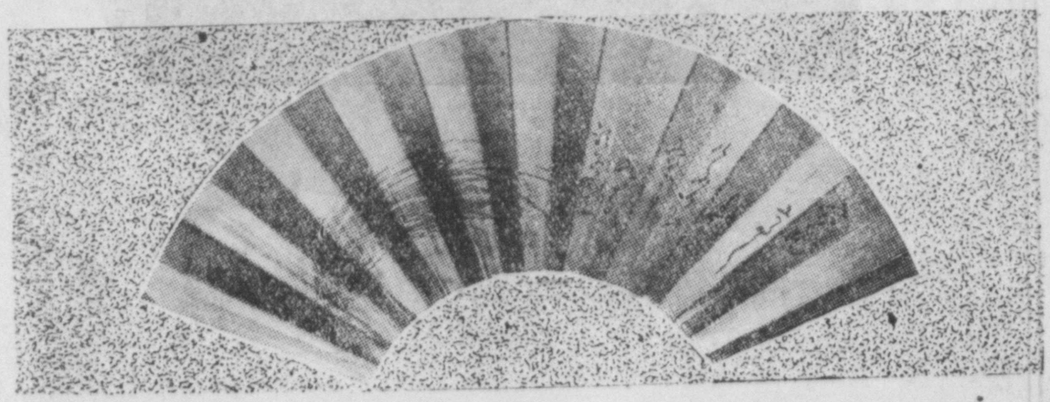
# 吾人は學者よりも人格者を要求す

刑務所は單純に人を拘禁する所ではない人を敎化し訓練して行く處である、訓練敎化の方法としては作業敎誨其の他種々なる事項を擧ぐることが出來るが之を統一調和して其の效果を全ふせしむるものは刑務官其の人の人格と熱誠とである。

彼の有名なるビルスブリー父子やワインス父子が『刑務官の父』として永く斯界に敬慕せらるゝ所以のものは一にその高邁なる人格と其の至純なる熱誠とに基因するものである。

エフ・エチ・ワインス氏は刑務官に必要なるべき性質として『高德、熱心、信仰、犧牲、智識、經驗、强固なる意思並に人の性質を洞察する力』等を擧げて居る、智識や經驗は素より刑務官たるに必要なる條件たるを失はないが私は最先最要の條件として高德と熱心とを擧げたいと思ふ。碎いて云へば刑務所は頭腦明晰の秀才や學者を要求するよりも寧ろ職務に熱誠なる人格の人を要求するのである。現下我國刑務界の最も重大なる缺陷は何であるかと云へば刑務所の設備の不良でもなく將又制度の不備でもなく寧ろ人格の人に乏しいと云ふ點であるまいかと思ふ。

凡そ刑務所は設備を以て執務の要件となし設備にして不備ならんか如何に堪能なる刑務官を以てするも行刑の目的の貫徹を期すること困難である依て政府は腐朽の程度財源の關係等を考慮し刑務所改築の順序を定め着々之が實現に努めたる結果今や全く舊時の陋態を脫するに至つたのである。次に行刑制度であるが制度の大綱は法律即ち

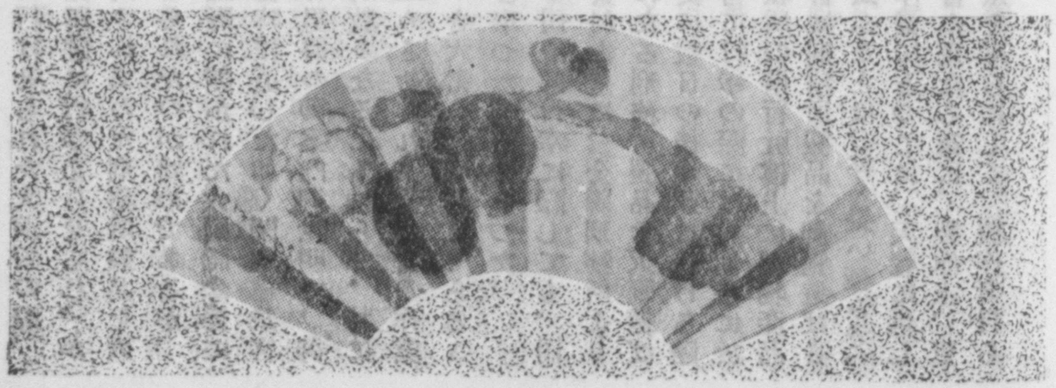




監獄法の規定する處であつて容易に之が變更を許さざる處であるが其の施行の細目に至りては行政命令たる施行規則に讓り時宜の必要に應じて隨時改廢する事を認めて居るのである如何なる法律でも時日の經過に從ひ運用上新しき精神に於て新しき解釋を受くべきは當然であつて大正十一年以來施行規則に數次の改正を見たるは實に如上の必要に基いたものである。まして西諺に『制度よりも人』と云ふ語がある徒に事業の困難を制度の罪に轉嫁するは吾々のとらざる處である。又職員の素質並に其の敎養の如きも近時著しく改善せられ其の面目は將に一新せられんとしてゐるのであるがたゞ刑務所全體としての空氣が餘りに形式に走り外形と法式の整備のみにとらはれて來て居るやの感があるのである。つまり行刑技術が餘りに利巧になり巧者になつて其の精神を忘れ根本を逸し、眞に行刑の現實に觸れた施設が比較的閑却されて居るやうに考へる。例へば累進制度を採用するものがあれば猫も杓子も該制度に倣ひ、收容者に對する心理の考査を試むるものがあれば又皆之に倣ひ、少年告白を發表するものがあれば又それが如何が大を競ふと云ふ有樣でそれが自所に於ては如何なる結果を招來するか又それが如何なる實際上の價値ありやを考慮するのいとまなく徒に新奇を街ふが如き傾向がある。

如此研究的態度は大に可なりとするも吾々は之か爲に行刑の根本を忘れるが如きことあつてはならぬ。私は刑務界の革新は斯樣な學究的な態度よりも寧ろ收容者に對する職員の人格的影響の徹底から出發して行かねばならぬものと考へる。故に私は敢て云ふ行刑改良は先づ刑務官の改良でなければならぬそして刑務官の智識の方面よりも人格又は品性の方面に向つて一大刷新が要求されてゐると。

（十字街生）





# 刑政時論

法の重んずべきはもとよりである、畏れ多くも今回下しおかれたる勅語にも『司法裁判ハ社會ノ秩序ヲ維持シ國民ノ權義ヲ保全シ國家ノ休戚之ニ繫ル』と仰せられてゐる。もし根本を律すべき法が確保されてゐないならば、何によつてその本を定むべきや測られないのである。

今回聖上陛下が、司法記念日に際して司法部への初めての行幸を仰出されたのも、實はこの法の重んずべきを示し給ふたのであらうと、勅語を通して拜察し奉る次第である。顧れば明治天皇陛下が、立憲の大政を施き給ひ、立法行政司法の三權を確立し給ふてより、仁政は日とともに國民の上に惠まれ、今日に於ては、國民は實に上皇室の御仁慈によつて、全國民の總意が議會に反映するの制度となり、また行政的にも國民は參劃し得る狀態であつたが、たゞ一つ司法權に至つては「天皇の名に於て」官吏であるところの裁判官が之を行ひ、民衆は之に參加することが出來なかつたのである。それが今回の陪審法の施行によつて裁判の一部にも參與することが出來、こゝに始めて立憲國民としての三權を完全に獲得することが出來たのである。之は全く立憲の本義により給ふ聖慮の長さから得られた我等國民の福祉であるのだから我等國民としては、折角得た三權を完全に果たす爲に誤りなからしめねばならぬことである。

×

刑務所製作品の天覽は、昨年濃尾の平野に行はせられた大演習の際、名古屋控訴院に行幸あらせられ、かねて陳列されてゐた刑務所製品を天覽あらせられたのが始めであるが、本年春上野に開かれた大禮記念博に於ては當時報道した如く閑院總裁宮樣や坂谷男爵の御案內御說明で、御巡覽箇所數多なるにも拘らず、特に玉步を止めさせられ、收容者の作業訓練につき大御心を止めさせらるゝ趣を拜し奉つたことであつた。

今回の司法部行幸に際しても、司法參考資料と共に、全國刑務所より集められたる刑務所製品を天覽遊ばされ、更に數日の後奧州に於ける陸軍大演習に行幸の際には、仙臺に於ける行在所の偕行社樓上に縣物產品と共に宮城刑務所製品を御覽遊ばされたと云ふことは、全く畏い極みで、刑務所作業にとつては、天覽に供し奉る機會の重なる毎に、製作上、更に更に意を專らにして、製作者自らは申すに及ばず、指導者もともに、訓練上効果をあらはすことによつて聖恩に酬ひ奉らなければならぬことと信ずる。

×

ただ今京都で開かれてゐる御大禮記念大博覽會には、司法省から刑務所製品を出品してゐるが、これは京都刑務所で一切の仕事を引受けてやつたので、その出來ばえから押して、その苦心のほどを推察するに足るものである。

上野に於ける時よりも場所も廣く、且つよい、口繪に示す通り西洋室二つに中庭と、日本間とで出來てゐるが、この外に折れまがつて陳列棚が三間もある。陳列されてゐる家具のセットのデザインなど可なり新しいものであるし、日本家具にしても氣の利いたものが隨分ある、外に出てゐる國產品と比較して決して遜色はない、陳列室にしても全く堂々たるもので、費用のないところをあれだけにまとめ上げたことについては引受けた京都刑務所の人々に十分に感謝していゝと思ふ。

出品は開場十日間位に殆ど賣切れとなつてゐたほどの盛況で、いつも長蛇の人氣のあることながら刑務所製品の人氣のあることを嬉しく思ふ。たゞ岡崎少年から出品の石器類について一言したいのは、あれはなるほど子供が製作するのだから、圖案などもお幼稚なのであらうが、實を云ふと、圖案をしたゝめに、ものゝ價値を落してゐるのがずいぶんある。手水鉢にしても何にも模樣などなく、あつさり形だけのものゝ方が、さびて來た時にはねうちが出るのである。それをやつたゝめに、俗に流れて高尙味を失ひ、買手に嫌氣を起させるものがずいぶん多い。これは筆者だけの趣味から云ふのではなく、一しよに行つた人々もさう云ふ意見であつたし、見たほどの人々に聞いて見てもみなさう云ふのである。

この點は指導者の責任である、少年は少年の心から面白く——ほんとうを云ふとわからずにやつてゐるのだらうが、そこは指導者が、訓練指導するのが當然である。一層圖案を畫風にやればまた面白味はあつてよいが、今やつてる圖案は、余りに田舍じみて俗つぽく、却てないのがよい、形にしてもゴテ〳〵した刻をやらない方がよい樣に思はれたこと、それとあゝ云つた濃淡の模樣があるために花崗岩の面白味は出ずまるで人造石のやうに見えるので、見る人が、人造石でせうとみな云つてゐたことも多少參考になると思ふ、つまりそれだけ俗に見えると云ふことは注意すべきである、かりにも手水鉢だの石燈籠は庭に置くもので臺所廻りに置くものでないのだから、第一に雅味が必要であるのに、あれでは雅味は少しも出てゐないやうに思へた。その他出品については多少考があるが、こゝではこれだけにしておく。

# 車駕親臨を仰ぎて

## 善法の運用を誤る勿れ

司法大臣　原　嘉道　謹話

◇

我國民が多年翹望せし陪審法は愈々本日より實施されました今日に於て六十年前舊幕時代の裁判制度を顧みますると實に隔世の感に堪へないのであります畏くも明治天皇は不世出の御英資を以て維新の大業を成就せられ明治の新政を開かせられたのでありますが當時諸制度創造の際でありましたに拘はらず司法の事も之を忽諸にし給はず明治元年正月には刑法事務課を設けられ刑法事務總督及刑法事務掛を置き監察、彈糺、捕亡、斷獄等の事を掌らしめられ茲に新政後の司法制度を建てられたのであります次で翌二月には之を刑法事務局と改め督輔、權輔、判事を置かれ同年四月には更に太政官を分ち議政、行法、神祇、會計、軍務、外國刑法の七官となし初めて立法、行政、司法の三權を鼎立せしめられました其の布告文中に

天下の權力總て之を太政官に歸す則ち政令二途に出る患無からしむる太政官の權力を分つて立法、行政、司法の三權とす、則ち偏重の患無からしむるなり

とありまして王政復古と同時に今日の政體の基礎を建てられたのであります如斯國政に司法の重きをなす所以は



司法の確立は實に正義の維持人權の擁護にあるのでありまして司法の確立すると否とは實に國家の隆盛興亡に重大なる關係を有するからであります。

◇

降て明治八年には元老院と共に大審院が設けられました此時畏くも明治天皇は詔書を下し給ひて

朕卽位の初首として群臣を會し五事を以て神明に誓ひ國是を定め萬民保全の道を求む幸に祖宗の靈と群臣の力とに賴り以て今日の小康を得たり顧ふに中興日淺く內治の事當に振作更張すべき者少しとせず朕今誓文の意を擴充し茲に元老院を設けて立法の源を廣め大審院を置き以て審判の權を鞏くし

と詔せられて居るのであります其の後明治二十二年二月十一日を以て發布せられました帝國憲法には司法權に就いて特に一章を置き其劈頭に「司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ」とあります凡そ國務は總て天皇の行はせ給ふ所であるから獨司法に就てのみ「天皇の名に於て」と冠する必要はないのでありますが是れあるは如何に司法權に重きを置かせられたかを示すものであります。

◇

次で明治二十三年二月十日には裁判所構成法が公布せられ同年十一月一月より其實施を見るに至り茲に漸く我國司法制度が完備したのであります斯くの如く司法權の尊重は明治天皇以來の御宏謨たりしに拘はらず是れ迄司法部に陛下の行幸を仰ぐの光榮に浴せざりしことは誠に吾々法曹の遺憾に存じて居りました所であります尤も地方行幸の際其地方の裁判所に行幸あらせられましたことは屢々ありましたが一般司法事務御親閱の思召を以て東京の裁判所に行幸あらせられたることは未だ一回もないのであります然るに司法制度の一大變革たる陪審制度が實施せらるゝ此日に於て畏くも今上陛下が全裁判所の代表たる東京の裁判所に行幸あらせられ司法事務を御親閱

矯正図書館

あらせらるゝ事は獨り朝野の法曹のみならず國民の均しく感激措く能はざる所でありまして司法史上永久に紀念すべきことゝ存ずるのであります之に依て見られても吾々司法當局は關係諸機關及國民と共に益々奮勵努力し其最善を盡して法律の運用を完ふし以て叡慮に背かざる樣致さねばならぬことであります。

◇

更に陪審裁判に付申しますれば從來刑事の裁判は專門の官吏卽ち判事のみが之を行ひ來つたのでありまして一般國民の意思は毫も加味せられなかつたのであります、本來立憲治下にありましては苟も國務を遂行運用するに當つて民意を基調とし精神とするのであります、本來立憲治下にありましては苟も國務を遂行運用するに當つて民意をことを基調とし精神とするのであります、本來立憲治下にありましては苟も國務を遂行運用するに當つて民意を加味せしめまして國民が國政に參與すると云ふ觀念を懷かしめねばならぬのであります然るに我國に於ては從來立法、行政の兩方面に於きましては選擧の方法に依り代表されました人民の意思が國政遂行の上に表現されて居りますけれども獨り裁判の上には國民意思の反映と認むべき何物も加味せられて居らなかつたのであります立憲政治の本筋から申しますると是では未だ完きを得たと謂ふことが出來ぬのであります然らば我國民は從來の裁判制度に對して不滿であつたが故に此制度を設けたかと申しますると決して左樣ではない國民の多數は十分信賴して居るのでありますが或は多數の中には官吏たる警察官や檢事が調べて來た事件を更に官吏たる裁判官が判斷するのであるから司法權は獨立とは謂ふものゝ絶對公平を望むと云ふことは出來ないと云ふ考を懷き從來の裁判制度に不滿を感ずる者もなきにしも非ずであります縱令少數にしても國民中に斯樣な考を持つ者があるとしますると國家の治安に非常に惡い影響を及ぼす事になりますから國民をして眞に法律生活に滿足せしむるには彌が上にも裁判制度に對する信賴の念を深からしめねばなりませぬ。

◇

國民をして裁判所を飽く迄人權擁護の機關である、正義の機關であると信ぜしむるには從來の官吏のみに依る裁判制度に變更を加へまして國民をして罪の有無は自分等と同樣の國民に依りて決せらるゝから少しも不安は無いとの安心を持たしめる事が必要となつて來るのであります之が卽ち我國に陪審法を設くるに到りました根本の趣旨であります斯く觀じ來りますれば陪審制度實施に依りまして始めて立法、行政、司法共に人民が參與することゝなり我立憲政治は茲に完璧に達したと云へるのであります卽ち此制度の實施は唯に我刑政史上の一大革新たるのみならず實に我立憲政史上にも又一大時期を劃したものと云ふべきであります、私は當局として此機會に一言して置きたいのは法は死物である其運用の如何によりては善法も惡法となるのでありますから局に當ります者が不幸にして一度其運用を誤るが如き事がありましたならば折角の善法良制も亦死文徒法に終りまするのみならず却つて社會に害惡を流し悔を千歲に貽すことゝなるのであります從つて陪審員となられる諸君は能く此制度の精神を解し之は曾て無き人權擁護の良制度であると云ふことを十分に理解せられ自分は同胞に對する照魔鏡卽ち「正義を擁護する機關である」と云ふ觀念と見識とを御持ちになり事件に對しましては虛心坦懷唯自己の良心に從つて公平誠實に判斷を爲し他より一點の非議を加へられざることを期して此制度の運用に當られんことを熱望して止まぬ次第であります。

# 御臨幸を迎へ奉つて

松井行刑局長謹話

起草以來議を練ること十年、審議また審議して、施された記念すべき十月一日、畏多くも聖上陛下にはわが國情と合致した眞に不磨の大法典たる陪審法の實わが司法部へ御臨幸遊ばされ、親しく諸般の施設を御

親閲遊ばされましたことは何とも有難い極みで、感激に堪へない次第であります。

われ等國民は先に普通選擧制の實施されましたことにより、國民の總意が議會に反映して國民總じて立法に參與するの欣びを得、また地方自治の制によつて行政に翼贊するの光榮を得てゐたのであります。しかるにひとり司法のことに關しては專門の官吏が之を行ひ國民の意思は毫も之に加味されなかつたのでありますが、今回實施になりました陪審法によりまして、立法行政の二とともに司法にも參與することを得ましたのは眞に法治國民として之に過ぐる悦びはないと思ひます、それにつきましても我々は責任の愈重大なることを自覺し益々自重奮勵して君恩の篤きに酬ひ奉らねばならぬと信じます。

實は御臨幸の數日前原司法大臣は宮中に參內して、司法事務一般につき詳細言上し、行刑のことにつきましてもいろ〳〵と御說明申上げられたとのことであります。今日の行幸が陪審法實施を記念すべき「司法記念日」に行はせられた爲に裁判所へ行幸遊ばされはいたしましたが、之は司法所管全体への御臨幸と拜すべきでありますので、天覽に供へましたものも刑事參考資料のみならず、わが刑務所の製作品も差加へましたやうな次第であります。幸にして私は拜謁を仰付けられ、また御巡覽に扈從するの光榮を有しましたが、陛下には、原法相の御說明により參考資料の一々にお目止めさせられ、特に刑務所製作品に對しては、先に今春上野の御大禮記念博に於ても御覽を願ひましたことであり、いとお目止めて一々の品につき御覽遊ばされたやうに拜しました時、私はかね〴〵陛下が一視同仁の大御心から深く圖圄にある人々にも聖慮を垂れ給ひ、その良民化を望ませらるゝ御仁慈の彌深くましますことに思ひ至りまして思はず感涙に咽んだ次第であります。

これにつきましても、われ〳〵刑務の職にあるものは優渥なる聖恩を感佩し奉て收容者の改善に一路邁進して奉公の誠を盡さねばならぬと確く信ずるところであります。



## 勅語

司法裁判ハ社會ノ秩序ヲ維持シ國民ノ權義ヲ保全シ國民ノ休戚之ニ繫ル今ヤ陪審法施行ノ期ニ會ス一層恪勤奮勵セヨ

# 民意司法に反映するの日——

## 聖上親臨勅語を賜ふ

記念すべき昭和三年十月一日

## 天覽を仰ぎし刑務所製品の數々

わが法制史上一新紀元を劃すべき陪審法は昭和三年十月一日より實施さるゝことゝなり、司法部はこの日を『司法記念日』としてこの不磨の法典の輝きを彌が上にも示した——この記念すべき日に　聖上陛下には親しくわが司法部に御臨幸遊ばされ、陪審法廷をはじめ裁判所に於ける諸般の設備を御視察遊ばされ併せて參考資料や刑務所製品を天覽に供したことであつた。

朝來まことに絶好の行幸日和で、秋晴れの空すみわたり、麗光はなごやかに照り輝いて奉迎の人々の心も、おのづから清らかにさへてゐた。司法部、刑務所職員はもとより、辯護士公證人、司法代書人等奉迎の人々は裁判所竝に司法省前の步道に整列して鹵簿の來るのを待ち上げてゐたが、　聖上陛下には午前十時宮城御出門同五分

お著、直に諸員に會釋を賜ひつゝ原法相の御案内で三階大審院長室に設へられたる御座所に入らせられ、大臣六長官兩次官はじめ、高官の人々に拜謁仰せつけられ、次に牧野大審院長、小山檢事總長よりの言上を聽召され、終つて御座所近くの大審院會議室及圖書室に設けらた前記司法參考資料竝に刑務所製品陳列室に玉歩を進ませられた。これらの陳列品については原法相より一々御說明申上げたが、刑務所製品については特に御目を止められ、陸海軍の委托品や、收容者の手になりし小菅刑務所の模型は傍近く御上體をかゞめさせられて御熟覽遊ばされ、これも製品の卓上に置かれた收容者看讀用新聞の『人』の增刊號や最近の號にも大臣の說明で御首肯あらせられてゐた。

因に天覽に供し奉つた資料は明治司法史上重要なものであるが詳細は次の通りである。

## ◇天覽書類目錄

一、菊花御紋章竝「天皇ノ名ニ於テ」ト印刷アル判決原本

二、同　上

三、「天皇ノ名ニ於テ」ト朱書アル判決書

四、同　上

五、明治二十二年第七百五十八號上告人吉川臺次郎代理人澤田俊三被上告人石井與右衞門代理人松島宗次郎地賃改正地受書請求事件民事聯合判決

構成法實施後最初ノ聯合審判ニ係ルモノ判事波多野敬直ハ後ノ宮內大臣子爵ナリ

六、大正十三年オ第三七二號上告人植田彌太郎被上告人大阪電氣軌道株式會社有價證券僞造行使等竝附帶私訴事件

民刑總部聯合事件判決書

七、明治十四年第六九四號日影山境界爭論上告ノ判文

上告代言人（辯護士）ハ元田肇（現衆議院議長）被上告人代言人ハ尾亨（前遞信大臣）ナリ

八、明治十四年第六九四號覆審一件日影山爭論事件判文

前項事件再度ノ上告ニ依リ大審院自ラ事實審理ヲ爲シタルモノ

九、明治十六年九月刑事裁判書

專任判事（主任）小村壽太郎（後ノ外務大臣侯爵）ノ署名アルモノ

一〇、明治十六年十月二十四日熊坂長庵判決書



所謂藤田組贋札事件ト稱セラレタル事件ノ本犯ニ對スル判決ニシテ陪席判事ニ小村壽太郎アリ

一一、明治元年九月兵庫縣記錄

伊藤俊介（博文）ノ署名アル裁判記錄

一二、明治元年四月刑法事務局書類

近藤勇處刑屆

一三、明治二年大村益次郎謀殺一件記錄

明治二年山口藩團伸次郎外七人大村兵部大輔謀殺事件被告ノ糺問書竝ニ被告梟首ノ判決アリテ執行ノ吏將ニ刀ヲ下サントスルノトキ彈正臺ヨリ之ヲ差止メ問題トナリタル事件記錄時ノ彈正大忠ハ海江田信義（後ノ子爵）ナリ

一四、明治三年雲井龍雄一件記錄

一五、明治三年坂本龍馬殺害者今井信郎判決

一六、明治四年十月斷刑調書

井上馨、伊藤博文、澁澤榮一等ニ對スル言渡アリ

一七、明治七年佐賀暴動記錄ノ一部

江藤新平自筆書翰二通

宣戰ノ檄文

一八、明治七年一月岩倉右大臣要擊事件記錄

原本大木司法卿ノ斷刑伺

負傷現場見取圖

一九、明治六年四月京都府知事參事々件ニ對スル參座記錄

我國最初ノ變體陪審

參座規則

二〇、明治六年廣澤參議橫死事件記錄ノ一部

明治五年山口縣起多正一等廣澤參議暗殺被告事件ニ於ケル參座投票、裁判言渡ニ關スル書類

廣澤參議橫死現場見取圖

參座裁判規則

參座ノ投票アリ（參座中三級判事補立見尙文ハ後ノ陸軍大將子爵ナリ）

負傷ノ個所ヲ示セル人形

二一、明治八年ノ流行歌ニ陪審ノ句アリ

二二、廣澤參議暗殺ニ關スル中村六藏事件記錄

明治十二年ニ中村六藏カ嫌疑者トシテ起訴セラル此ノ時ハ參座ノ設ナカリシモ陪席十二人トナシタルハ變體陪審ノ面影ヲ存セシナリ

廣澤參議負傷現場見取圖

申渡書（陪席十二人）

二三、明治十六年河野廣中等福島事件記錄

陪席裁判官ニ元老院議官ヲ加ヘタルハ變體陪審ノ面影ヲ

存シタルモノナリ

二四、明治九年熊本神風連事件記錄
熊本賊徒擬律案
斷罪

二五、明治十年西南戰爭事件記錄ノ一部
綴池邊吉十郎、大山剛良等ニ對スル九州臨時裁判所ノ裁判書

二六、明治十年西南戰爭ニ內應シタル元老院幹事陸奥宗光（後ノ外務大臣伯爵）ノ自筆ノ口供竝ニ判決竝ニ司法卿ノ加筆アル同上判決草案二通

二七、明明十一年大久保利通謀殺事件記錄
斬姦狀ト判決言渡書
大久保利通創傷ト現場圖

二八、明治十二年本裁判所ニ於テ外國人ヲ代言人ト認メタル事例

二九、明治十五年板垣退助遭難事件記錄
現場見取圖
診斷書

三〇、明治二十四年五月津田三藏一件記錄
大津事件判決書

三一、明治二十六年相馬事件記錄二冊

後藤新平調書勾引狀等
同保釋願竝ニ履歷書

三二、明治三十八年二月清國講和全權大臣李鴻章狙擊事件小山六之助事豐太郎ノ斃奸趣意書
判決原本

三三、明治二十八年九月日比谷騷擾事件記錄
被告人中ニ河野廣中、小川平吉、大竹貫一等アリ東京地方裁判所ニ於テ孰レモ無罪ノ判決アリ
辯護人氏名、判決原本

三四、明治三十八年（ワ）第九三號
原告十五名被告百一名間ニ於ケル稻作灌漑用水ノ割合ニ關スル用水權確認等請求訴訟記錄竝判決原本

三五、佛人ボアソナード記案
佛文治罪法草案

三六、司法省、大審院、東京裁判所、玉乃世履ノ寫眞

三七、司法省創設當時ノ職員寫眞

三八、司法省創設當時ノ職員錄

三九、大審院創設當時ノ職員錄

四〇、明治初年ノ法令ヲ周知セシムル爲ノ通俗的ノ出版物



遠式註違（警察犯）一ツトセー節
遠式註違條例圖解歸繪
同上圖解書（大阪、名古屋）
明治十六年群馬縣違警罪（警察犯）早わかり

## ◇天覽製作品目錄

| 品目 | | 出品刑務所 |
|---|---|---|
| 陪審員選定用抽籤器 | | 巢鴨刑務所 |
| 携帶指紋器 | 仝 | |
| 法の神 | 仝 | |
| 遞信省委託製品 | | |
| 電報着送紙外三點 | 仝 | |
| 爲替集配嚢口 | 仝 | |
| 集配人冬服 | 仝 | |
| 集配人外套 | 仝 | |
| 集配人雨具 | 仝 | |
| 錠行嚢 | 仝 | |
| 花梨製唐机 | 仝 | |
| 紫檀製硯箱 | 仝 | |
| 印刷物 無刑錄 | | 豐多摩刑務所 |
| 紫檀製書棚 | 仝 | |
| 陸海軍委託製品 | | |
| 手袋 | 巢鴨刑務所 | |
| 靴下 | 仝 | |
| 拍車 | 仝 | |
| 肩章 | 仝 | |
| 襟章 | 仝 | |
| 夏外套 | 仝 | |
| 夏襦袢 | 仝 | |
| 陸軍機關銃實包素箱 | 仝 | |
| 同 特種素箱 | 仝 | |
| 同 小銃實包素箱 | 仝 | |
| 海軍二十珊砲丸入箱 | 仝 | |
| トランク | 小菅刑務所 | |
| 藍胎漆器花臺 | 三池刑務所 | |
| 盆 | 仝 | |
| 硯箱 | 仝 | |
| 花籠 | 巢鴨刑務所 | |
| 紫檀製組立花臺 | 仝 | |
| 漆器 菓子器 | 沖繩刑務所 | |

矯正図書館

花臺　金澤刑務所
魔法瓶　大阪刑務所
バリカン　巣鴨刑務所
安全剃刀　全
剃刀　全
西洋剃刀　全
小戸棚　全
事務用卓子　小菅刑務所
同椅子　全
印刷物　海軍省年報外五點　全
三ツ組卓子　巣鴨刑務所
藤椅子　全
印刷物「人」(收容者看讀用)　小菅刑務所
繻珍　京都刑務所
友禪染　全
模造紙　靜岡刑務所
美濃紙　全
石鹼　普通浴用、陸海軍洗濯用　横濱刑務所
收容者浴用
銘仙（女收容者製品）　宇都宮刑務所栃木支所
高配織（全）　全
縮緬（全）　全
紙風船（全）　市谷刑務所
看守長制服　豊多摩刑務所
看守制服　全
自轉車　巣鴨刑務所
小菅刑務所模型　小菅刑務所

その他原法相と小原次官の指紋原紙や、陪審員抽籤器や、小田原漁撈作業、小菅、巣鴨、豊多摩、靜岡、京都の各工場の寫眞や、先に秩父宮、伏見宮兩宮殿下が巣鴨刑務所へ御成の際の記念寫眞も壁間に飾られてゐた。

これらの參考資料及製作品を御興深げに御巡覽の後原法相の御先導で、まづ大審院第一號法廷に入らせられ牧野大審院長よりの御說明を聞召され、次に控訴院法廷では和仁控訴院長より御說明の後、全日本の模範として善美と整備をつくされた新しい陪審法廷へと進御、田中地方裁判所長の言上で、陪審員席、被告席、裁判官席及ひ評議室と隈なく御巡覽遊ばされ、續いて隣れる豫審廷を御一覽の後大玄關の通路にある外國御傭法學者で日本の最初の刑法を作つた佛人ボアソナードの胸像にしばし玉歩を止めさせられ、かくて二階檢事總長室に設へられた



第二御座所で御休憩の後、同十一時四十分御機嫌麗しく還御遊ばされた。

## 各宮殿下の御成

陪審法施行の第一日に、聖上陛下の御親臨を仰ぎまつつた司法部は二日更に、伏見宮殿下、梨本宮殿下、李王殿下、東伏見宮大妃殿下、朝香宮妃各殿下の台覽を恭うし、重ね〳〵の光榮に輝いた。

この日午前十時、御五方の殿下は相前後して御成りになり、原法相はじめ、長官の御案內で司法參考室刑務所製作品陳列室を順次御覽になつたが、妃殿下方は西陣織の見事な出品や陸海軍の委托品に御目を止めさせられ、種々御談ひ合ひ給ひ、伏見宮殿下には、先に巣鴨刑務所へ御成の際の記念撮影を御興深げに御覽になつてゐた。

かくして大審院、控訴院、陪審豫審法廷を御巡覽、伏見宮殿下は御都合で御歸還になつたが、御四方はこれから控訴院第三部宮城裁判長佐々波檢事係りで、審理中の刑事公判廷に御臨みになり强盜殺人未遂事件の公判にいと御熱心に御耳をかたむけさせられ、恐しい犯罪がいかにして起つて來るかと云ふ犯罪の經路を聞召され御感慨深げに拜された。

## 田中首相始め各大臣の視察

皇族方の御臨場についで午後二時から各政務官を先頭に田中首相、小川鐵相望月內相三土藏相中橋商相久原遞相白川陸相等相ついで自動車で裁判所の玄關に乘りつけて來たと思ふと倉富樞府議長はじめ各顧問官、元田衆議院議長、前田法制局長官などの顏ぶれがあらはれてまるで議會でも始まつたかと思はれるほどであつた。

これらの人々が原法相や佐々木秘書課長や、考証學者の尾佐竹判事の案內でゾロ〳〵と巡覽して歩く中を田中首相は上機嫌で時々輕いユーモアを飛ばしながら、それでも熱心に陳列品の前にのぞき込む、かくて新裝の陪審廷も見て新時代を劃した新しい裁判制度の創始に感慨を深めながら三時四十分一同退出した。

## 參觀者で時ならぬ賑ひ

司法部關係者は申すに及ばず辯護士や公證人や新しく陪審員になつた人々が、その後續々として參觀にやつて來るので裁判所は時ならぬ賑ひを呈したが、この空氣の中に何となく「國民の司法參與」が味はれた。

# 行幸を仰ぎ奉るに先立ちて

## 司法大臣より奏上した

### 事項中刑務所に關するもの

司法省所管の刑務所は本所四十七支所三十九、出張所六十一、少年刑務所九、合計百五十六個所にして之に配置せる職員は約九千に達し、之に對する昭和二年度豫算は經常費千三百二萬九千二百十圓、臨時費百四十四萬一千六百四十七圓、合計千四百四十七万八百五十七圓を算せり。

本年五月末日に於ける全國刑務所收容者は四萬一千二百七十六人にして內受刑者三萬七千三百八人、刑事被告人、同被疑者三千五百九十五人勞役場留置者三百六十六人、乳兒七人にして男四万四百五十六人、女八百二十人なり、又死刑の執行を受けたる者は大正十五年中二十九人にして昭和二年は二十二人なり。

刑務所は收容者の種類に依りて區分收容す。卽受刑者と刑事被告人及被疑者とは同一區劃內に於て分界したる場所に拘禁するを通例とするも、特に重要なる地に於ては主として刑事被告人及被疑者のみを拘禁すべき刑務所を設け、受刑者に付ては更に刑期、年齡、性格、男女別等に依り區分し、刑期十年以上の者は小菅外六箇所に、女受刑者は宇都宮刑務所栃木支所外八箇所、少年受刑者は小田原外八箇所の少年刑務所に收容し、性格不良、敎化困難なる者は特に千葉外六箇所の刑務所に分離拘禁す。尙最近年齡六十歲以上の老衰受刑者を氣候溫和なる靜岡刑務所濱松支所に收容し、少年受刑者中心神耗弱者と認むべき者を八王子少年刑務所に分離收容し、又農業を以て將來の生業と爲さんとする者を網走農園刑務所に收容せるに爾後の成績孰れも良好なり。



現時に於ける行刑の方針は、受刑者に苦痛を科するを目的とせず、主として受刑者の健康を保護し、其德性を涵養し、職業上の訓練を施し、以て良民として社會に復歸することを得せしむるに在り。卽一般衛生上の施設としては食料費は、昭和二年度の決算に依れば一人一日平均十四錢二厘に過ぎずと雖、努めて榮養上必要なる注意を加へ、保健技師及保健技手を置きて、疾病治療に從はしめ、德性涵養の方法としては敎誨師及敎師を置き、人格の向上を圖り一面普通學科の敎授を爲さしめ、時々有益なる活動映畫及蓄音器の演奏を行ひ、敎化に資せしむ。又少年受刑者に對しては累進處遇の制度を採り、下級より上級に進むに從ひ、其の處遇を緩和し、尙本年四月より現役將校の指導に依り每週二時間以上敎練を施行し、心身の鍛鍊に資しつゝあり孰れも其の成績良好なり、又受刑者の職業訓練としては規律的勤勉の良習を養ひ、釋放後に於ける就職準備を爲し、以て正當なる社會生活を營ましむるを以て主たる目的とす。之が爲約九十種の作業を設け、衛生、經濟其他收容者の健康、技能、職業、將來の生計幷刑期等を斟酌して、適當の作業に就かしめ、其の結果に對しては作業賞與金を給與す。之が爲には作業技師、作業技手等指導の任に當る、而して作業より生ずる收入は年々同じからざるも昭和二年度の決算に依れば六百五十万一千餘圓にして作業賞與額は、七十四万一千圓なり。尙昨年五月少年受刑者職業訓練の爲、漁撈作業を創設し、小田原少年刑務所受刑者をして之に從事せしむ、目下の就業人員は約三十名にして漁船二艘を以て、伊豆相模の近海或は大島附近に出漁し居れり、近く海軍省より廢艦武藏の保管轉換を受け、之を浦賀港に繫留し、此等出漁者の宿泊所に充て一層斯業訓練の徹底を期すべく計畫中なり。

原法相は十月一日の御臨幸に先だつて、宮中に參內し、司法事務一般について委曲陛下に奏上したのであつたが、その際法相は、畏れながら刑務所へも一度行幸を仰ぐことが出來れば罪にあるものはもとより、一般社會の感激のほども察せられる旨言上して、實は近く小菅、巢鴨等新樣式の大刑務所が竣工になりました曉には行幸をお願申上げたい意味をつけ加へ奏上したとのことを洩れ承知したが、もしこれが實現されるやうなことになれば、光榮この上もないことである。

# 重々天覽の光榮

## 東奥の野に御統監の際
## 宮城刑務所製品を御前に

十月十日午後四時、あたかも東北の野に陸軍大演習御統裁のため岩手、宮城兩縣下へ行幸あらせられてゐた天皇陛下には仙臺市の偕行社の行在所に於て、宮城縣下の產物を天覽あらせらるゝを機會に、宮城刑務所製品も天覽を賜ふの光榮を負ふたことは、刑務界のため重ね〳〵の光榮であつた。

これより先奥田宮城刑務所長はこの趣を仄聞するや直に縣當局へ刑務製作品をも天覽品の中に加へられんことを交涉し、當局の快諾を得たので、直に製品を調達し、偕行社の樓上に縣物產品と共に陳列した。

十日の午後四時四十分頃宮城縣知事の御案內で陛下には物產品を御覽あらせられ、特に刑務所製品に對しては三十分余に亙りて天覽を賜はつたと云ふことである。因にこの時岡侍從はこれらの天覽品の內重箱一組（價格三十圓）を賞求められたさうである。

天覽品は宮城刑務所の製品のみであつたがその品目は

天覽品目錄

家具木工（卓子、花臺、椅子、重箱）
紙　類（美濃紙、半紙、障子紙、卷紙、封筒）

かうして刑務所製品の天覽が長れ多くも重なるにつけ、その度毎に進步のあとを歷然と示すやうにならなければ、聖慮に副ひ奉ることにならないのだから、技術者も當局もそこに十分の覺悟を要することである。



## 廢艦「武藏」浦賀へ
# 愈々海上刑務所の實現
## 曳航に際し便乘して

記生A

小田原少年刑務所では、さきに水產講習所から青鵬丸を、神奈川縣水產試驗場から相模丸（昭和三年三月十八日昭龍丸と命名三十二噸五十馬力）を借受け、收容者をして漁撈に從事せしめ、爾來良好なる成績を擧げてゐたが、行刑局では、更に之が徹底を期すべく御大典紀念事業として廢艦「武藏」を海軍省から保管轉換を受け、世界に誇りうる而て最初の海上刑務所を實現すべく計劃をすゝめてゐたところ愈々此度、海軍省、大藏省の承認を得て、拂下げをうけることゝなり本月四日引繼を完了し、五日浦賀港の豫定地に曳航、繫留作業を終了した。近く諸般の修理其他必要なる取付作業が出來次第、開廳式を擧げる筈である。

この引繼、曳航に際し、行刑局からは芥川衛生官、古田司法屬、小田原少年刑務所からは和田所長石澤作業主任其他が出張した。

廢艦「武藏」は明治十九年に起工し明治廿一年一月橫須賀工廠で進水した千四百七十噸の木造船で我海軍にはたつた一つ殘つてゐる木造艦「大和」の姉妹艦である。長さは三十五間、巾五間で今からみれば小さいものだがそのかみ東鄕大將が艦長だつたといふ由緒もある。日露戰爭當時、バルチツク艦隊が津輕海峽を通過するのをとりふし函館から出航せんとして發見したのもこの艦の歷史を飾つてゐる。

大正十四年廢艦となつたものであるが、材はチークを用ひ、兵器に屬するものだけは取り除かれてゐるが機關其他備品はまだ四百數十點殘つてゐる。從つて海軍の軍艦としては、之を動かすのに金ばかりかゝり、しかも戰鬪力はないから、やくにたゝないが、之をつぶしにすれば、どんなに最低に見積つても、五萬圓以上の價格は充分ある。

そこで、海軍省の方はとにかく、大藏省の方が、なんぼ積極政策を標榜してゐてもおいそれとは應じな

い。種々面倒な交渉がゐる、種々な手續や交渉にかなり手間がとれたそうである。さていよ〳〵拂下げを受けることになつても、何處に之を繫留すべきかゞ問題である。

實際和田所長、石澤作業主任の苦心も一方ならぬものであつた。

漁業に適當するところでなくてはならぬ。交通も不便であつては困る。波に對する抵抗力がないからその點も考慮するの要がある。

こゝはよいと思ふと、その漁民や附近の村民の反對がある。或は要塞の關係でいけない。

いろ〳〵探索の結果がとう〳〵現在の浦賀港に繫留することに決したのであるが、その間の努力苦心は、想像外であつたらう。

さて十月四日正午、芥川衛生官、和田所長を初め一行は、橫須賀の港務部を訪れ、副官と會見打合せの上、港務部の係りの人々とランチで武藏の錠船地に向つた。

さすがに軍港で鎭守府の所在地である。たへず飛行艇が、上空を飛びまはつたり着水したりしてゐるのがめづらしい外、軍艦、巡洋艦、水雷艇、驅逐艦、潛水艦等々が港いつぱいにまで並んでゐる。「海國日本」をおもはせる。民間の船も商船も一艘もない。

まもなく「武藏」につく。

眞黒な二本マストにヤードがたくさん出てゐる。

昔、だから、これを俗に「おいらん船」だといふたさうであるが、併し煙をはかず、武裝をとかれ風雨にさらされてあせたその姿はそゞろ哀愁をそゝられる。

「廢艦武藏！」

妙なセンチメンタルな氣分をそゝらずにはをれぬ。

部類をわけて、引繼がおこなはれてゆく。記者は、たゞ說明をきゝ乍らついてゆく。

蠟燭の火をたよりに、船底まで案內されたが、木造艦とは云へ、もはや化石のやうになつてゐるので、勿論水がしみ入るところはない、たゞ艦內には甲板上からは、少し雨もれのするところがある。

さうして外の大きな今の艦からみれば、小さいものだが、實際くまなく歩いてみると、想像以上に廣い。

そうして、かくれたら一寸わからない穴倉のやうなところが諸方にあるから、戒護上からだいぶん手をかけて、閉鎖しなければならぬ箇所が多い。

エンヂンも破損してゐるのは少く十分使用が出來る。

和田所長の話では、鰯の蒸干も今



後やりたいから、使用したいとのことであつた。

鹽水をくみ上げるポンプ裝置も眞水タンク等も完全である。

士官室は修理すれば立派な事務室にもなる。

收容室にあてるところは、水面上になつてゐるから、寢室をいかにするかは、少し考究の要があるがこの點は衛生上からよいとのこと。

一巡するだけで、かなり時間がとれた。終つて艦上で紀念撮影を行ひ、再び港務部のランチにより歸り、明朝七時半の曳航を約して辭した。

十月五日、七時半、再び港務部を訪れたが、もう曳航準備が出來てゐるといふので、直ちにランチにのり込む。雨がをりわるくふつて、あたりは、煙つてゐる。

七百八十馬力の曳航船が二隻でひいてゆくのである。

許可をうけて、その曳航の狀態をカメラにおさめたが、何だか不安である。案の如く余り出來ばえがよくない。

一行は武藏艦上の人となり、石澤看守長と記者とは曳航船に乘り込む。

約二時間で浦賀に到着する。港務部では、曳航船をさきに一艘派遣してゐて、繫留作業に從事せしめられてゐる。

手傳のため昭龍丸が來てゐるが、作業は殆んど海軍の手で行はれた。

錨六個の外に、更に動搖せぬ石のおもりをつけ、永久に碇船させるやうになつてゐる。

位置は陸から約二十間の地點である。

一同は他に交涉等の用件があるので船から引上げ、町長、郵便局、警察署、電氣會社等をおとづれ交涉をすることゝした。

水は幸に、ちかくに井戸があるために、引入れるに便であるが、電話は未だ艦上に引いた例がないが、なるべく便利な方法を講じたいといふことであつた。

孰れ詳細なことは、後報に於て認めたいと思ふがとにかくこの船を母體として漁業をやる傍ら船具の手入や海洋潮流、天候の觀測、航海術、機關術を少年に教へ、海事思想を普及することは、肉體的にも精神的にも效果があるばかりでなく、將來この少年達が社會にたつてゆく上に、多大の資益を齎らすであらう。

尙因に、修理が完成の上は、當分は試驗的に小田原少年刑務所から四十名程度を收容し漸次各刑務所から希望者を募つて收容する計劃である。

行刑史上、劃期的なこの艦上刑務所の出現をよろこぶと共に、將來これが充實と所期の目的の達成を希望してやまない。

刑政第41巻第11号
矯正図書館

# 陪審制夜話

大審院判事　大森洪太

## 一　陪審法の實施に直面して

陪審法の實施は眞に目睫の間に迫つて來た、我國にも陪審制度を迎ふるの秋は遂に來たのである。陪審制度を採用すべしとの論議はすでに明治初年の頃に於て、或一角に起つたさうであるが、公式に問題となつたのは、大正八年の七月である。即ち原首相が臨時法制審議會に對して、陪審法制定の可否を諮問したのにはじまる、その時には、正に空谷に跫音を聽くの觀があつたのである。成程陪審制度採用の可否に付いては、論陣に、講莚に、しばしば議論は上下せられたけれども、波に漂ふ根もない小草のやうに、寄る邊定めぬものであつたが、突如として、台閣の高處にその聲が擧つたのである。然るに、この聲には反響があつた。陪審法を制定すべしとの議が、すらすらと纏まつて、大正九年の十二月には成案を得るに至つたのである。斯くて一議會で流産の憂目は見たが、大正十二年の四月には立派に法律として公布せらるゝに至つた。

陪審法は僅々百十餘箇條から成る渺乎たる一少法典であるものである、わが國の裁判制度に曠古未曾有の大變革を齎すものである。その意義において甚だ深刻であり、その價値において頗る重大なものである。由來法律の改廢には相當長い歳月を必要とする、現に陪審法と相



前後して公布せられた新民事訴訟法は起草準備に着手して以來、三十餘年の星霜を閲してゐる。然るに、しかく深刻な意義を有し、重大な價値を持つこの陪審法は四年たゝぬ内に法律になつてしまつたのである。全く以て一箇の奇蹟である、陪審制度は結構なものだからといへば、それで濟むが、要するに時代の反映である、時勢の賜物である。

陪審法には五箇年の實施準備期間が付せられてゐた。公布當時私は或る法律上の用務を帶びて、ロンドンに居たが、一瀉千里式の陪審法の成形に驚いた。尤も實施準備期間が五年もあるから、その間には何とかなるだらう、又何とかしなくてはなるまいと考へた。勿論朝野の間に於て、準備期間は空費せられては居ない、私も大正十五年に歸朝して以來、上司の命を受けて、諸所を講演して廻つた。併し、過ぎてしまへば、五年も寧ろ一瞬刻である、今その實施に直面して、足元から鳥が飛び立つ思ひはする。

大正十四年の秋私は　秩父宮殿下の御伴をして、ロンドン中央刑事裁判所を訪ねたが、その時、サー・アーネスト・ワイルド氏（ロンドン市のレコーダーで）（同裁判所の判事の職に就く）が法廷において申し上げた。その内に次の一節があつた。

『當法廷は英國隨一の巡回裁判所である、從つて、此處に外國の貴顯をお迎へ申すのは敢て珍しい事ではないが、我等の齊しく長敬する大日本帝國の　天皇陛下の第二皇子にておはします　秩父宮殿下が親しく駕をまげさせ給ふといふが如き大なる光榮は、我等と雖も未だ嘗て荷ひ得ざりしところである。この大なる光榮は滿廷の諸君と共に永く肝に銘じて忘れざらむことを、私はこゝに誓ひ度い。　殿下の我等にこの大なる恩寵を垂れ給ひしその御心に至つてはもとより私の推し奉る由もないところであるが、ただ〳〵拜察を許し給はるならば、日本はすでに陪審法を公布して、近くそれを實施するといふことである、而して、わが英國は八百年來陪審制度を採用し來つて、幸にして、それが今われ等の誇りともなり、譽ともなつてゐる、これが卽ち　殿下が當法廷に今日光榮を下し給ひし御動機ではないかと、畏れながら忖度し奉る。滿廷の諸君、この光榮の機會を一大機緣として、而して東西の兩島帝國が同じ陪審制度を擇んで、同じ道を進むことになつた機會を一大機緣として、從來兄弟の如く親しかつたこの兩國は、更に强く固く握手して、世界の正義のために、貢獻し度いと思ふ。蓋し、陪審制度は凡そ人智の案出し得る最大且最善の裁判制度であるからである。』

この御歡迎の辭と共に、萬廷肅然として、殿下に深甚の敬意を捧げたのであつた。

陪審制度がワイルド氏の所謂『凡そ人智の案出し得る最大且最善の裁判制度』たることに付ては、私はもとよりそれを疑はない。勿論それを疑はないけれども、それは陪審制度の善用善能を讃して後の事である。善く用ふれば大いに善くなるが、惡く用ふれば甚だしく惡くなるのである。善か惡か、吉か凶か、今や正にわれ等は陪審制度の正邪兩道の岐路に立つてゐるのである。

## 二　陪審制度の歴史

一概に陪審制度といふけれども國により時に從つて、差異はある。併しながら、國民が裁判に參與するといふ基本においては、もとより何れも同一である。尤も近代ドイツの發明した參審制度（之を古代獨逸の遺風であるといふ學者もあるが定說ではない）も國民をして裁判に參與せしめるものではあるが、陪審制度においては、陪審の意見即ち國民の聲が獨立せる一箇の意見として法廷に現はれるのに反して、參審制度にはそれが無い。國民參與の點に付いては陪審制度は遙かに參審制度に比して徹底的である、こゝには參審制度のことは述べない。

陪審制度の淵源は實は明瞭ではないのである。古代のゲルマンにあつたと云ひ、支那が元祖だと說き、スカンデイナヴイヤが發祥の地だと爭ひ、英國のアルフレツド大王が創案者だと論ずるが、何れも有力な根據は無い。勿論、洋の東西を問はず、輿論が裁判を動かした事例は存すだらう。明君賢吏が事を斷ずるに當つて、努めて民意を察した史蹟はあるだらう。併しそれだけでは、陪審制度の存在して居た證據にはならない。裁判に民意を迎へよといふ思想は、恐らく何れの世いづれの國にも存してゐただらうが、それだけでは勿論陪審制度の行はれてゐた證據にはならないのである。

今日まづたしかだと思はれる說に依れば、フランク族のカロヴイング王朝（その內で第八世紀の中葉から第九世紀の末頃迄）に、陪審制度のほう芽は探り得られるこの王朝においては、時々國民中から任意の者を呼び出して、政務に關する諸問をした。政務とはいふものゝ、訴訟關係の事項糺彈關係の事情が重に諮問の目的となつたのであるが、この慣例がノルマン地方（今の北佛）に殘つて、ノルマン諸公によつて繼承せられた。

西曆一〇六六年のノルマン公ウイリヤムの英國君臨は英國の歴史に一新時代を作り上げた。爾來ノルマン王朝（一〇六六―一一五四）の世に頻りにノルマンの文物が輸入せられ、右の諮問の制度もいつしか一緒に流れ込んだのである。そして、それが徐々に併し力強く英國に植付けられて、花を開き實を結んで、いはゆる「英國の誇たり譽たる」陪審制度になつたのである。

從つて、英國は陪審制度の原產地たる光榮を荷ふことは出來ないけれども、陪審制度の本場たる名譽はその擅にしてゐるところである。

何が、故に英國で榮えたか、それには種々の原因がある。

英國人は自己の權利を尊重することにおいて極めて、堅固なる國民である、その國民に、縱令英國王朝の血は承けてゐるものゝ、外國から來て君臨しやうといふのである、所詮は一筋繩では行かないから、ノルマン諸王は法律を嚴格に勵行した、當時のノルマン族は法律萬能の權化だつたから、お手のものゝ法律で威嚴を示したのである。そこで、法律勵行に付隨して、自己固有の陪審制度の種を根强く根深く植ゑ込んだのである。

種子の力も强かつたが、之を迎へた土も陪審制度には極めて適當なものであつた。自己の權利に大なる執着をもつ英國々民、しかも地方的勢力を土台にして、發達して來た英國々民（之が英國に於ける自治制度及議會制度の振興の主因である）即ち、自己のために、自己の地方のために、自己の國家のために、正義を熱愛する英國々民には、陪審制度は何よりも結構なおみやげであつたのである。これをもたらした動機は知らず、かれ等は歡呼して之を迎へた。少くとも、結果において、かれ等自身のためには、貴重な贈物となつたのである。

更に考ふるに、當時英國においては、今日のいはゆる證據裁判が未だ發達してゐなかつた、わが國の上古に行はれてゐたくがたち（盟神探湯）のやうな天意裁判殊にその一種たる決鬪裁判が行はれてゐた。惡魔の力を借らず、地獄の助を求めず、われはわが身體を以て爭ふ、をいふ物すごい誓の言葉を、判事の前で叫んで、原被兩告

は双を交へるのである、星の光の輝き初める刻限を以て、決闘の最後とする、それまでに勝つた者が、即ち勝訴者と宣告せられる（此の種の裁判は國法として形式上は一八一二年迄存續した）斯様な野蠻な裁判制度が、すでに啓蒙期に達してゐた當時の英國國民に嫌はれたのはいふまでもない、そこへ乘込んで來たのが陪審制度である。これもまた歡迎せられた一原因であらう。

爾來英國は唯一の陪審制度の國となつてゐたが、佛國は大革命以來、令衆國は建國以來、その後諸國は相踵いて之を採用した。

現在陪審制度を採用してゐる國の數は多いけれども、何といつても英國は陪審制度の第一國である。英國に咲き匂ふこの花は。外の土へ移せば忽ちにしてしぼむ高山植物の如きものであらうか。わが國における培養の日はこれからはじまる。

## 三　正義の殿堂奉仕

陪審制度によつて、國民は裁判に參與する。元來國民もまた勿論國家の構成分子である以上、國家の重要務中の重要務たる裁判に、國民をして參加せしめるのは至當である。當然過ぎる程當然のことである。明白過ぎる程明白なことである。理窟ではない、事實である。掩ひ得さる大きな第一義である。

陪審制度にも短所がある。しかも、大きな制度だから、次第によつては、隨時隨所に厄介な病弊が簇出する。勿論、その病弊は豫防もし撲滅もしなければならないが、兎に角毒菌の携帶者である、その兇暴を逞しくする日が來ないとも限らない危險はある。然しながら、斯かる危險を包藏するに拘はらず、尙ほ且歡呼して之を迎ふるべき重大な理由がある、即ち、陪審制度には廣大無邊な靈驗がある。國民が裁判に參與するのだから、國家の正義は直接國民によつて維持せられ、保障せられ、尊重せられ、伸張せられることになる。勿論これまでと雖も、國民は國家の正義を愛し且つ敬つてはゐたけれども、それは不幸にして裁判官のみに託せられてゐた。敬愛の念いかに篤しとするも、要するに對岸の事象であつた。然るに、それが自分のものになつたのである。裁判官と國



民とが共同して擁護すべきものになつたのである。自己のものだといふ執着を持つことになつたのである。母の如く、父の如く、子の如く、戀人の如く、自分のものとして愛し且敬ふことになつたのである。正義の殿堂今日からは賽者にはかにふえて、光華乍らにして彩りを鮮かにすることになつたのである。生まれて聖代に逢ひ、この祥事を迎ふ、芽出度くもまたかたじけないことである。

國民に國家の正義に對する愛着の念が強くなる——これが陪審制度の長所は外にもあるが、これが肝心のものである。これ以外のことは述べるに及ばぬ、これ以上のものは想像が出來ない。陪審員たるの權利及義務とよくいふが、權利だとか義務だとかいふ文字を用ひることはこの場合にはいかにも水臭い、國民として當然持つべき愛國心の發揚である。一旦緩急ある時は、命を鴻毛の輕きに比して鐵火のちまたに突進する、その愛國心を裁判の方面にも迎へるのである。陪審員となつて、出廷して審理をきゝ、評議をして答申する、勿論それは厄介なことである。併しそれが國家の正義のためである、愛國の至情を以てこれに當らなければならないのである。一千六百八十九年の七月二十九日、英國王ジエームス二世は無情で強情で國民に對する國の司法史に燦然たる光彩を放つ壯絶快絶の物語りである。時の國王ジエームス二世は無情で強情で國民に對することと犬豕に臨むが如きものがあつた。由來國王は忠順な英國々民にもとても辛棒の出來ない命令を強制しやうとした。それは有名な宗教自由令である、宗教自由令とはいふけれども、實は舊教公認の命令である。當時英國は熱烈な新教國になりきつてゐた。然るにジエームス二世自身は舊教信者だつたから、斯様な命令を下したのであつて、その命令書を寺院で朗讀せしめやうとした、これに對してカンタベリーの大僧正以下七人の僧正が朗讀取止の請願書を捧呈したのを、君側の姦臣が敢てそれを治安擾亂罪に當るものとして、糺彈したものである。七僧正は悉く忠君愛國の士であつた。その行爲は勿論犯罪にはならないのである。それを官憲の一派が陷害せしめむとしたのである。併し、そこには陪審員が居た、官憲はあらゆる手段を盡して籠絡もし威迫もしたが、かれ等は富貴に淫せず威武に屈せざる者であつた。尤も官憲の息の掛かつた者は數人居た。なかんづく二人は頑強に御用振を發揮したが、遂に正論派の軍門に降參した。暑苦しい夏の一と夜を密閉せられた室の中で熱論を闘かはし

た。かれ等は徹宵評議したのであつた。當時は陪審員に火、飲料及び食物は嚴禁せられてゐた。食はず飲まずの大激論である。翌朝洗面の水が運ばれた時に、十二人が十二の口を盥に突込んで、その水を飲んでしまつた。答申は勿論「無罪」であつた。

この意氣が必要である。

## 四　素淡の心

陪審員は事實の有無を答申する事實の有無に付いて陪審員の意見を徴する。こゝが陪審制度の特徴である。事實の有無は無垢な素直な心によつてのみ、看取せられ得るのである。されば、陪審員には學識も無用であり、經驗も不用である。學識に拘泥して出て來る結論經驗にこんがらかつて捻り出される意見は、歡迎し度くないのである。重ねていふ、陪審員には學識や經驗を要求しない。左樣なものは時には却つて邪魔になる。ただ〳〵望むところは清く純なる心の境地である。けがされず、わづらはされざる腦裏である。陪審員は色が付いてゐてはいけない、息がかゝつてゐては困る。例へば、拭はれた鏡には物の形がはつきりとうつるやうに、清く澄んだ秋の水には物の姿がそのまゝに浮ぶやうに、陪審員の心が清ければ清い程、澄んで居れば澄んで居る程、換言すれば、少しでも曇りがかゝつてゐなければゐない程、事案の眞相が正確に、端的に、如實に陪審員の胸に反映する。

陪審員は事前に此奴怪しいなと疑つてはいけない。一切の豫斷を去り、凡百の忖度を棄てゝしまつて、法廷に臨まなければならない。陪審員に望むところは、透徹せる「空」である。清明なる「無」である。陪審員に學識が無いと困るといふ人もある。いはゆる陪審尚早論者の中に、更によく教育の普及するまで陪審法の實施を延期せよと主張する悲觀派がある。併し、學識があれば、むづかしい書物は讀めるかも知らないが、事實の判斷は必ずしも出來ない。學識大いに結構だが、陪審員となるには、先づ以て無垢無累の、空つぽうな、白紙のまゝの心が必要である。實はそれだけで澤山である。私は滯英四年の間しば〳〵彼の地の法廷に出入したが、驚いたことは、陪審員の中に文盲な連中が少くない。簡單な文句の宣誓書が讀めないの



であつて、左樣な連中はいつも小さな聲で、眼鏡を忘れて來ましたと辨解する。誰れが發明したのかは知らないが巧妙な言ひ草である。これ等の目に一丁字なき先生達が、どの樣な判斷をするかときいてゐると、答申は天晴れ堅實なものである。炳乎として日月の如き觀察を下してゐる、こゝが味はふべきところである。

又或る人々は陪審制度の長所は人情を以て事件に臨むからだといふその眞意は解し難いが、人情を豫め用意して置いて、それを通して、事件をのぞくといふ意味ならば、甚だ以て穩かならざる言分である。神の御心ならばいざ知らず、事實の判斷をする前置きとしては、人情も獸情も無用である。もとより憐むべきを憐れみ、許すべきを許すのは、當然のことであつて、寬仁は斷獄の要諦ではあるけれども、それは最後に判決を下す裁判官の職分である。陪審員としては事の眞相をみるのが本務であつて、愛情の念によつて、黒白を左右にするが如きは、以ての外の次第である。愛憎の念すでに絶つべし、まして道路の噂や人の評判の如きは、法廷に入ると共に、さらりと棄てゝしまつて、透徹した「空」にかへり、清明な「無」によつて、事件をみなければならない。英國では新聞雜誌等に被告人の素行經歷等陪審員に豫斷を與ふべき一切の記事を掲げることを嚴禁し、それが的確に勵行せられてゐるからこの弊害はないが、陪審員は兎に角道聽途說に膠著してはいけない。法廷に出頭して、今日は何某窃盜被告事件だといふことを知らされる。何某、聞いたやうな名前だね、あさうだ〳〵、誰れかに聞いたが、これは前科十犯、强窃盜の常習犯で、親不孝で女たらしださうだ、といつたやうな事を思ひ浮かべては、正當な事實の判斷は出來るものではない。その噂にきいた事柄は一切棄てゝ、わだかまりの無い心を以て事件に臨まなければならない。

論語は所謂坦而蕩々、これが陪審員必須の心得である。

## 五　正者不懼

陪審制度にも短所がある。これを過去の歷史に照し、現時の實情に徴するに、甚だ以てひんしゆくすべき點が少くない。併し、これ等の短所は國民の自覺によつて、悉くこれを匡救し得られるものであつて、又どこまでも

これを匡救せざるべからざるところのものである。正義の殿堂に奉仕する勇猛不退轉の精神の前には、所詮何等の力なき小さい障礙たるに過ぎない。遮莫、私の最も懸念に耐へないのは、面倒臭い、どうでもいゝ、自分が意見を述べないでも、誰か十二人の中には音頭を取る人があるだらう、總てはその人に一任する——といつたやうな投遣りな氣持が、陪審員の評議の席上に漂ひはしないかといふ點である。英國に於ても、昔の世には、箸を机の上に立てゝ、右に倒れると有罪、左だと無罪（我國では犯罪事實の有無に付て答申するのみであるが英國では進んで有罪無罪の評決をする）と一決した馬鹿々々しい事例もあつたさうである。今でも評議が長引いて、終列車の刻限間際になると、乘遲れては大變だ、早くどちらかに定めやう、とぬかす不所存者も稀には出て來るさうである。

人任せにする、いゝ加減にお茶を濁す、これが陪審制度における衆惡の府である。陪審員の評決が即ち健全なる國民の聲である、國民の信望を荷なひ國家の正義に翼贊するに當つて、自己の所信を陳ずるに吝なるが如き者は、眞にこれ背信背任の賊である。そこへ行くと、兎にも角にも英國の現情には感心すべきものがある。簡單な事件だと、判事の命によつて、陪審員はそのまゝ法廷で評議をする。それを見てゐると、十二人悉く發言してゐる。千九百廿年以來婦人にも陪審資格が公認せられて、大抵一事件に二三人は婦人陪審員が出てゐるが、婦人でも決してだまつてはゐない、時には婦人が最も多くしやべつてゐる。柳眉をさか立て、紅唇をふるはせて激論してゐる光景は、正に文明の盛儀、現世の壯觀である。更にいふ。陪審員は國家のために正義翼贊の大任務を帶びてゐる。陪審評議室は實に國士健鬪の壇場である。自己の所信に忠なるべく、千萬人と雖も行くの氣慨が必要である。因循怯懦は大禁物である。正に處して懼れざる浩々乎たる精神を信條としなければならない。某國で當時全土に跳梁して居た怪賊團の一人を審理した時に、同じ團員の一人が傍聽者にまぎれ込んで入廷した。この男は特に獰惡凄愴な形相をしてゐた、審理の要處要處で、恐ろしい目で陪審員をぐつと睨む、陪審員はふるへ上つて、有罪の評決が出來なかつた。又某國で義賊の名高い大泥棒が捕へられた。義賊とはいふものゝ、殺人十數件、强盜放火掠奪無數といふ稀有な兇漢だつた、恐怖の極、陪審員が出て來ない、出て來ても何時の間にか歸へつてしま



ふ、裁判所でも持餘して、管轄指定の方法によつて、事件を南から北へ、東から西へ、諸所の裁判所に移して、辛らうじて有罪にした實例もある。繰り返して言ふ。「正に處して懼るゝ勿れ」、之れ實に陪審員の三省すべき一句萬了の金言である。

素淡の心を以て事件に臨み、不退轉の氣概によつて所信を貫く。正義の前に懼るゝことなく、正義のために惜しむこと勿れ、之れが私の陪審員諸賢に對して切望する所である。

わが國の司法の威信今日の如くなるは、われ等の先輩大先輩の辛苦の賜物である。我等は前者の遺功をうけて、礎かたき正義の殿堂に皷腹の樂しみを續け來つたが陪審制度の實施と共に、再び我等の額に汗すべき秋は來た、先進の勞に答へ、また卿か以て國恩に酬ゆべき時は來たのである。陪審制度是耶非耶、その實施に直面したる今、私は端しなくもゲーテの小歌を想ひ起す。

Freudvoll
Und leidvoll
Gedankenvoll sein;
Langen
Und Bangen
In schwebender Pein;
Himmelhoch Jauchzend,
Zum Tode betrübt;.....

喜びに充ち
悲しみに滿ち
たゞ思にぞ沈む
望みと
あこがれと
果てしなき悶えかな
大空翔けて歡べば
死に打ち沈み嘆くなり……

これは、或は喜び或は憂ひ、悲喜相交錯する戀のやるせなき心を歌つたものである。戀ではないが私の陪審制度の採用に當つての氣持も同樣である。惡果に想到すれば　この九月の殘炎なほ旦膚に粟を生ずるけれども、善果を翹望すれば、心もをどる思がする。國民諸賢と共に善用を期し且望み、手を擧げ、聲を揚げて、陪審法の實施を迎ふ。

——了——

# 詭激思想懐抱者に對しての刑務所存在の意味

W生

近時一般、所謂、有識者流とでも云はるべき人達は思想の惡化と思想の混亂とを今更らの樣に頻りに叫んでゐるやうである。眞に多とすべきであらう。その惡化と云ふことの意味は漠然としてではあるが

此處で詭激思想と云ふことの意味の限定が必要であるが、私は特定の時代の一般大多數人の生活の素材を極めて直接なる行動によつて脅威する考へで所謂、犯罪學上の進化犯罪とでも云はるべきものであらう。然し、これ等は或意味では納得せらるべからざるものである。從つて形式の上での治安維持法違反其他此に類する法律命令に規定せられた、作意不作意の案件にふれたものが此に云ふ詭激思想懐抱者と云ふべきであらう。

此種の人達に對しての釋放後の保護は殆んど手がつけられてゐない。勿論それには自から種々の事情の存することを否むものではないがかゝる狀態に於てのそれ等の人達の將來は思ひ半に過ぎよう。

今はしばらく彼等に對しての刑務所存在の意味を少しく探究して見たい。

近時益々此種の犯罪者は增大するやうである、そして彼等の誰れもが刑務所に入ることから痛苦を感ぜないのは勿論或種の誇りをすら感じてゐるやうである。彼等の獄中記又は獄中感想錄は一種の記念品として世に公示せられるやうである。

もとより此等を別として吾等は彼等に對して果して刑務所は如何なる意味を持つてゐるか、又は持つべきであるかと云ふことは是非とも考へて見たい事である。

少くとも裁判所が何年なり、何月なり、判決する事によつて禁錮なり、懲役なりを課しその終末が刑務所で與へられる。裁判所は明らかに大なる確信の下に所謂、今日の刑罰思想の明示する所によつて個性と環境の思料の上に適正なる判決が將來せられる事は當然であつて何等疑ふ餘地はない。

そして刑務所はその機能の全力を示して此の素志にそうべくその與へられた期間のうちにせめて彼等を惡化しない程度に、否、更に進んで彼れがその刑罰に肯服して收容中に於て何等かの意味に於て彼れが持つた詭激思想を拋棄して正當な意味で飜然と社會生活に復歸するであらうことを豫期してゐる事を信ずるものである。若しそうでなければ彼等に對しての刑務所存在は何等の意味をも彼れに拘禁と云ふことの外將來することは不可能であるからである。

私は此れは當然の刑務所存在の意味であり任務であると信じてゐるのであるが、果して滿了せられてゐるであらうか。

思想が思想によつて批判せられ、思想に對しては他の思想のみが相對する權威であらうことは今更らしく云ふまでもないことである。そしてこの道場は正しく裁判所や其他ではなしに刑務所ではないかと思ふ、即ち與へられた刑罰の究意的意味が滿足せられるのは恐らく刑務所存在の彼等に對しての只一つの意味であらう、又偬に國、社會はこの事が與へられることを刑務所に要求し、且つ滿足せられてゐることに安心してゐるのである。

若しそれ、此事にして何等の効果なく、さらに進んで惡化を增大するであらうならば一大事であり、刑務所存在の意味は少くとも彼等にとつては全然無いと言つても過言ではあるまい。

現狀に於て果して如何。

今日に於てはそれ等に對しての用意の何ものをも具備してゐないやうに思ふがどうであらうか。

吾人は偬にその方途と用意とが與へられゝばその効果の著明なるべきを信じ得る。

先づ私見として此を示せば——

一、一個又は數個の特設刑務所に集禁すること

二、思想係を設置すること

三、特種の處遇をなすこと特に戒護を嚴重にすること

四、官吏に優秀、理解ある者を特に採用すること

五、特に家庭との連絡に注意すること

五、環境及性格の嚴密なる調査——等

思想國難の叫ばれる折柄社會は擧げて思想善導に腐心してゐる。吾等は特に此點に於て重要なる責任を感じねばなるまい。

物故刑務官追憶のかたり

# 先人の足跡を辿りて（二）

## ——思ひ出づる故人の俤——

### 愛國の士　若山茂雄氏　（承前）

この時の會議は一週間以上を要したゞけに種々党員の運動方法を打合せたまづ國會開設を願望するに就ての地方遊説の部署を決定した、

立志社（奥羽、關東、三丹州、）。九州各社（九州、北海道、中仙道、）。正倫社（北陸道）。四國各社（四國、山陽道）。共立社、笠津社（山陰道但三丹州を除く）。

といつた有様で高知の立志社が關東、と三丹洲を受持ち、九州各社の者が北海道、中仙道を分担したところに、各社の活動狀勢が窺はれる。若山氏は同縣人坪内元暁氏の代表する共立社と提携して三丹洲を除く山陰道の各地を遊説することになつた。この遊説に就ての激文起草者は北川貞彦、杉田定一、河野廣中であつた。こゝに愛國社を組織せる各社とその代表者委員を念の爲揭げる。

福岡縣合一社杉田十郎。愛媛縣公共社野間友德。島根縣笠津社若山茂雄。福島縣三師社及石陽社兩社委員河野廣中。讃岐國高松立志社細谷多門。長崎縣島原組合



物故刑務官追憶會弔文　（承前）

◇

本日茲ニ財團法人刑務協會主催ノ下ニ物故刑務職員諸士追弔ノ法要ヲ營ミ其遺績ヲ追仰セラルルハ寔ニ同讃ニ堪ヘサルトコロナリ

惟フニ刑政ノ事業ハ世人ヲシテ國法ニ忠順ナラシムルト共ニ法網ニ觸レタル犯人ヲ化シテ遵法ノ民タラシムルヲ以テ目的トスルモノニシテ其ノ業ノ成否ハ刑事立法將又社會敎化ノ上ニ至大ナル影響ヲ來スハ勿論社會民心ノ安危休戚ニ繫ルコト極メテ大ナリ而シテ此ノ森嚴ナル使命ヲ負託セラルル刑務官ノ職責ノ重大ナル其ノ勞苦ノ無限ナル他ニ其ノ比儔ヲ見スト云フモ敢テ過言ニアラサルヲ信ス加之行刑ト唇齒輔車ノ關係アル刑餘者ノ保護指導ニ竭シ卒先シテ保護思想ノ普及ヲ圖ルカ如キ諸士ノ苦衷尠カラサリシヲ思フコレ予ノ深ク感謝シ敬慕スル所ニシテ又同情ニ堪ヘサル所ナリ今ヤ幽明境ヲ異ニスルモ其ノ實績ハ永ニ泯亡セス遺澤ハ代々ニ朽チサルヘシ今靈前ニ揖シ諸士ノ後嗣諸子ト席ヲ同フシテ親シク往時ヲ談シ更ニ其ノ遺功ヲ偲ヒ其餘德ニ接スルヲ得テ俱ニ禮讃措ク能ハサルモノナリ

庶幾ハ予等益奮勵後圖ヲ策シ諸士ノ遺志ニ副ハンコトヲ期ス

謹テ追悼ノ意ヲ表シ一言追讃ノ辭ヲ呈ス

昭和三年五月十六日

財團法人輔成會々長　鈴木喜三郎

◇

故僚友各位ノ靈ヲ弔フ

春去リ花散リテ老鶯ノ猶ホ綠ニ鳴ク維時昭和三年五月十六日刑務協會ノ主催ニ係ル故僚友諸士追弔會ノ營マルルニ逢ヒ、不肖現職者ノ故參タル故ヲ以テ諸士ノ靈前ニ進き、このやうな次第で同志の往來にも油斷のならぬ中にあつて、氏は東

眞田幸勝。島根縣共立社坪内元曉。愛知縣交親社内藤純藏。石川縣自鄉社杉田定一。高知縣逍遙社谷重中。間助吉。茨城縣潮來社關澤忠敎、井村正忠。山梨縣峽中社佐野廣乃。福岡縣正倫社平岡浩太郎。高知縣北川深淵。高知縣立志社島地正存。全縣聯合社北川貞彦。熊本縣相愛社廣田尙。高知縣合立社林包明。長崎縣佐賀組合武富陽春。

以上が各地遊説の首腦であつた。それで本社と同盟各社間の通信規則が定まり、また日本全國を區分して十大聯合に分ちその聯合内の結合を圖るには其區域内にある各社が奔走し、尙ほその聯合中に設社なき區域には他の各社が分担し派出遊説して結合させることにした。例へば奥羽を三春石川の兩社、關東を潮來及東京支社、中仙道を甲府社、五畿内を四國各社といつたやうに、そうして山陰道の結合を圖るには當然共立、笠津兩社が分担することになつた。

東京支社の規則も設けられた、その外經費の點、新聞企業のことや、社員の証票を作ることまで申合せた。この証票を同盟各社員の來往に使用することは三大新聞紙、大阪新報、報知新聞（東京）、東京日々新聞に廣告し、又証票に押捺する印鑑交換のことは東京の四大新聞、大阪の二大新聞に廣告するに定めた。以下細部のことは若山氏に關係ないので省

奔西走國事に盡瘁した譯である。

翌明治十三年四月には決議に基いて會議は開けた。議長が片岡健吉、副議長西山志澄、幹事内藤魯一(三洲)、杉田定一で、今回は議員が殖へた、遊説によつて同盟の社が增加しこの總數七十三名であつた。若山氏も三十五番議員として出席した。

さて昨年の會議で國會開設願望のことはきまつたので、その願望書案であるがこれが起艸は河野廣中、植木枝盛、今一人が片岡健吉か鈴木か三人の委員であつた、この中植木枝盛は土佐人で社員ではなかつた、當時の代辯人で筆が立つた、河野氏は有名な人であるけれども筆はあまり立つ方でなかつたから、その文章は植木枝盛が專ら筆を取つた澤である。

この願望書案が今回の會議に上せられた、ところがこの案文には一切闕字を用ゐてない。總じて天皇の御事を書く場合には、その天皇にかゝる書き始めは一文字明けるべきが普通である、然るにしかも陛下に奉る願望書に闕字の禮を缺いて居たのであるから議員からこれに對し質問があつた。これは當然のことである、それを植木枝盛は辯じて曰く。

「××も人なり、我も人なりそのやうな必要はない」。と、當時の民權家の中にはこのやうな極端な誤つた思想の人があつた、それはなかつたのであるが、この場合に植木がこの言葉を發したのである。この答に



ミ聊カ我カ誠ヲ告ケ、併セテ左ノ情懇ヲ述ブルノ光榮ヲ荷フ

明治維新コノ方、諸政革リ文物亦大ニ進ミタリシガ獨リ刑務事業ニ至リテハ世ニ顯ミラルル所尠ク、從テ進歩ノ目覺シキモノナカリシハ、蓋シ自然ノ趨勢ニテアリキ、此秋ニ當リ有識ノ士皆之ヲ憂ヘザルハナカリシモ、然ラバトテ又身ヲ挺シテ見榮ナキ斯ノ業ニ從事スル者、容易ニ望ムベクモ非ズ、抑モ見榮アル業務ヲ撰ムノ情ハ恰モ水ノ低キニ就クカ如シトスルモ、而カモ見榮ナキニ加フルニ事業ノ困難勞苦云フベカラザルヲ以テシテハ是レ到底尋常人ノ能クスル所ニ非ズ、我ガ欽仰スル故僚友諸士ノ忠勇ナル義ト膽トニ待ツナクシテ何處ニカ之ヲ求メンヤ

夫レ治刑刷新ノ業肇メラレシ以來刑務ノ重責ニ任シ職ニ殉シ難ニ斃レタル諸士ハ、素ヨリ其時ヲ異ニシ其所ヲ同フセズト雖

議場は俄然鼎の沸くに等しく騒然となつた。「けしからぬことである」「吾々は日本臣民である、自由民權は主張するけれども天皇と我々とを同等とは見ない、」「吾々はそれで君主立憲政体を願望するのだ」と叫ぶものが多數あつた。

なぜかく植木枝盛が闕字を用ひなかつたか、これは當時高知即ち立志社の人達の間にはルーソーの民約論が多く讀まれそれでこれに陶醉してゐた結果であらうと考へる。兎に角、議論沸騰して喧々囂々、遂に、「そのやうな考へを有つ者とこの愛國社に同居は出來ない」「分離する」「個々別々にやる」となつた。

これまでとても、各地の各社は何々自由党、何民權党、曰く何社と名づけ、その党、その社の主意書は不同であり、その主張する處も從て不同であつたそれが茲に至つて始めて善いか惡いか、即ちその適不適が論ぜられたのであつたが以上の次第で愛國社は解散となつた。要するに今日の所謂社會主義の如きことをいつた者があつたので、國家の事がさう容易に變改せらるべきでなく、我が皇室は皇統連綿として萬國に比類なき國体を有して居る、社會主義などと漠然たることを考へるのは自國を忘れ、自分を忘れたものゝ言である。

若山氏と私とはかく前身時代から相識る間柄であつた、それが相共に

モ、齊シク國家社會ノタメニ渾身ノ誠ヲ致シ忠ヲ挺ンデラレタルモノニシテ戰場ノ將卒ガ命ヲ國難ニ捨ツルト毫モ撰ブ所アラザルナリ、而カモ其表彰ノ制完カラス、年代ト共ニ空シク經過シテ其功勞遺績ニ對シ更ニ追憶スル者スラ無キニ至ラントス我儕其職ヲ同フスル者殊ニ遺憾ナキヲ得ザル所ナリ、然ルニ我刑務協會ハ茲ニ壯嚴ナル法要ノ式ヲ擧ゲ以テ諸士ノ靈ノ弔慰セラレントス我儕現職ニアル者豈感激ニ禁ヘンヤ、嗚呼諸士ノ在リシ日ニ竭サレシ蹇々匪躬ノ誠沐雨櫛風ノ苦水火究地ノ難、縱シ世ニ認メラレサルモ悉ク是レ埋レタル礎石ニシテ、斯業大建設ノ土臺タラサルハナシ、是ヲシモ偉ナラズトセバ將又何ヲカ謂ハン惟フニ諸士ノ酬ヒラレサリシ奉公心ハ深ク後進ノ心ニ刻マレ所謂後ノ世ノ鏡トナルヘシ、中ニモ交リ殊ニ淺カラス書ヲ同窓ニ繙キ、中垣ノ隔ナキノミカ、推シテ敬ヒ、提ケテ語

後身が刑務官である。私は警察官から刑務官に移つたのであるが、若山氏も政治家から轉じて月給取になつた、なぜ氏が俸給生活者になつたか、他人の意中を忖度することは難い、今私が考へることは正鵠を得ないかも或は知れぬ、けれども私の踏んで來た道筋から類推して、かうであつたらうと云へないことはない。當時の人は清貧に親しみ國事には誰も財産あれば蕩盡したものである。これが今日では大に反對で物質主義となり、物質に傾かないものは人でないやうに考へることになつた。昨今の政治家にかゝる疑獄事件にも驚く、まるで時代が顚倒した觀がある。今の政治家は自分が食つてまだその上に金を溜め込むのだからあきれる。若山氏等は財産が十分にあれば政治家で終始した人であらう、河野廣中氏、杉田定一氏みな大財産を有つて居た、それで最後まで奮闘を續けたので、若山氏も財産さへあれば今日大臣の椅子にも据はり得て居る人で、政治家であるうちは常に二人の尾行がついたものである。同志の平岡浩太郎氏は頭山滿氏の親分で、政治家と軍隊は金がなくてはならぬといふので半面に金を得ることに苦心した、福岡の炭坑發掘もこの點から出發して居る。愛國の熱血兒若山氏、不幸金に惠まれることの薄くして初志を貫徹し得なかつたことゝ痛惜するものである。

（野口謹造氏談話）（文責在記者）

ラヒ、古哲ヲ論シ刑政ヲ談シ幾星霜ヲ經タル今日猶彷彿トシテ俤ヲ存ス、我儕此靈前ニ立チテ深キ恩顧ノ思ヒ出ナキ能ハサル所以ナリ

嗚呼諸士ノ英靈ヨ、諸士ノ身ハ中道ニシテ礎石トナレリ、是レヨリ斯業ノ建設達成期シテ待ツ可シ

斯ノ如クニシテ諸士ノ遺績ハ能ク千古ニ傳ハリ我儕及ビ後ノ此職ニ從事スル者ヲシテ諸士ニ倣フ所アラシメバ英魂亦聊カ以テ慰藉スル所アランカ倘クハ饗ケヨ

昭和三年五月十六日

全國刑務所長總代

豐多摩刑務所長

從四位勳三等有馬四郎助謹白

（未完）





鼓筆福村篤江

# 回顧三十有餘年（四）

河野純孝

## 五、里見法爾師の態度と教化の方針

法令の範圍外に超然として行はれて居た教誨事業が、時代の推移に伴はれて法令の中に其分野を占むる氣運を呈して來たことは明治二十一二年頃であつた。余が初めて教誨師として大阪監獄に就任した明治廿四年は、實に是れ教誨事業の形勢一變の過渡期に屬して居た。超然時代に巧妙の手腕を揮つた日本第一流の教誨師即ち前節に擧げた畢采師も、自然の時勢は師をして其意に反して隱退せしむるの已むを得ないことゝなつた。その後任として何んな人が來てあつたものか、畢采師の去つて數日の後卽ち七月二十日里見法爾師を差向けられた。里見師は曾て武田篤初師（後日本山執行となりし人）が千葉縣立中學校長たりし時、同校の教諭たりし人であつて、普通學の素養に富み又事務的才能を有し、而も其動作頗る嚴格であつて、前任畢采師とは性格氣風全然相反して居る樣に認められた。この反對の人格が實に是れ時代向の適任者として、本山が特に師を煩はすやうに爲つたものかと感ぜられた。職員一般にも不言の間に同一の感想を懷かれたやうに認められた。

里見師が着任せられて初めて會つて見ると、その圓くしてクリ〳〵した眼、その嚴格に構へて人を威壓するやうに見ゆる態度は、容易に近づくことの出來ない人のやうに思はれたが、その後日々接して居る內に漸次に親み得るやうに爲つて來た。超然時代自由行動時代が落謝して、法令の範圍で秩序的の行動、紀律的の

執務を要する新時代には、師の如き常識に富み事務的才能を有する人が、所謂時代順應の意味に於て歡迎さるゝことゝ爲つたのである。その教誨の方針、教誨の内容、事務の處理、部下の監督、一般職員間の交際振り、並に衣食住より見ゆる生活狀態、更に其性格氣風に就て觀るも、前任署采師とは全く其趣を異にする所、是れ交迭の理由を事實上に、おのづから表示せられて成程と合點したことであつた。先輩師長の性格行動を批論することは、末弟として其禮に非らざるやの嫌なきにあらざるも、之を批判して見なければ其得失長短は研究することは出來ない。殊に兩師は斯道の先輩であつて、亦斯道の公人である。兩師の思想行動は教誨師たる者の一大教科書である。而も余の如き直接その指導を受けた者は、その見聞した事實を三十餘年の久しきに渉れる自己の經驗上より之を思索し之を研究して、由て以て納得したる教訓を獨り自ら私せず、之を大方に向つて告白するもの、是れ道の爲に盡された兩師に感謝するやうな出來事をも教材とせられた。所以の道たるを失はないことゝ信ずるのである。

新任の里見師は、毎日の工場教誨を始とし、日曜日祭祝日の教誨堂に於ける總集教誨、及び夜間の監房訪問も、前任署采師と同樣に之を行つたものであつたけれども、その教誨の方針、教誨の内容は署采師と著しく異つて居た。署采師は在監人の心を強く動かし、何れの場合でも、何物かを彼等に與へずば措くまいといふ方針で、宛も戰時の軍事行動の如く、敵壘を突撃するやうな刺戟の強いものであつた。里見師は平時の外交辭令のやうに、所謂威あつて猛からざる態度で諄々說服する方針を執つて居た。而して其内容も、前者は經論釋義の聞き應へする文句を選び、之を巧妙に說示し、又引例材料としても新聞記事なども大體に於て遠慮なく利用し在監人の心理を動かし得るやうな出來事をも教材とせられた。而して所謂觀經腹で機の深心を高調して、結局佛の大悲の前に低頭せしむる仕組であつた。里見師は經論の文句でも多くは理性で納得せしむる法語を選び、古今の美行美績で之を例示し、論理正しく物靜かに聞ゆるやうな内容であつた。併し結局佛陀大悲の前に信賴せしむるの意味に於ては前者後者共に其揆を一にして居た。

次に事務の處理と云ふも署采師の在職中は何等事務と見るべき事項は無かつたからして、同師に就て之を語るべきことなきは勿論、里見師の來任以來に於ても別に事務らしき仕事は殆んど無かつた。但前者には事務などは無頓着であつて後者には事務の能力の有つたやうに認められたこと是れ其異點の一である。部下の監督も前者は教誨のみに着目し、その教誨が自分の教誨の趣旨通りに行つて居るかどふかを氣を付けて聞いて居らるゝ事の外、別に私事に立入つて監督して居るやうには見へなかつた。里見師は部下のやる教誨は勿論、監房訪問時の動作等にも常に注意し、尚私事上にも氣を付け、服裝に就ても見苦しくないやうに忠言を與へらるゝことであつた。又職員間の交際上にも品位を墜さないやう注意せらるゝこともあつた。

その日常衣食住の狀態に就て觀るも、前任署采師は既記の通り、木綿の着物に綿絹の法衣、夏期には素足に麻裏草履であつたからして、智識階級の或る一部の人は、一見識ある奇僧と認めたやうにもあつたけれども、大多數の人は一般に師を輕く見做し、無智識の或る者は乞食坊主のやうなと私語する者もあつた。之れに引替へ里見師は上から下へ絹物グルミ、固より華美な目立つやうなものでは無かつたけれども、大坊の院主たる人かと認められた。出勤中の食事に就いて見るも、前者は當時人足馬丁の如き者の用ゐる柳行李の腰辨當で、後者は普通の辨當箱なるも召使の者に持參させた。その住宅も、前者は室の良否を論じなかつたやうであるが、後者は體裁よき家屋を選ばれた。斯くの如く里見師は、外觀上よりも教誨師としての品位を高めるやうに勉められた。明治維新の大業の「衣至骭袖至腕」と高唱せられた書生上りの志士が參加して築き上げたものであつたからして、明治二十年前後には尚服裝などは眼中に置かない人もあつたのである。併し今や社會狀態の著しく進化したに拘らず現代の教誨師中に、その着用の洋服は時代向なるも、頸に着けたカラが大分汚れたものも見へ、手に携へたハンカチーフが前世紀の遺物のやうに思はれるものも皆無でないこと、亦時代不似合なことではあるまいか。斯く言へば或は增俸問題を持ち出す好材料とせらるゝ人あるかも知れないけれども、襟や洋巾の問題が直に國家の豫算を動かし得べきものではあるまい。茲に往時回顧の感想が知らず識らず現代を聯想するに至つたこと、是れ一種の蛇足たるを免れないことである。

更に其性格氣風態度等に就て窺ふに、前任署采師は剛膽にして向意氣強く、世故に長け人情に精通して氣略あり、一般の人に向つては莊重の態度を執つて居たけれども、在監人

に個人的の會見を爲す場合には、いつも氣輕に之れに接し彼等の教義質問や身の上話等に對して、その個性如何を觀察して、或は親切に情を盡して之れに答へ、或は理窟を捏ね廻はす者の如きは之を掌中で丸めるやうな手腕を發揮せられた。里見師は、沈着にして嚴肅、思慮緻密にして何事にも輕擧を避くるの風があつた。態度の莊重な點は前者と同じきも、その莊重さが稍趣を異にして、頗る靜かな莊重振りで而も職員に對しても在監人に向つても常に莊重の態度を變ずることがなかつた。兩師共に見識の高きことは同一なるも、前者は自信力の强きより出で、後者は高尙の思想に基いて居られたやうに見受けられた。

里見師の態度は右に述ぶるが如きもので而も其服裝までも身分相應の姿であつたからして、典獄を初めとして一般の職員も亦在監人も、共に敬意を表するやうに爲つて來た。併し在監人が畧承師に對しては敬意は薄かつたけれども親しみの情は深かつた。之れに反して里見師に對しては、敬意を高めるやうには爲つて來たけれども、親しみの情は薄らいで來たやうに認められた。この敬意と親情とを併せ收攬するは師長としては具備せねばならぬことであるも、備はらんことを一人に求むるは難しと古聖も言はれてあるから、强いて十余を望むことは不可能なるも之を求むるの心掛は常に怠つてはならぬことであると思ふ。

◇

明治二十四年十月、監獄分掌例が改正せられ、從來大阪監獄に於ける分課が庶務警守作業經理の四課であつたものが、一課二課三課四課と改められ、別に醫務所教務所を新設せられ、三界に家なしであつた教誨師も茲に教務所と云ふ事務室が出來て、一般官吏と同樣に各自に椅子を占有することゝなつた、是に於て首席の里見教誨師が教務所長を命ぜられ、我々部下の者が其所員と爲りて、客員の姿であつた者が主人側に列することゝ爲つた。是れ我國行刑機關の一大開展であると言ふべきことであらう。この時代には在監人の身上關係を記錄したものは、名簿と稱する簡單な名簿であつたから、現今のやうな身分帳の身上票視察表等の如き、教誨師の手を煩はす簿書は無く、歸住地や保護者を教誨師に於て選定することも無かつた故、執務の場所は設けられたけれども、事務として見るべき程のことは無く、只教誨師が休憩して教誨上の打合せをする位のことであつた。併し此の時より教誨師一同が食堂會議に參會して、在



監人の賞罰に關する意見を問はれ、上級司獄官と食事を共にするやうに爲つたことは、教誨師も亦愈事實上に官吏の仲間入りをするやうに爲つたのである。この時と前後して、在監人の職員に對する稱呼令が勵行せられ、教誨師を呼ぶに他の一般官吏と同樣に殿付にすべく嚴命せられ、從來御院主さん、御住持さん、教誨師さんと色々の呼方をして居たものが、俄かに教誨師殿と呼ばるゝやうに爲つたものであるから、殿と云ふ敬稱に慣れない余等の耳にはそれが馬鹿にされるやうな氣分がした。併し月日の經つに從ひ耳慣れて來て、愈敬稱と感受するやうに爲つたこと、是れも教誨師が官吏化した一現象かと思はれた。

越へて明治二十五年に移り、中央府縣教誨師會同が京都に催ふされた、この時の實際の發起者たりし人は何人であつたか、余等末輩の者には不明であつたが、その會場に於ける形勢より觀て、里見師及び岡山監獄教誨師千輪性海師京都監獄教誨師溯月政臣師神戸假留置監教誨師時田楚雲師等であつたやうに認められた。就中千輪氏が最も熱心なる首唱者らしく感ぜられた。教誨師會同は、明治二十四年十月九州各監獄教誨師の會議を以て始めとし、次で明治二十五年四月に東部教誨師會議が東京に開かれたるを以て　里見師等も



龍野善立氏

右兩地方の會同に倣ふて、之を開催することゝしたのであつたかと察せられた。この會議は愈全年十月京都西六條本派本願寺の宣布院に於て開かれ、大阪よりは里見法爾師を始め龍野善立水田俊長吉見賴母及び余と五名出席した。開會に際して里見師は議長に推薦せられた。是れ師が事務的才能を有し且人格の高きを會同者一般より認められたからである。會議終了後その議事錄を編纂するに當つて、余は吉見賴母氏と共に里見師より賴まれて編纂に從事した。その會議の狀況及議事々項は中央府縣教誨師會同議事錄に具載せる故茲に之を略す。

◇

明治二十六年郡司大尉が報効義會を組織し、北海の千島群島開發の壯擧あるに際し、郡司大尉は本派本願寺に向つて開教師の派遣を要求せら

れ、本願寺は里見師を以て適任者とし、師を監獄より抜いて報効義會の一行に參加せしむることゝ爲し、全年五月師は山命を受けて大阪監獄を辭し、郡司大尉と共に占守島に赴かれた。郡司大尉の此の壯擧は其前に敢行せられた福島中佐（後に陸軍大將に昇任）のシベリヤ單騎旅行と相前後して、中外の大稱讃を博せられたことであるから、里見師の之れに參加せられた事は、典獄始め職員一同亦等しく壯とせられた。師の大阪監獄在勤は實に一年十ケ月であつて、余が大阪監獄在勤の二年九ケ月中最も長く指導を與へられた人であるから、師の人格行動及び公務諸般の事知らず識らずの間に師に化育せられしこと多大なりしを感謝せざるを得ざるのである。

## 大と小

境野黃洋

昔は大の字のついた名稱が非常に多かつたもので、大と小と相對して、階級意識が極めて明確に諒得されたものである。

今の世、此の舊思想の延長として、こつて居る官名はたゞ大臣のみである。軍人に大將があるが、これは階級を本位とする軍隊組織の上にはありても甚だ似合しい。ひとり大臣に至りては、何故に、昔時の太政大臣や、左右大臣の名殘りの名を、今にとゞめて居るのであらうかな怪しむ。

大臣の名が、みだりに、其れに、意味以外の權威を加へて、人に威嚇を與へ、人の羨望の的となる。其の下に次官あるも、副大臣とは言はず、すでに次官といふ。大臣を改めて、長官と爲すべきではあるまいか。單に此の一官名の改稱も、階級思想を水平にする上にまた幾多の効果なきを保せずと思ふ。

今の世、大の字を附する名稱、官吏としては、殆ど大臣と大將あるのみ。學位に大博士ありと聞くも、其の眞否を確めたこともなし確めて見たしとも思はないが、事實において未だ一人も、其の稱を受けしものはない。

學校に、大學と中學と小學とがある。小學といふ、如何にも低級の學校なることを思はしめ、大學といふ、權威ある教育機關なることを想像せしめる。

しかも、教育の眞の意義より言へば、小學は國民教育の基礎で、大學は專門の教授の場所に過ぎないが、之れがために、大學は重んぜられ、教授が尊重せられて、小學は輕んぜられ、教育が侮られる傾向がある。

今の教育者優遇は、單に、給料の增加によつて、決せらるゝものではない、國民の教育に對する尊敬と、教育者自身の、自重に俟たなくてはならない。

それには、大學、小學などの名稱を撤廢し、普通學校、專門學校とでもすることよけれ。要は一切に於いて、名稱の大小を捨てよである。

特に平等を旨とすべき宗教の世界に於いて、最も古くさい大僧正大僧都などと申す階級が、非僧侶主義を標榜する眞宗にすら存することは、何等の滑稽ぞや。

「生きた大僧正」といふものが、今の世に存すとは、全く以て不思議な樣な氣がする。



## 諸國行脚

その十一

# 巖島まで

蝸牛角振分けよ須磨明石
高砂浦の舟出は来の回漕
白鷺城と番町皿屋敷の怪談
沿道に並ぶ忠臣義士の史蹟
岡山名物—廣島の泉廓—巖島

東からする者は神戸驛で下りて、市中を見ると兵庫驛から乘る、それから二つ目の驛が須磨である。平氏沒落の哀史の一部を止めた須磨寺、今は遊園地となつて居るが寺には敦盛卿の青葉の笛、辨慶が制札を書いた若木の櫻等々、遺物遺跡が多い、北に聳ゆる鉄拐ケ峯その北が鵯越であつて、義經が馬術の秘法を實演したところである。「それ馬に乘るには一に心、二に手綱、三に鞭、四に鐙といひて四の義あれども所詮心を持ちて乘るものぞ云々」その場に當つて實際云つたか云はぬか、それは分らぬが軍記ものはかうらむ者が面白くないこゝらが作者の腕であろう。熊谷對敦盛の悲劇は藤澤の條で書いたから敢てその渚に立たず、三の谷の西、海に近く築かれた敦盛塚に詣でると、その幕前に商ふ敦盛蕎麥の口上には一本參つた。

「蕎麥は孰盛、あんばいは義經、大茶碗に鐵拐やまもり、それを知りつゝ九郎判官、うどんは色の白い玉纖姫、酒は一の谷源平踊躍のもろはく、三浦の大杯で一盃飲めば顏は辨慶、座敷は千疊敷、水は帆掛舟紀州熊野浦までやりつばなし、お茶は接待薩摩守たゞのみ、御遠慮のお方は惡七兵衛、食ひ逃げしたら後に平山、草鞋は熊谷の陣屋の草鞋、破れるまでは受合に候」

なか〳〵文句が甘い、誰しも一杯は食つて見やうとなる。

「かたつむり角振分けよ須磨明石」

芭蕉の吟を憶ひつゝ境川を渡る、塩屋、垂水の驛を過ぎれば舞子、驛の附近一帶は公園になつて居る、次がほの〴〵と明石の浦で、人丸神社があり霧がくれ行く舟も見える「蛸壺やはかなきものを夏の月」これも芭蕉の句。須磨から明石へかけては松の風致、海の景趣に魅惑されて汽車で走つて居ることも忘れる。

◆

加古川驛から播州鐵道に乘換へて高砂へ行く、播州の名所巡りはこの鐵道で出來る、高砂には高砂神社があり、浦は名にあふ高砂の浦、その昔はこの浦に集まつた回漕米を、舟に積込んで「高砂やこの浦舟に帆を

あげて、月諸共に出で汐の、波の淡路の島陰や、遠く鳴尾の沖すぎて、はや住の江に著にけり」これで船頭衆も賃金を儲け、又都の人々の上にも米騒動の起きる憂へがなかつたと、かう云つて仕舞へば、この謡が祝言の式に持出される程お目出度理由が分つたやうで分らぬやうでもある。こんな處で本線へ戻る。

◇

實殿、曾根、御著の次が姫路。

本年九月二十日内務省告示で史蹟名勝天然記念物保存法により指定されたるものの内に、兵庫縣姫路市本町の姫路城が史蹟としてその一つに擧げられてあつた。その五層の天主閣は書寫山を背景にして中空に聳え、車窓からも仰がれる。松樹の間に浮き出でた白壁の建築、その優雅なさまに憧憬を持つ文人から白鷺城とか又城の後ろ姿が格別ぢやといつて後美人と呼ばれたりした。明治維新の際には十五萬石酒井侯が居城し「番町皿屋敷」の藝題で近頃新解釋の脚本も生れて居る、番町皿屋敷趾は、九段坂上停留所を過ぎ一口坂、こゝを左へ右へと折れて行くと東郷坂がある、この坂を下り、眞直に上つた附近であつたさうぢや、どちらがほんとやら一向に幽靈話ぢやから捉え處がない。



◇

汽車は走る、

那波で赤穗の話を聽く、大石以下四十七義士を偲ぶ。

上郡、三石兩驛の間に横たはる舟坂山は、兒島高徳が天莫容勾踐の詩を題するに至る發端の山で、この先の驛、和氣は和氣清麿の誕生地である。

◇

岡山は日本三公園の一、後樂園が、



けたゝのでもあるといつて居る。

この城にからまる怪談、それは芝居で宣傳された「お菊の皿よみ」の一條、城中に「お菊の井戸」があり「お菊虫」といふ怨靈の化虫したものが棲息して居る。この出來事は、江戸番町ぢやとも云ひ本も生れて居る、番町皿屋敷趾は、九段據であつた。城の起源としては赤松圓心の子貞範が創めたとも亦、小寺賴雄の設



ある、水戸の偕樂園、金澤の兼六園と共に並び稱せられる純日本式庭園で、園内の物産陳列場に入ると、名産備前焼にうんざりさせられる。

また名物「黍團子」は甘いものなしのお仲間を出でず、それよりは俚謡「私や備前の岡山育ち」に因んだ「米のなる木」がうまい。それはその皆黍と米と比較になるものかと茶化すべからず。

◇

岡山からは眠つた。福山、尾道は夢のうち、お蔭で鞄の保命酒を買ひ損なつた。海田市で眼がさめたが呉へ用はなかつた。廣島に着。

◇

廣島は廣い市中に省線の驛が三つあるといつて土地の人に自慢されたことがあつた。その廣い廣島に見物する個所がない、公園はと聞くと饒津神社のある二葉公園を教へて呉れる、大したものでなく。この外に一つの珍として縮景園がある、俗に泉邸といつて、泉石の美を盡したもの、他縣人ならば、名刺を門番に渡すと、叮嚀に中へ通されるに開放したものでなく先づお庭拜見に外ならぬ。こゝで横濱の三溪園を思ふ、入口に請願巡査が眼張つて居るのは一寸恐いが、中では自由奔放に善良なる市民を遊ばせて居る。

◇

このやうな廣島は近くに日本三景の一嚴島を控えて居る、市の西端、已斐驛から乘つて五日市、廿日市、宮島となる、宮島驛から連絡船で嚴島に渡る。風景は申すに及ばず、土産の木竹細工、鹿の群、千疊敷の飯杓子等々何れも周知の事實である、私は此所で記憶を喚起して書きたい事が外に出來た。

先年との嚴島神社に奉仕する菊池宮司は、廢艦嚴島の大舵輪の奉納を謝絶した、同艦は日清日露の役に武勳ありそれを記念したい爲の奉納であつた、

この先にも國名に因む廢艦安藝の主錨の保存方を拒絶して、其筋の手續迄濟んだものが吳軍港内で赤錆のまゝ收容されてあると、これが新聞記事であつた。その拒絶理由は、日本の神社に多くの武器或は戰利品が多く奉納されて居ることは恰も軍國主義謳歌を表象するもので、嚴島の如き多數外國人の來遊するところにこれを置くことは誤解を招く虞があるといふのである。こんな言葉は嘗て亡國詩人ダゴールが我國に來遊の當時聞いたやうに思ふが、日本人としては外國人に遠慮した屁理窟で、これが實際ならば神職の價値を疑ひたい。日露役後、日本全國の神社へ戰利品を奉納した陸軍大臣寺内正毅の「戰利品奉納の記」は村社以上の社ならば何所にもあるから就て見れば分る、それには軍國主義鼓吹の意圖は寸毫も認められない、他の武器、武具の奉獻も亦この意と相變らざるものであらねばならぬ。神社の根本義、それと神社に對する報賽の眞意義を明かにすればこれが啓蒙は容易であるが、今玆にそんな眞を持たないから、迷論であるとだけで止めておくが、近時このやうな言葉は他でも耳にせないこともない。

（E生）

# 明るい行刑への道程

SU生

事務の能率と設備とは重要な關係の存することは申す迄もない事柄です、近頃銀行、會社等にて事務室の構造、換氣、採暖又は採光のことより事務用卓子椅子などの構圖に至る迄も研究さるゝ樣になりました、就學兒童用の椅子、机の高さとの關係、距離、机面の角度等が兒童の修學の上のみならず兒童の身體發育或は癖の矯正にも影響するもの多いことすら考究せられ改善を唱へらるゝ樣になりました。

卓子と椅子との高さの按配、腰掛の廣さの具合などが確に事務の能率と大きな關係のあることは實際私達の日頃感ずる事ですが何ふ云ふものか刑務所では從來此方面の研究が比較的閑却されて居る樣に思はれます。收容者に對する居房、工場等の設備に至つては近年著しく改善せられ數年前と比較對照しますと全く隔世の感がありますす、然るに之を一方職員側殊に日頃彼等の身邊に在つて絶大な勤勞と努力とを續けられる戒護職員に對する休憩所などの施設に至つては近來餘程注目せらるゝ樣になりましたが尙刑務所によつては古風な薄暗い部屋に且つ何等の室内設備とてもなく食堂も寢室も休憩所も一室を以て充てられ椅子、卓子の如きも戒護職員用だからとて一番古い殆と廢物に近い物をは平氣で備付て在るものが往々不幸にして見受けられます、刑務所に於ける戒護職員の地位は最も重要で職員數の大部分を占むるものですから戒護職員に對する休養勤勞の緩和を圖ることは極めて重大な問題です、故に常に氣持良く休憩を與へ短い時間に新に活力を復歸せしめ心の上に柔さを養ふことは緊要な事柄だと思ひます。

降雨の際など泥靴を洗ふ設備さへもなく休憩所内は泥土と濕氣とで異樣な臭氣を放つ暗い室内で古色蒼然たる卓子、破損した椅子に腰打ち掛けて食事を攝るに至つては全く悲哀を感ぜずには居られません、然も之を監督せらるゝ戒護掛なり用度掛の方が案外意にも留め樣ともせぬのは寧ろ私は不思議と謂ふべきです。

所長の命令は絶對的なもので其命令が假令非道な場合があつても之を所長に進言、意思を述ぶることが何だか非常な罪惡の樣に考へ又は長官を擔ぎ奉つて鼻毛でも數ふることが自身の出世の捷徑で且つ秘策であるなどと考へる一世紀前の所謂監獄氣風が今時存在する樣な不可思議が萬一在りとするならば其は甚だ愚な骨頂です、今時其の樣な官界遊泳術を試みんとする者は刑務界から放逐するか自覺を促さねば刑務界の進展は捗りません。

僅か十年前の刑務所と現在とを靜かに考へ對比すれば其處には實に著しい進歩の跡と明るさとがあります、然し之を他官廳、會社等の事務とに比較するときに何だか刑務所には特別な空氣が漂ひ且つ見劣りがするの觀があります、事務の整理手續などでも隨分繁雜な、むだがあります、之は長い間の因襲の未だに拔けないからだと思はれます。

**部下職員に對し常に如何にせば氣持良く愉快に勤務し得らるゝか又は其勞を慰することが出來るかを考慮するが上司たる者の至上の策であり斯くして始めて刑務の成績も向上することゝ信じます。**

刑務の改善は單に收容者の處遇、建造物の改善や法規の改正のみに因るものだと今時少しでも考ふる向がありとするなれば其は誤解も甚だしきものと謂はねばなりません、刑務の改善には先づ彼等の指導、敎化、處遇に直接專心從事せらるゝ職員に有爲なる人格者を得ることです、そして其人を得んには待遇の改善は勿論勤勞の緩和を圖り一面學術の向上修養に努めねばなりません之には凡ふる設備に於て明るい氣持を與へ出勤中は何等の苦痛、蟠もなく冴へた心で愉快に勤務し得らるゝ樣に改善することが結局刑政九月號卷頭言に述べられた明るい行刑への道程となるものだと確信します。

休憩所の卓子の上にも植木の一鉢や四季の花卉の一輪位はありたいものです、花に對する人の心理は鋭敏に働くもので、荒々しい氣分、不愉快さも花に依つて柔らげらるゝことが尠くありません、未決勾禁者に對する自辨物品取扱規程の花卉の購入或は受刑者階級の處遇で許さるゝ植木鉢、花卉の如きも之等の理由からだと思ひます。

食堂―明るい小綺麗な卓上で花卉を眺め氣持良く食事を攝ることがどれだけ職員の頭に改革を促すことでせう、泥靴、外套、草履、辨當箱など混亂する休憩所で異臭を氣にしながら食事することゝを比較しますと一層其の改善を實感されます。

そして此等の施設に幾何の費用を要しますか？僅かな心遣ひで明るい休憩所が出現し得らるゝならば私共は是非速に明るい休憩所の全國刑務所に普及せられそして明るい行刑への進展を期待するものです。

矯正図書館

【海外視察第三信】

# エジプトよりポンペイまで

正木亮

わたくしのつた船は五月十三日にスエズに着きました。エジプトの古代文明にあこがれやうとする者は此處から是非ともサハラの沙漠を横斷せねばならぬことになります。

わたくしも亦そのあこがれ者の中に加はつたことでありました。夜を撤して自動車を飛ばすことは極めて苦痛なことであります。一望萬里の砂の中を寒さにせめられ砂に顏を打たれながら進んでゆくことは決して樂なことではありません。けれどもその苦しみはやがて古代文明がその砂の中から生れたことを忘れしめない味はねばならぬ苦しみであります。

スエズを午前一時半に出發したわたくしたちの自動車は四十哩のスピードを出して早くもあけ方の五時半にはカイロに着いたことでありました。砂の中から昇る太陽をたゝへながら現代的な建物の並んで居るカイロを目の前にしたときその對象の妙なのに驚かざるを得ないことでありました。

しかり古代エジプトの文明は砂の中から生れたために彼等の交通機關としては駱駝が重用されたのであります。いひ代れば駱駝はエジプト文明の中樞を爲したのでありました。それがナポレオンに侵畧せられイギリスに從はねばならなくなつてからエジプトも亦近代文明に浸らねばならなくなつたのであります二百哩の砂の中を一直線に道路がつけられて居ることやその上を自動車がはしつて居ることは流石のエジプト王も夢想しなかつたことでありましよう。



ピラミツドやスフインクスは將に歷史を語る古代文明の表徵であります。だがそのピラミツドやスフインクスと此の一本の道路と比較するときわれ〳〵は何れを重しとせねばならぬか。エジプトの古代文明が靜的文明の表徵として忘れられぬものであるならば之は又動的文明の表徵として歷史にかざられねばならぬことであります。かれを思ひ之を見ながらわたくしは人口百万のカイロ市に這入つて行くのであります。

黑紗に半顏を覆ひ。鼻の上に裝飾でもあり既婚のシンボルでもある木片をぶらさげて居るエジプト婦人。支那とエジプトさうして後世のローマ滅亡の因を爲したといふ驢馬の多いことと。既てのエジプト人が乞食ではないかと疑はれるほど憐みを乞ふ老幼の多いことは確かにエジプトの三名物であります。

エジプトは近年に至つて絶えずイギリスに反抗して居ります。牧野博士の「海をわたりて野をわたりて」を讀まれた方々はデンシヤワイ事件の眞想を知つて居られるでしようがそのデンシヤワイ事件は、パメル・パシヤの愛國心の激發でありエジプト人の反イギリス熱の勃發であつたのです。事件の發端はイギリス人がデンシヤワイで鳩を打つたことに初つて居ります。鳩はエジプト人にとつては神の化身であります。だがたとひそれが神の化身であつたにせよエジプト人がイギリスに心服して居たならば鳩を打つたイギリスの兵隊を虐殺しなかつたであらうしエジプトの獨立はもつとながびいたことでありましよう。

エジプトは世紀後に於てあまりに永く眠り過ぎて居たのですその眠りがナポレオンによつてスフインクスの鼻をそがれ、おまけにモスク（回教寺院）の金銀を盜まれ、モスクに砲撃せられてから醒め初めたことであります。

わたくしは案內のエジプト人が奇妙な英語でボナパルトを罵倒するのを聞いたとき彼等はナポレオンの砲撃によつて自立心をそゝられて居るのだと感じたことであつた。イギリスはその後をうけてエジプトを支配したのですからそこにごたごたがなくては濟まなかつた筈であります。

今やエジプトは獨立して居ります。各國に公使も送つて居ります。カイロの町の眞中の王宮を訪れる人々はその門前で眞赤な衣物に眞赤なトルコ帽子をかぶつた近衞兵が調練に軍樂の吹奏にいそしんで居るのを見

られるでありましようカイロの町の角々をエジプトの男職が警衛して居るのを見られるでありましよう。だがこの獨立はエジプト人の多妻主義（一人が七人までの妻を持つことが出來ます）がすたれ。總てのエジプト人の物乞が止み、さうして驢馬が滅亡せねば固き根定を作つたとはいへないのです。

カイロの郊外に有名なスフインクスとピラミツドとがあります、スフインクスが太陽をかたどつたものだといはれて居るのに對してピラミツドは歷代の王樣の墓であります。一番大きいものは四百呎以上のものでありませう。此の大事業はやがてエジプト王國を四十年の年月と數百万人の人工とによつて完成されたものだのです。此の大事業はやがてエジプト王國を滅ぼすこととなつたのですがその歷史的事情は歷史家でないわたくしのこゝに說くべきことではありません。だが、わたくしは刑事學を研究する者の立場として一つの觀察を遂げて置かねばならぬことであります。

監獄史を繙かれる人々。殊にヒツペルの刑法にかゝれてある監獄歷史を讀まれた方々は古代エジプトに於ける刑罰の一として公役が科せられて居たことを知つて居られるでしよう。公役とは道路の改修、荷物の運搬、建築等に從事することであります。その刑罰はイギリスに於ては懲役の一作業として行はれたものであります。その點から見れば敢て特筆する價値はないやうですが古代エジプトの公役ではなかつた。最近の刑法草案殊に一九一九年のドイツ刑法草案に於て詳細に規定されたかの自由勞働による償却 Tilgung durch freie や一九二二年に於けるソヴイエト刑法と勞働改善法とにあらはれた無看視強制作業 Zwangsarbeit ohnl Bewachng とは將に古代エジプトに於ける公役のそれに似たものであります。たゞ、エジプトのそれはピラミツドを作り、スフインクスを作るに急にして人力の不足を補はんが爲めの公役でありました。之は、ゆきつまつた刑事政策に於て改善手段の一方法とせんが爲めの公役でありました。彼には人種を無視した特徵があり之には人權を尊重した特徵があります。

何れにせよ、國家は刑罰權を行使するに當つてそれによる損害を豫期せねばならぬといふ理由を毫も持たないのであります。犯人なるが故に、監獄につながれて居るからといふ理由の下に犯人の作業能率が下ることを是認し。それによる不足を國費で補はんとすることは洵に不合理なことであります。その不合理なことに對してわれわれは自給自足主義を叫んで居るのであります。

自給自足主義は囚人の權利仍ち賃金請求權の上に立たねばならぬことは勿論であります。古代エジプトの公役はその點に着眼しては居なかつたのです。だが形に於て太古に監獄に入れる代りに公役に付したといふ刑罰のあつたことは面白いことです。さうしてその形は今や內容を充實して無看視作業と化し自由勞働による償却とならんとして居るのであります。

エジプトの昔が淫蕩な都であつただけに、酒と色との不夜城であつただけにそこにはいろ〳〵な犯罪も生れた筈です。さうしてそれに對する刑罰が國王卽ち國家の利益に組織されたといふ話は一面には當時の國王の暴虐を語り他面には刑罰の組織を功利的にも組み立てねばならぬといふヒントを與へたものではありますまいか。

わづかに數時間の見物に多くを回想することは許されぬことでありますが。わづかに公役制度を偲びながらわたくしは駱駝に乘つてピラミツドを離れる。悠長なるエジプトはわたくしの眼下に開けて居ります。

◇　◇　◇

エジプト文明をたづねビフミーデンに驚嘆したわたくしは更にローマの文明にひたるべく船にのるのであります。監獄史に散見する船奴が刑罰として櫓を漕いだといふ其の地中海をわたくしは蒸汽船で渡りつゝあるのであります。五月十七日暮色蒼然たる中に一塊の焰の立ちのぼるのが見える、それを人々はストロムボリの憤火といつて居ります。

晝間に通過したメツナ海峽の美景と合せて地中海の特異といふことが出來ましよう、翌未明船はナポリに這入る。

今はさる大臣になつたといふ鑛山成金が日本の經濟委員として會見したとき之に皮肉と侮蔑の眼をそゝいだといふ一世の快傑ムツソリニーの治下であるナポリにも彼の辣腕の片影はうかゞはれる。ムツソリニーはその弱年時代に共產主義を唱へた反動として今は軍國主義であることがナポリの岸壁に於てもうかゞわれる

ことであります。

ナポレオン帽をかぶつた憲兵の警戒、右手をあげて黒シヤツ團たることを合圖する若者の多き、ムツソリニーの天下は今微動だにして居ないことが之等を通じてわたくしの眼に影ずるのであります。その軍國の治下にわたくしは藝術の世界を見出さんとして先づボンペイに歩を進めたことであります。

ナポリ郊外一時間半のところに灰滅の跡ポンペイは靜かに横たはつて居ります。雛げしの五つ六つ咲いて居るとのどかであつただらうと思はれるほど靜かに安らかに横たはつて居ります。遙かに煙を吹いて居るベスヴイユス山のその灰が此のところが一層此の灰滅の都ののどけさをそへて居ります。繪畫の發達して居たことでありま都をうづめてしまつたかと思ふときわれわれは天變地異の恐ろしさを考へずには居られないことであります

ポンペイに於て興を起すことはその彫刻の盛んなりしことが歷然とうかゞはれます。ナポリの博物館を訪れす水道の設備が完備して居たことや浴場の壯麗なりしこととでありま

る人々はそこに精巧な醫術の器械がならべられくさぐさの醫藥の容器がならべられて居るのに驚くでありましよう。それ等がこの千數百年前のポンペイから掘り出されたものであります。

千數百年前にしかく發達した文明があつたとしるときわたくしには今日の文明があまりに遲々として進まないやうに思はれることであります。過去千數百年のひらきに於てどの點に進歩の跡を見出すことが出來るか。わたくしは、それはたゞ電氣の力と蒸汽の力とさうして人權の平等になつたことに過ぎないといひたい。

ローマ文明は手さきの文明であつた。それが現代に於ては機械の文明と代つた。ローマ文明は王者貴顯の爲めの文明であつた。それが現代では凡ての人類の爲めの文明と代つたのです。物質的には現代文明はローマのそれよりも劣つて居るかも知れない。だが人の心に對する文明は將に異常な發達を遂げて居ります。

クオー・ヴア・デイスを讀まれる人々はその小說がこの王者貴顯の爲めの文明を凡ての人の上に及ぼさんとするクリスチヤンの努力を描いたのだと知られるであらう。ネロの豪奢は則ちローマ文明の凡てをつくして居りますがリジアの戀は現代文明への導きを描いて居ります。二つの衝突の中に挾まれて苦しんで居るのが



チロ・チロニデスであります。ネロにへつらうとき惡魔でありリジアに從ふとき彼は善に近づくのであります。ネロを起點としてローマの物質文明はつひに精神文明に遷つて行つたことでありました。それが則ち今日の文明となつたのであります。今わたくしはボンペイに、ナポリの博物館にその物質文明丈けをあさつて居るのであります。だがその文化の遺跡の中にわたくしとして特に筆を起こしておかねばならぬ一つのものがあります。

ユグルタ・チユリヤヌスの時代に地は下十二尺のところに四人を拘禁したといふ歷史が監獄史には必ずかゝれて居ります。リジアがその中で熱病にかゝつたとはクオー・ヴア・デイスの中の悲劇の一頁であります。わたくしはその穴をボンペイに見出すことが出來たのです。

ボンペイの入口遠からぬところに當時の裁判所がありました。その裁判所の地下に岩窟を切り開いてたまりが作られて居りますが、それが當時の監獄であつたのです。窓もなければ仕切りもない。たゞ天井に二つ三つ穴が開かれて居りますがそれは食事を差入れる穴であつたのだださうです。リジアが熱病にかゝるのも勿論だとうなづかれるほどひどいものです。

外國の辭引を引かれる人は穴といふ字に檻獄といふ意味のあることを知られる筈です。その起源を今ボンペイに見出したわたくしは之をエジプトの公役と對比して考へざるを得ないことであります。エジプトもボンペイも共に人民の權利を認めなかつたことはおなじであります。奴隷を物と看做したこともおなじであります。だが、おなじく物とした差異があつたのではなからうか。

ローマの神樣—法皇—が二と二と合せて四となる原則を如何ともなし得なかつたやうに絕大の王樣も亦太陽の光や空氣を如何ともすることは出來なかつた筈である。生とし生ける者は生れながらに太陽の光に熏まれ空氣の恩浴をうけることとなつて居るのである。それをさへぎるものは自然への反抗であり、それをさへぎる法律は不自然な法律である。

エジプトの法律はその自然をそのまゝに生かして居たのであります。刑奴は苦役にこそ従事すれ太陽も拝めれば空氣もすへたのであります。苦役に従事しながらも天然の美を謳ふことも出來たし地上の喜怒哀樂を自由にすることが出來たのでありました。ローマの法律は人から自然をさへぎつたのであります。人をもぐらもちに代へやうとしたのでありました。精神文明に對する欠缺をそこに殘して居たのがローマの地下監獄であります。だがローマの地下監獄は形に於て刑罰の態を爲して居るとされたのです。さるが故に監獄の建物の改良といふことに多くの人の頭を惱ましたのであります。ジョン・ハワード然り、ベンジヤミン・フランクリン然り、ベンタム然りであつたのです。

だが、眞理は幾千年の後に於ても眞理であります。エジプトが自然に手をふれなかつたその眞理は今にしてまたかへつて來つゝあるのであります。われわれはその道程として囚人自治制を擧げ名譽制を數へ無看視作業を示すことが出來るのであります。囚人の改善と犯罪の防止との前には監獄の建物がさほどに價値あるものではなくなつて來るにちがひないことです。その點に於てローマ文明はエジプト文明の脚下に伏せねばならぬことは勿論であります。

ポンペイにかく回想したわたくしはナポリの海岸の一角に風光明媚なパレスデロボ Palais dellovo を眺めます。ドイツに要塞禁錮 Festungshaft といふ刑があります。ベルナー氏はそれは昔のやり方の名殘りを名にとゞめたので今は要塞につないでは居ないといつて居られますが、此のナポリでは城塞が監獄に用ゐられて居ります。しかも、今二百七十人の有期懲役 reclusione 囚がつながれて居るさうです。理想の人。アンリコ・フエリを生んだイタリヤは現實に於て便宜的であります廢物を利用することに着眼して理想を追ふに遑いことを此のデロボによつて示されて居るのであります。だが、月明がそのデロボを照したとき、デロボ監獄は天下の絶景であります。船の銅羅にせき立てられて遙かかなたのチビタ夫人を訪ひ能はざりしわたくしはナポリに一つの恨みを殘したことでありました。

（昭和三年五月廿七日 ブラハの旅舍に於て）



Erzieungsgedanke
und
Stufenstrafvollzug

# 教化と階級處遇

## ―一九二七年獨逸國刑罰執行法草案批判―

獨乙聯邦プロイセン
司法省行刑局書記官　ドクトル・ストルーペ

已に一九二三年六月七日の「獨乙國自由刑執行の原則」はその第四十八條に於て敎化思想を刑罰執行の目的として支持してゐるが、近頃發表せられたる刑罰執行法の草案もその第五十七條に於て同じ思想を採用してゐるのである。第五十七條に曰く、

「自由刑の執行は受刑者をして必要なる範圍に於て規律と勞働とに慣れしめ由て以て道義の念を確固ならしめ再び罪を犯さゞらしむるなきを期すべきである」

（„Durch den Vollzug der Freiheitsstrafe sollen die Gefangenen, soweit es erforderlich ist, an Ordnung und Arbeit gewöhnt und sittlich so gefestigt werden, dass sie nicht rückfällig werden.“）

この規定の最初の部分は已に久しく其の價値を證據立てられた行刑上の原則で、今更事新しく呶々を費やすを俟たない所である。「規律と勞働に慣れしむる」といふことは已に一世紀以上も前より刑罰執行の目的となつてゐたもので、「受刑者をして勞働になれしめよ、然らば彼等は着實の人たるべし」（Gewöhnt sie an Arbeit und sie werden ordentliche Leute werden）といふ彼のハワードの幾度か引用せられた語を憶ひ起せば足りるのである。更らに亦た、百年前このプロイセンの內務省の所管に屬してゐた極めて軍國的な劃一主義の行刑制度が極めて僅かな時間で、今まで措いて顧みられなかつた行刑施設に規律と整頓とを與へるに成功した事實をも忘れてはならないのである、然しながら、近代の刑罰執行に於ては、此等の已に實證せられた行刑の目的以外に、國家は行刑によつて受刑者を感化し由つて以て再び罪を犯さゞらしめんことを要求してゐるのである。是に於てか、國家は

受刑者から他の公民から要求するよりもより以上のものを要求してゐるわけである。普通の公民が單に自己の利害上の打算からかはた又道徳的な義務の觀念から法律を尊重するかは國家の敢て問はない所であるが、然しながら、刑罰を執行するに當つては、國家は法律を以て、只だ受刑者の行爲の適法（レガリテート）なるのみならず更らに進んでその行爲の道義（モラリテート）の念に發することを明かに要求してゐるのである。

この目的を達成するがために、刑罰執行法はその方法を指摘してゐるのである。執行法草案の第百五十六條特に第百六十八條はこの事を明言してゐる。第百六十八條に、

「自恃の精神を強め善良伎倆を奬勵し道義の觀念を奮起せしめ而して受刑者をして釋放後正常遵法の生活に入つて有用の人たらしむるため、愈々益々意志力を强固ならしめ自制自責の念を深めしむるに努むべきである。」

(„An die Willenskraft, die Selbstbeherrschung und das Verantwortungsgefühl des Gefangenen sind immer mehr gesteigerte Anforderungen zu stellen, um sein Selbstvertrauen zu stärken und seine guten Anlagen und Fähigkeiten zu fördern, ihn sittlich zu heben und ihn so zu einen gesetzmässigen und geordneten Leben in der Freiheit tauglich zu machen.")

とある。しかし、如何なる方法で自制自責の念を強むべきかは草案には書いてないので、只だ前揭の第百五十六條竝びに第百六十八條に揭げられてゐる刑罰執行の緩和輕減に關する規定との關係から、意思を强固にして自制の力を養ふの有利なることを受刑者に示すに足るべき方法に由らなければならないことを推し測るばかりである。この見解に誤りはないと思ふけれども、然し刑罰執行の段階的の輕減が自由生活への移動を示してゐるものであり、また有たなければならないことが證據立てられなければならない。問題となつてゐる草案の第百五十六條に曰ふ。

「刑罰執行の緩和輕減は累進的に之を行ひ由て以て漸次自由生活に還り入らしむるの目的を達成すべきである」

(„In stufenweise steigendem Masse werden Milderungen des Vollzuges gewährt, durch die ein allmählicher Übergang zum Leben in der Freiheit erreicht werden soll.")

吾人が刑罰の方法として自由の剝奪を固守してゐる限り、有罪の宣告を受けたものが刑罰の執行によつて一般の社會生活から隔離さるゝといふことは避けがたいことである。然しこの隔離が長ければ長いほどきびしければきびしいほど夫れだけ受刑者の將來に不利の結果を及ぼすことは免かれない、是に於てか、時機を失せず受刑者に公民生活への復歸の準備を與へてやることが是非共必要になつてくるのである。この準備を完ふするに最も善い方法は、嚴重な獨居拘禁から出來るだけ自由生活との調和を謀つてある雜居拘禁への漸進的な移動である。



然らば他の第百六十八條に列擧されてゐる輕減の特典、卽ち、室內の設備、服裝、糧食、副食物の追加、喫烟の許可、居房の照明、房內の自由作業、小遣錢、野外の運動、柔軟體操、スポート、著述、新聞雜誌の購讀、精神修養の機關への參與、及び外部社會との交通等についてはどういふものであらう。此等の特典は容易に次の三つの部類

(一) 智識開發の効力を有するもの
(二) 作業の奬勵に役立つもの
(三) 規律を訓練するもの

に分たれるものである。

精神修養の機關其中には固より第一に學校の授業及び修養講話が數へられなければならないが、之に參與するのは疑ひもなく感化の一方法で、課せられた感化の目的を達成したものへの報賞として少しも異議を挾さむ所はない。草案が第百九條及び第二百條でこの參加を高い級の者へばかりに與へられた特權としなかつたのは甚だ善い事である。外部社會との交通は第一に接見と信書とであるが、これは重要な感化方法となるものである。何となれば、兩親の訓戒の手紙や日々のパンを得るために苦鬪してゐる妻からの怨みの手紙ほど受刑者の反省を促すに好いものはないのである。更らにまた、釋放後の足がかりとしても、親族との關係を維持するのは是非共必要なのである。近親との接見及信書の授受を制限したゝめに親子の間を疎遠にし夫婦の緣を斷つてしまつたことはめづらしくはないのである。是に於てか、近代の刑罰執行は、受刑者を正路の人に立ち還らせるのを目的としてゐるので、外部との交通が受刑者に有益なりと認めらるゝ限り、あらゆる手段を盡くして之を奬勵しなければなら

ないのである。新聞雑誌の購讀並びに著述も亦同じ道理で、受刑者を皷舞激勵して自由生活への復歸を容易ならしむるすぐれた方法である。刑務所に於て刑務所獨特の新聞紙 (Gefängniszeitung) を編輯したり廣汎な書目を持つてゐる文庫を受刑者に閲讀せしむるのも、同じ理由に出でてゐるのである。然しながら、この（一）の部類に屬するものについては、その輕減が敎化的の性質を有つてゐるものであるか、はたまた、單に慰安的なものであるか、常に檢討する必要がある。敎化的のものならば條件なしで凡ての受刑者に拘禁の第一日から與へて差支ないのであるが、第二の場合であれば、行狀佳良の報賞として初めて問題となつて來るのである。

草案の第百六十八條に擧げられてゐるのであるが、特典の（二）に屬するものは、受刑者が作業に精勵して十分な小遣錢 (Hausgeld) を稼ぎ出した場合にのみ實際の價値がある。受刑者が糧食の增加や喫烟の許可を得たいと思へば、先づ第一に作業に精勵して物品を購入するための金錢を得なければならないのを知るので、此の特典は非常に作業の奬勵になるのである。然しこの特典を作業の勉勵以上又は以外に更らに別な條件に從屬せしむるのは誤りであらうと思ふ、いづれの勞働にもそれに相應した報酬がなければならないといふ原則は深く人の心にしみ込んでゐるもので、若し同じ勤勞に對して差別的な待遇をすれば、作業に對して嫌惡の念を生ぜしむるに違ひないからである。

次に最後の部類に屬するものは、受刑者を道德的に改善するにも社會生活への復歸を容易ならしむるためにもいづれの役にも立たないもので、拘禁生活を緩和する特種の快適手段ともいふべきものである。これは第百五十六條の第二項に從へばかくあるべからざるものなのではあるが、刑期中受刑者の行狀を改善して行く方法としては立どころに其の價値を證したもので、初めに特典制度に反對した刑務所長も今ではむしろ之を欠くことを欲しないのである。

階級處遇が懲罰によるよりも受刑者を一層善く規律に服せしむるを得ることは爭はれない所であるが、階級處遇が受刑者をして再び罪を犯さしめないように彼等の道義の念を強固にする力を有つてゐるかどうかは未だ實證されてはゐないのである。これは物質的の報酬で道德的の改善を促すことが出來ると信ずるによるもので、失敗はこの誤信より生ずるのである。受刑者が特典にあづからうとするために行狀を愼しむのは全く目的觀念に出づるもので、刑務所のような生活狀態の簡單な場所では如何なる小さな規則違犯も直ちに發見せられて處罰せられなければならない、と思へば、利害の計算は益々明かになつて來るのである。受刑者達のよく言ふ、「棒砂糖と鞭」("Zuckerbrot und Peitche") で、馬鹿でない限りこの撰擇を誤るものはない筈であつて、かゝる反省と商量とが幾度も繰返されてゐる中には終にはそれが習慣となつて、規律的な生活を持續して行けることゝならうが、然し、この習慣が刑期を滿了してからも尙ほ持續して行くかどうかは疑はしいのである。然しながら、階級處遇が試驗されてから未だ幾何の時日も經過してゐないのであるから、終局の判斷を下すことは早計であらう。



最後に、然らば、如何なる方法によつて受刑者の道義の念を確立して由つて以て再び罪を犯さゞらしめんとの目的を達することができようか。吾人はあらゆる劃一的な法式を忌むで人間をそれ〳〵一箇の存在として視ようとする個別的處遇の中にのみその方法を見出すことができるのである。この箇別的處遇をなすに當つては、先づ第一に、あらゆる手段によつて受刑者の弱處瑕疵 (die Schwächen) を研究することが必要である。而して、醫師が病に應じて藥を投ずるが如く、刑務官は受刑者の弱所に應じて改善の努力を適合せしめて行かなければならない。窃盜と猥褻犯人と、僞證犯と殺人犯とはそれ〳〵その處遇方法を異にしなければならない。然し、窃盜の中にも自ら區別があり、同じ殺人犯でもその動機を全く異にするのであるから、處遇を講ずるに先つて豫め犯人の身體並びに精神に徹底的な診察を施さなければならない。かるが故に、刑務官の受刑者に對する認識の根據となるものは、受刑者の第一印象は之を別として、受刑者の犯罪を行つた事情と彼を圍繞してゐた環境とである。是に於てか、犯人並びに彼の周圍の事情に關する司法保護事業家の報告が重要なものとなるので、犯罪並びにその刑事訴訟手續については詳細な智識を有つてゐなければならない。最後に、收容に際して、受刑者の身體並びに精神に存する缺點に關する醫學上の斷定が處遇方法を終局的に定むることゝなるのである。

**刑務官が此等の基礎智識を具へて深く受刑者の心を知るに努め、第一印象に誤られることなく、常に熱く一般**

行狀を視、信書並びに交談の内容を察するに及びて、纔かに初めて教化の方案を立てることができるのである。改善の手初めは先づ犯人をして己れの罪を犯かしたることを確信せしむるに在る。初めて收容された時には、大抵のものは種々の理由から全然罪を犯かしたことはないと伴つたり、でなくも少くも自分の行つたことを大した事ではないものゝように說き立てるものである。中には、自分が誤審の犧牲となつたものゝように思ひ込んでいつまでも己れの無罪を主張して已まないものも稀ではないのである。然しながら、改善の道は受刑者自ら罪を犯したることを知り悔悟の念に責められるゝにあらざるよりは手の下しようのないものであつて、この事は其局に當るものゝ心得てゐなければならない所である。然し、受刑者を悔悟せしむることの如何に難いかは、恩典の請願に對して、「この受刑者は執拗に自己の犯罪を否定せり刑罰は今尙ほ其効を及ぼさゞるものと認む」といふ刑務所の意見の幾度か繰返さるゝのを見ても分明るのである。

茲に尙一つ刑罰執行官の義務が存してゐるのであるが、憾むらくは今まで余りに忽諸に付せられてゐたのである。草案の第四十三條に收容囑託書（Einweisungsersuchen）には判決、犯罪事實竝犯したる刑罰法規、刑及び刑期を起算すべき時期を記載すべきことを規定してあるが、これだけでは刑務所にとつては十分ではないのである。刑罰執行官は理由を付したる判決文を始終身邊に供へて置くばかりでなく、一件書類を精密に知悉してゐなければならないのである。終局判決を有つて居る裁判所の手續は敎化過程の始りとなるものである。判事が審問中の制限された時間で罪を犯したるものに其の罪を犯したることを確信せしむるに成功した時には、刑罰執行官は其目的を達するまで敎化の努力を續けなければならない。不正を行つたといふ認識を有たずに刑務所を出て行く受刑者はたとへ行狀に申分なく作業に精勵したるによつて階級處遇の最高級に達したるものと雖、未だ改善せられたりとは云へず固より再び罪を犯す虞なしと特記することは出來ないのである。

然れども己れの行爲の不法なりしとの確信もその行爲に對する悔悟も、未だ本人の累犯に陷ることを防ぐには足らないのである。更らに進んで受刑者の精神と身體との上に目的に適合した感化の力が施されなければならないのである。然し、各受刑者は個別的に取扱はれなければならないのである。次に掲ぐる二つの例は大さつぱではあるが敎化の過程を說明することができようかと思ふのである。



例を窃盜犯に取つて見ると、或者が勞働を厭ふがために窃盜を行ふに至つたとする。此の場合、刑罰執行の任務は彼をして釋放後自ら生計を支へしむるため飽くまでも勞働せんとする意思を鼓舞するに在る。この勞働の精神を鼓舞するためには是非共勞働の價値の如何なるものなるかを敎へ込まなければならないのである。即ち、勞働に相當する報酬を與へて憤發心を刺激しなければならないのである。かくして勞働の意志を奮起せしめたる後、最後の努力として、釋放後直ちに就くを得べき職業を見出してやらなければならないのである。是に至つて始めて一度蹉躓したるものを刑なき自由なる生活に入らしむべく最善の準備をなし得たといふべきであらう。

次に別の例を取つて見る。兇暴な血を見ることを毫も怖れないものに對しては全く別な處遇が施されなければならない。かういふ人は恐らく己れの職業にはすぐれた伎倆を有つて居り非常に勤勉でもあるかもしれないが、惜しいことには自分の感情を制御する力が欠けてゐるのである。かういふ人の身を誤るのは多くは酒が原因で、遂には怖るべき犯行をも敢てするに至るのである。彼は自分の取つた賃銀は皆飮んでしまつて、家族が食ふものもなくても平氣でゐるのである。で、かういふ人が刑を受くることを怠つてゐた義務を是非共履行する習慣を養つてやらなければならないのである。で、先づ第一に、鼓舞激勵して彼の勞働賃銀の大部分を規則正しく自分の家族に送金させるのである。拘禁生活に入れば一も二もなくアルコールは奪はれてしまうのであるが、此の場合にもくれ〴〵も過度の飮酒の害を說明してやらなければならないのである。

以上述べ來つた所から次の結論が得られるのである。

一、階級處遇が自由生活への復歸を容易ならしむるの目的を有し、感化敎養の性質を具へてゐる限り、受刑者には悉く條件なしに之を施すべきである。

二、階級處遇が受刑者の規律と勞働とを鼓舞する限り刑務所の訓練を增進するの方策として價値の多いものである。若し然らずんば此の制度の釋放後に其効力を及ぼすことは甚だ稀れである。

三、受刑者をして再び罪を犯さしめざるべき道義心の確立は、統一ある教化方案に從ひ個別的に受刑者の精神並びに身體の上に及ぼさるべき感化の力によりてのみ其目的を達するを得るのである。

（了）

(Blätter für Gefängniskunde, 1927, Erste Heft)

◇靜岡賤機會詠草（戸田則素大人選）

露おきし庭の萩原みたれあひてむらごに見ゆる花のいろかな　政之
よもすから鳴く虫の音のあはれさにみたれてや咲く庭の糸萩　八雲
わか庭の萩にも月の尋れきて露は花よりうるはしきかな　碧水
去年の秋うゑしあるしは身退りて庭の糸萩あはれにそさく　皓月
奥山は鹿そ鳴くらむ我宿の庭の秋萩花さきにけり　匿堂
仰きみれはふしの高峰の雪さえて田子の浦曲に照れる月かな　蝶月
漁火もかけうするまで照り渡る須磨の浦曲の照れる月かけ　澤濤
照月のかけをもしほにくみそへてはこふも床し須磨の浦人　機月
沖邊よりふく秋風の靜かにも月をよせくる田子の浦波　蘋雪
圓かなるこよひの月を幾つにもくたきてよする田子の浦波　蘋山



講演

誌上

# 國家の己性（上）

## ——世界共通の見地から批判したる日本——

貴族院議員　伯爵　二荒芳徳氏談

私は國家の己性といふことに付て御話を申上げて見たいと思ふのである、併し是は私の一家言であつて、必ずしも一般の國民道德論者の肯定して居る所でもないと思ふのである、唯私共は自分が或は青年團體若くは少年團體の運動に關係して居るが故に屢々青年と語り合ふ機會がある、同時に思想の問題に付ても隨分痛烈なる質問若くは駁論を青年の人々から受ける、殊に學生などで所謂社會科學を研究したり若くは最も唯物的の觀念を持つて居る人々から全く外で話せないやうな事柄に付ても克く小集會の際にはひどい質問を受けるのである、此の故に私自身に於ても既に或程度まで今迄に行はれて居る所の國體といふ觀念に付ては多くの信服を持ち得ないのである、卽ち甚だ多くの煩悶を有して居る　又自分自身としても眞の國體といふものはどういふものであるかといふことを考へるべく餘儀なくされて居るのである、其の結果として私は日本で普通に使はれて居る國體といふ言葉に付て度々考へた結果茲に國家の己性といふことを申し私の國家己性といふものは聽てそれが眞の國體といふもので現はれねばならぬ、斯ういふ風に感じて居るのである、さて、法制を議論する人は、國體といふものは主權の如何なる人に存して居るかといふ問題であり、政體とは如何に其の主權を運用して行くか、其の形式の問題であるといふのであつて、是は國體といふものが政體と比較した法律上の用語の意味に於ける說明であるのである、又國民道德者といふものは能く國體といふ言葉を使ふて、日本の國體は實に優秀である、二千五百有餘年の歷史と皇統連綿たる金甌無缺の皇室を戴いて居るといふこ

とを以て直ちに國體の如く解する者もあるのである、素より斯ういふ立派なる歴史を有して居ると云ふことは國體の一つの大きな現はれであるけれども、併しそれ自身が國體であるといふことは言へない、假りに二千五百有餘年の歴史といふものが尊くないといふ外國人があつた時には、是は其の外國人をして日本の國體を欣仰せしむることは出來ないのである、されば國體といふ觀念は頗る相對的のものであつて、國體の尊嚴といふものは其國だけに限られて居るとするならば、今日の如く世界の交通の激しい、殊に智識の交換の激しい時に於ては非常に考ふべき問題であると思ふ、否考へるといふよりは現に日本の國内に於ても民族意識が十分此の點に向いて居ない爲に思想の危險といふ問題が頗る盛んに起つて來て居るのである、此の思想の危險といふべきか不統一、紛糾といふものは如何なる方法に依つて之を救濟すべきものであるか、如何なる方法を以て是等の思想に臨むべきものであるかといふことは、勿論警察力の監督といふことももあらうけれども、其の以外に根本的なものがなければならぬと私は信ずるのである。

◇

そこで私は國家の己性といふものを一般的に考へて見たい、日本國を離れて考へて見たい、即ち世界一般的の概念として國家の己性といふものを考へて見たいのである、個人の性格に付ては從來「個性」といふ字を使つて居る、個性の尊重、個性を大事にする教育とか個性を認めて導くとかいふことは所謂教育學者の中にも又總ての人の心理を取扱ふ人々に依つても頗る盛んに唱へられて居るのである、此の個人の個性といふものと同じやうな、之に當るやうな意味のものが國家にもあるといふことを私は申したいのである、であるから此の「己れ」といふ字を之に書換へても大した間違ひはないのであるけれども、日本の字と致しましては個人の性質といふ字で書いて居るから、國家個人の關係を見て、寧ろ此の字も己れの性質といふ字に當てた方が正しからうと存じて、數年來己れの性質といふ字を使つて居るのである。

個人の個性はどういふものから大體成立つて來るか又どういふものに依つて養はれて居るかといふと大體天性、環境、修養の三つを擧げることが出來るのである、一番重大なのは天性であらう、即ち人間は生れながらにして其人が何か他の人と違つた性質を持つて居る、善惡といふことを暫く別として顏が異るやうに違つて居る、同じ兩親を有つて居る子供でも長子と次男が性格が非常



に違ふ、一人は非常に几帳面である他の一人は面倒臭がりである、どうして斯ういふやうに違ふかといふことは屢々吾々が經驗を致すのである、併し其の性質以外に環境の支配といふものも個人の特徴性質といふものを非常に動かして來るといふことは既に皆樣が御承知のことであらうと思ふ、或は艱難といふものが汝を玉にする場合もあらう、即ち素質が良ければさうなりもせうが若し素質が惡ければ所謂朱に交はれば赤くなる、だん〳〵惡くなつて來る者もある、かく環境といふものが非常に己性を支配するのである、同時に修養といふことも非常に支配する、即ち自分の意志、是も己性といふものを左右することが出來るのである、即ち後天的に自分が修養して第二の天性になるといふことは屢々偉大なる人物の經歴を調べれば見得る譯である。

◇

是は個人に付て申したのであるが、國も亦さうであると私は申したい、即ち國にも必ず國の特色がある、是は必ずしも私だけではなくて、國民道德學者とか歴史家は誰もさう言つて居る、併し之を良く見れば見る程其の國家に何とも言へない特別の性質がある、若し此己性といふものを見ながら世界を旅行して見ると、つく〴〵それが分るのである、ヨーロツパに參つても同じ白色人種とは言ひながらイギリス人とフランス人の顏が違つて居ることが分る、少し長く居ればあの人はイギリス人か、即ちアングロサクソンの人間であるかラテン系の人間であるかといふことは自然の中に分つて來る、丁度御互の中で或程度まで支那人と日本人が差別が付くやうに、西洋でも髮の色や顏の樣子以外に其人の心持で以て國の出が分る譯である、或る場合にはあの人は多分フランスとイギリスが混つて居るであらうといふことも或る程度まで分つて來るのである、是は人の顏に付いてゞあるけれども、總ての點に於て、例へば飯の料理の仕方、所謂生活、環境といふものが皆國家の己性を有つて現はれて居ることが直ぐに分る、即ちイギリスの料理にはイギリスの料理の特色がある、イギリスの料理はどちらかといふと非常に自然の味を出して居る、フランスの料理、殊にフランスの都の料理といふものは之に色々の刺戟物を入れて五官を非常に刺戟させ料理を旨く食べさせやうといふ傾向になつてくるのである、イギリス人が能くフランスの料理は色々の油などで香を高めて食べさせることを笑つて居るが、あれがフランス料理の系統である、であるからイギリスはフランスの料理を餘り長く食べると腹

をこはすと申すが、フランスの方から見るとイギリスなどの料理はまるで味が成つて居ない、始終ソースを掛けて食ふやうな人間であるから味のことは分らないと惡口を言ひます、日本でもさうであつて、假りに日本といふ東洋の一國を取つて西洋の諸國の茶の飲み方を比べて見ると非常に違ふ譯である、日本では茶を飲むといふと非常に微細な味覺を働かして飲んで居るやうに思ふ、昔は何處の水が良いといふことを聞くとわざ〳〵汽車のない世の中に樽を背負て其水を汲んで家に持歸つて茗茶を立て丶飲む、さうして何とも言へない水の性質から出た茶の味を味はう、是が日本の茶の飲み方であらうが、ヨーロツパ諸國では斯ういふことは殆んどないやうに考へるのである、勿論鹽水などでは困るでせうけれども大體水を入れて茶を湧かして砂糖を入れ牛乳を入れて飲む、無論何處の茶が香が良いとか惡いとかいふことはあるけれども日本程微妙な所を尚ぶといふ茶の飲み方はしないのである、斯く見て來るとロシヤにはロシヤの己性がある、ペテログラードなどに行くと建物は總てヨーロツパ式であるが、モスコーとか他の都會に行くとロシヤ風の建物がある、イギリスに入つた時に感ずるイギリスの建物の色合、其の心持が一見して分る、フランスに於てもニングラードの如きはピーター大帝がフランス邊の文明を取入れて、さうしてヨーロツパの一番盛んな國の文明の建物は斯ういふものであるといふことを示したのが所謂ペテログラードである、或る旅行家の記事に依るとピーター大帝がヨーロツパの文明を窺はせる窓と言つて今のネバの河畔に都を立てた、それがペテログラードといつて居る、其處に行つても例へば直ぐに氣付くのは看板に繪が多い、大概の所が繪で以て看板を描いてある、吾々が行つても看板に依つて中味が分る譯でありますが、是も矢張りロシヤ國の己性を現して居るものであつて、ロシヤの國民は八割通り字が讀めないと言つて居る、今日は少しは學力が進んで來たであらうが、少くも革命前までは八割まで無學文盲の徒である、看板に字を書いて置いては分らないから繪を描いて置くのであるといふことを旅行案内記などで見るが、是れも亦ロシヤの己性を現はしたものである、即ち國といふものは皆違つて居るだけに各々特長あり短所があるといふことは恰も個人が皆性質が違つて居つて、他人を以て代ふることの出來ない特長と短所を持つて居るが如く國家もさうであるいふことを私は強く申したいのである、此の國家の己性といふものに著眼して暫らく我々日本人といふ國籍を創つて、吾々が第三者になつて此日本を顧みて、而もそこに何れの國の人から見ても否定することの出來ない最大特長があつたならば、それこそ根本的の國家の最長所、國家の精華であるといふことが言へるのである、若し此ことなくして日本人が自國の國體を唯賞めるといふならば、それは自己讃美以上に出ないのであつて、外國人を心服せしむることは出來ない、若くは日本の國家意識が十分に體得せられて居ない人々の西洋かぶれの人々の議論を反駁することが出來ないのである、今日に於ては何か日本人が日本の國體を賞讃する、之に對して同じ日本人でありながらそれに氣付かない者が惡口を言ふと危險思想だといふことになつて、其の間しつくり行かないやうに考へる、殊に學生などに話す時に世界共通でない知識の下に國體の精華といふことを話してもなかなか勝ち得られないのであるから、今日の所は最も此點が考慮せらるべきではないかと私は信じて居るのである。そこで此國家の己性といふものを假りに日本に比較して、日本國家の己性をどう見るかといふことを世界に共通なる天性、環境、修養といふ三つの見地からして肅嚴に批評して見る。



◆

そこで天性から一つ話を申上げて見たい、國としては世界の交通が激しい今日であるからして、今日は段々國の特異性といふものは薄らいで來つゝある、普遍性になつて來て居る譯である、即ち國を開かない時代は洋服も着ない、家も日本風であつた、外國に於てもさうである、今日於ては段々世界共通の着物になつて來て居る、ロシヤ人の得意になつて居るバスカーなどゝいふシヤツは段々減つて居る、スコツトランドのギルドといふ袴は今日に於ては減つて來た、それ故に其の根本を見る爲にはさういふ影響を少しも蒙つて居ない時代を顧みる必要がある、即ち最も古い所の民族の觀念と言ふか、民族意識を現はして居るものを探し求めなければならぬ、即ちそれは今日吾々が古典と申して居ります古い歷史である、即ち外國の文物の影響を蒙つて居ない時代のもの、幸ひに是が今日日本には歷然として殘つて居る、即ち古事記、古語拾遺、日本書記、萬葉集、祝詞といふやうな一番古い時代の民族の心持を其儘出して居る書物があるのである そこで日本人が持つて居つた所の心持を能く見拔いて見るとそこに日本の民族の天性といふものが自然に出て來るのである、古典といふものは大體に於て民族が

刑政第41巻第11号
矯正図書館

一番木切に思つたものを書き殘して居るものだと解釋するのが正しい、何となれば是は當時文學がないので口から口に傳へたものである、文字に書いてしまへば要らないものを取り去ることは出來ない、口から口に行けば要らないものは落して行くことが出來るのである、是は吾々の生活に於てもさうである、吾々が日記を書く時には全部を書くことは出來ない、總て日常の一擧一動を全部書いたのでは日記にならぬ、あの中には本當のことは書いてあるけれども一番大切なことのみ書いて居るから一頁に納まる譯である、それと同じく古事記や何かは大切な所のみ書いてある、そこに古典の永久に力强い本質が入つて居るのである、依つて日本の己性といふものを窺ひ得る、殊に斯ういふ僅に五つに限つた譯ではないが、其等の古典を縱に合して見る、例へば或る罪人の骨格を確定する爲に集成寫眞と言ひますか、人殺しなら人殺しをする惡性を有つて居る犯人を同じ種板に撮して見ると、罪人共通の骨格が出て來る、其の骨格で一つの統計が取れる譯である、それと同じく日本書記、古事記等の古典の中には色々な思想が雜然とあるやうであるけれども之を縱に上からみるとそこに一つの定まつた思想が出て來る、日本民族の思想といふものが現はれる、それが古來から吾々民族の持つて居る民族思想である、是は日本の歷史を見ても又外國の歷史を見ても、そこに其國の民族が有つて居る牢固として拔くことの出來ない民族性が出て來るのである、假りに支那といふ隣國を捉へて其の己性を見ると、支那といふ國は何時でも爭つて居るのである、言ふまでもなく秦の始皇帝が萬里の長城を築いて北方の匈を抑へた積りで居たのであるが、幾何もなくしてあの長城を越えて支那の本土を侵した歷史は澤山あるのである、過去に於て南北が始終爭つて敵對し集合離散絕へない國であつて、現在に於ても戰爭をして居る、斯の如くにして大昔から統一されない己性、性癖を有つて居るのである、イギリスに於てもドイツに於てもロシヤに於ても矢張りさうである、ロシヤの如きも總てが專制で行つて居るのである、ピーター大帝が都をネバの河畔に作つて、皆ロシヤの國民はペトログラードに行つて西洋の文明を見て來いと言つて非常に腕力を以てあの都を一時に立てた、今日に於ても卽ち無產專制が行はれて居るのである、であるからして過去に於ける帝王の專制といふことが亡びて今日に於ては無產者の專制といふものが行はれて居る、其のロシヤの專制といふ國體を有つて居る己性はロシヤ革命前後を書き表はして居る所の色々な書物を見る時に洵に明瞭に諒解せしめられるのである、そこで此集成寫眞の中にどういふ思想があるか、それは色々の言ひ方もあらうなれども、一番顯著なる思想二つを茲に申したいのである。



# 府中刑務所をたづねて【二】

鐵窓學人

武藏國の首府にある刑務所——府中は管二十一の大國府——遊君の存否?戀が窪——刑務所と國府臺——藥師道は千二百年前の昔を語る

◇刑務所は國府時代武藏國首府

武藏野は月の入るへき山もなし
尾花が末にかゝる白雲（古今）

冬の日の行く程もなき夕暮に
尙里遠き武藏野の原（續拾遺）

これ等は後代の作であるが茫々として際涯なき武藏野原、雲月の草より出でゝ草に入る平原の狀、冬の日こそ短いが一日の行程尙人里に逢せず人家まばらの樣を謳んだ歌である、しかし今もなほ武藏野原の氣分はたしかにある。

武藏はその初め「知々夫（ちゝぶ）」「兎邪志（ひきし）」「胸刺（むねさし）」の三國に分れ、知々夫國は今の埼玉縣の西部秩父郡一帶の地にして、崇神天皇の御代秩父彦命を以て國造（くにのみやつこ）（當時の地方長官）とせられ、兎邪志國は今の埼玉縣の東部足立郡一帶の地にして、成務天皇の御代兄多毛比命を以て國造とせられ（成務天皇詔參照）、胸刺國は現府中刑務所々在地たる府中を中心とする多摩郡一帶の地にして、應神天皇の御代伊狹知直をして國造たらしめられと傳へられる、蓋し江戶川、多摩川の三流域を分けて三國とした形になる、この三國の存否については議論の存するところであるが、兎に角吾人の祖先が、當時群集生活をしてゐた地域的標準として看るを妥當なりと思ふ。

第二十七代安閑天皇（一千四百年前）の御代に三國を合し一國となし「武藏」と改稱し「府中」に於て政を掌り、大化の改新を經て世襲の國造は國司の任命となり、文武天皇大寶三年從五位下引田朝臣祖父武藏國司に任ぜらる、これによれば當府中は上古より武藏國の首府でありしことは疑ふべからざる事實である。

成務天皇地方制度の詔（日本書記）

我先皇大足彥天皇。總明神武。膺レ籙受レ圖。順レ天治レ人。撥レ賊反レ正。德室二覆幬一。道協二造化一。是以普天率土莫レ不二王臣一。稟氣懷靈。何非レ得レ處。今朕嗣レ踐二寶祚一。夙夜兢惕。然黎元蒸爾。不悛二野心一。是國郡無二君長一。縣邑無二首渠一者。焉。自レ今以後。國郡立レ長。縣邑置レ首。卽取二當國之幹了者一。任二其國郡首長一。是爲二中區

之藩屏一也。

武藏風土記によれば引田朝臣より後の武藏守、武藏介などの名を百五十餘人もあげてある、就中高麗朝臣福信、百濟王慶仲などの變り者がある、今これ等の人の系統は明かでないが、日本土着の者ではおそらくあるまい、蓋し欽明天皇時代から百餘年間は韓土より佛教美術工藝の盛に輸入せられた時代にして、大陸文化の程度著しく高く、從つて高麗や百濟人の日本文化に貢獻する者多く、所謂八十伴緒の外に三韓歸化の民は直に皇室に屬せしを以て、その功績ある者に對し皇室は官職を與へたものと考へる、法隆寺の壁畫は高麗より來れる僧曇徵の筆になれりと云ふが如きは、その功勞の一端にして、亦國分寺造營當時に於ても米穀其他の寄付者には位を授けられしことありしを以て外邦人の高官も不思議とするに足るまい、(天平十六年の詔に若能契敕、如理修造之、子孫無絶、任郡領司)話はわき道にそれたが府中刑務所の北方所澤(飛行場)より西北二里飯能町を首邑とした高麗郡、荒川の西岸「志木町を首邑とする新座郡(新羅郡)などは、明治二十九年頃迄存したる郡名である、當時の三韓人は文化の持主にして多數の存在はその國の文化を卜するに足り現時の自由勞働者とは全く選を異にするものである。

## ◇府中は管二十一の大國府

國府といつても國の大小により甚しき等差がある、お隣の伊豆國の如きは僅に二郡しかない倭名鈔に延長年間(千年前)國府(國司の所在地府中といふに同じ)多摩郡にあり、管二十一郡の意なり、伊豆國に比すれば正に十倍强となる、當時の郡名をあげて現時に對照するも面白からう

久　良(武藏國の南極限にして橫濱市以南、三浦半島に至る狹地、神奈川縣久良岐郡)　都　筑(神奈川縣都筑郡)

橘樹(たちばな)(神奈川縣橘樹郡)　多　摩(東京府多摩郡、南、北、西の三多摩郡)　荏　原(東京府荏原郡)

豐　島(東京府南豐島郡)　足　立(東京府南足立郡埼玉縣北足立郡)　新　座(埼玉縣北足立郡に併合)

入　間(埼玉縣入間郡)　高　麗(埼玉縣入間郡に併合)

比　企(埼玉縣比企郡)　橫　見(埼玉縣比企郡へ併合)

埼　玉(埼玉縣北埼玉郡)　大　里(埼玉縣大里郡)

男　衾(埼玉縣大里郡に併合)　幡　羅(同上)

榛　澤(同上)　那　珂(埼玉縣兒玉郡に併合)

兒　玉(埼玉縣兒玉郡)　賀　美(埼玉縣兒玉郡に併合)

秩　父(埼玉縣秩父郡)

田數三萬五千五百七十四町七反九十六歩とある、その後郡の分離廢合等はあつたが、現今の武藏國と殆んど變りはない、但現在の東京府南葛飾郡はもと下總國の管領に付二十一郡に入らず、卽ち東京府及埼玉縣の全部、神奈川縣の一部に跨り當時の國府たる武藏國の首府卽ち府中は、蓋し風俗人情文化の程度其繁華等推して知るべしである。



## ◇遊君の存否?戀が窪　▲

かような都會につき物である北里遊君の跡や如何、別に刑務所とは關係はないが、あまり固まり過きても興味がない府中刑務所から北へ約半里、戀が窪と稱する所がある、道興准后の歌に

朽ちはてぬ名のみ殘れる戀が窪
　今は た問ふもちぎりならずや
芭蕉翁の句碑に
　ひよろ〳〵と
　　なほ露けしやおみなへし

この句は遊君の現存を證する歌ではないが、昔の名殘を讀んだものであらう。(戀が窪の碑に依る)

當時大陸文化の狀を見るに、支那は唐の玄宗皇帝時代に相當し、唐の都は長安にあつた、盧照鄰が唐都長安の繁華を逃べた詩に……片々行雲著蟬髮。纖々初月上蛾黃。殘黃粉白車中出。含嬌含態情非一。妖童寶馬鉄連錢。娼婦盤龍金屈膝。御史府中夜烏啼。廷尉門前雀欲棲……共宿娼家桃李蹊、……

其他唐詩中にはこの類の詩處々に散見する、これによると同年代の唐都には遊君が立派に存在して居る、存在のみならよいが御史や廷尉などの諸役人は、北里遊君と日夜の行樂に耽り、廳内にあらざるを以て鳥や雀などが所を得て棲息したとある、大陸文化を直輸入した國府時代、遊君文化?も亦同時に輸入せられたではないか、少々怪しくなつて來る。

江戸名所圖繪に、富士見塚?(刑務所西側外の備所に一里塚なるものあり、今は崩解したが、方向、距離の點より考へると、富士見塚に相當し、富士を望見するに適する地)より十三町あまりを隔て、戀が窪云々、往時畠山庄司次郎重忠、此地戀が窪の驛舍にやどりし頃、寵愛せし遊君ありしが重忠平家追討につきて西國へ出陣せらる、其後をこの むものありて、重忠討死した由いつはり、すかしたりしを實とし、かの遊君歎きのあまり終に自殺したりしを、後重忠聞いてあはれみ、彼の遊君が節操を感じ、菩提の爲に此阿彌陀堂(戀が窪の阿彌陀坂現に辻堂として殘つて居る(刑務協會遠藤氏發見)を建立し鎭を以て阿彌陀如來の像を鑄て(今はなし)安置せし云々、其他の典籍によつても戀が窪は北里であつたことは事實である、畠山重忠は關東一の雄なる者且つ謹直にして鎌倉武士の範たり、此の記事のみにより當世流を以て見るべきでないと思ふ、同氏の謀り殺されたのは(府中刑務所西南龜ケ峯)元久二年にして今より七百二十三年の昔、國分寺時代(國府は其前よりの存在)に比較するも四百六十五年程の差があるが、尙國府時代に遊君が戀が窪に紅燈の光りを放つて居たかどうか、明治初年時代なにもかも西洋かぶれでやつた如く、當時は唐制萬能の時代唐都の鴇黃粉白を輸入したともせなども寡聞にして斷言は出來ない、しかし戀が窪は國司廳から眞北へ一里北里といふ名にも合ふ、又遊びに行きかげんの位置でもある、蓋し上古の史實より考へると廷尉門前雀欲棲までは行かずとも、國司 郡司 守、介、掾等々相當の慰安所も必要條件である、遊君の繪はがきで

府中刑務所敷地の繪圖面であるが、南北直通の道は千二百年前の藥師道地目はすべて山林である、地割が如何に細かに出來てゐるかに注意してほしい、地目山林の地割とはどうしても思へない、何んとなれば山林ならば右側上部の如き地割を普通とする、全然市街地の狀をなしてゐる武藏國大國府當時の市街地ではないか、今直に之を證明すべき文獻に乏しい、考證諸氏の御敎示にまつ。



藥師道 ↓



藥師道(下)と義貞松(上)

↑ 藥師道



もあれば證明し得るも來だその持合せがない。

△

◇刑務所と國府廳

府中刑務所のバルコニーに立つて、武藏野の廣さ、武藏國の管領、武藏國の首府など一望のうちに展開されたが、さて武藏國々司廳即ち今の縣廳の所在地は何處にあつたか、府中町誌によると府中町の西南部大國魂神社の西端に位し、元北多摩郡農事試驗場の在りし地、俗稱御殿地附近にありたりといふ、尙當時の町並は國分寺の方に偏し南北に長しとある、地を按ずるに現府中町(甲州街道東西に通ず)を丁字の横線とすれば、昔の町並は垂直線に當る、從つて國司廳の文武百僚の官衙並に商業街は現府中刑務所の敷地を繞ふて居たと考へることが出來る、構内直通の小道は揭記の藥師道にして地割の狀況は市街地の如く(寫眞參照)國府當時の遺跡と見ることを得るか?此點に就ては特に先輩諸氏の御示敎を願ひたい、兎に角國司廳址は地形上御殿地附近にありと云ふは眞實なるべし、其考へとして國分寺方面より觀ると。

國府と國分寺とは地方に於ける、裁判所と刑務所位の所に建設しあるを常とするは、各所の舊跡又は典籍にて屢看るところである、藥師道は約半里詔敎の近からず又遠からずに相當する、此の藥師道は一千二百年前の國府廳址及當時の府中即ち武藏國の首府としての府中の町並を物語るに付唯一且つ最も有力なる遺跡であるが、十萬坪に近い府中刑務所の建設は藥師道をよけることが出來ず、殆んど刑務所の眞中事務所建設豫定地の西側にて中斷された、まだ外圍の出來ない草分當時に於ては藥師參りの善男善女が蝟集したと當時の職員は語つて居る、現集鴨刑務所所長である佐藤氏は史蹟保存のため、史碑を立つべく考慮中であると聞く、實に宜い計劃であると私も亦すゝめて置いた、要するに府中刑務所の敷地は、國司廳と國分寺と不離の關係にあることは爭はれない事實である。

△

◇藥師道は千二百年前の昔を語る

國分寺の本尊が藥師であるから藥師道と云ふ名や殆んど秋草に掩はれ、すゝきや野菊の獨り叢に咲き亂れ桑の住家と化しては居るが、府中誌の御殿地と稱する地點より國分寺金堂庭に植へたといふ義貞松に(寫眞參照)突き當るよう眞直に作られてある、藥師道は約半里詔敎の近からず又遠からずに相當する、此の藥師道は一千二百年前の國府廳址及當時の府中即ち武藏國の首府としての府中の町並を物語るに付唯一且つ最も有力なる遺跡であるが、十萬坪に近い府中刑務所の建設は藥師道をよけることが出來ず、殆んど刑務所の眞中事務所建設豫定地の西側にて中斷された、まだ外圍の出來ない草分當時に於ては藥師參りの善男善女が蝟集したと當時の職員は語つて居る、現集鴨刑務所所長である佐藤氏は史蹟保存のため、史碑を立つべく考慮中であると聞く、實に宜い計劃であると私も亦すゝめて置いた、要するに府中刑務所の敷地は、國司廳と國分寺と不離の關係にあることは爭はれない事實である。

矯正図書館

# 刑政研究資料紹介（承前）

泉二新熊報

一一、ナーグレル著「現代刑執行に於ける教育の問題」一九二五年一一月七日にフライブルグの科學會の協議會に於てなされた講演である。一九二六年出版

今まで、刑罰と教育とは相反するものと認めてゐたるナーグレルのやうな古典研究者が、刑罰の教育的價値の爲に語るといふことは、この問題の發展の爲に非常に喜ばしきことであると同時に、意義深いことである。

無論こゝで云はれてゐるのは、先づ充分に合理化された教育である。刑法が純粋な教育觀念を以て成し遂げやうとしてゐる最新の改良の潮流が、その効果についての期待の基礎を置いてゐるところのものを吾々は未だ充分豫側することは出來ない。こゝに於ても又經驗が最後のものを云ふのである。非常に高い理想を持つてゐる理想主義は、何れも嚴正なる實質觀察に於ける缺點の弊を除くことが出來ない。人生の實際はあらゆる偏頗せる事實を吾々に示すのである。實際に應用した結果、慨にその執行機關はその先入偏見――人々は以前この先入偏見を以てしば〳〵教育すべき人數を評價してゐたのである――から脫し、更に愼重なる實際主義にまで到つたのである。實際に於ては物事は多く輕視してゐる。愼重なる實際主義、嚴正なる實質觀察は、決して報復刑罰を辯護する人々に於て見出すことは出來ない。彼等は曾て、刑罰の一般社會に對する、又被刑罰者自身に對する影響について研究したことはないのである。彼等は、彼等が形而上學的、神學的に踏襲して來た、又感情の上に於て得た形式をば、事實探究によつて評論的に再試驗することなしに信じてゐたし、又現在も信じてゐる。從つて吾々はナーグレルと共に、約百年程以前から獨乙の刑務所に於て、囚人教育が眞劍に行はれてゐたと云ふを得ないのである。ナーグレルは次のことを見落してゐる。それは、保護と報復の爲になされる刑執行に於て、教育といふものは別に離れて行はれるものではなく、教育は唯それが刑務所に於ける生活の表現や、囚人の待遇法の爲に統轄的な主義として實現されるやうな時にのみ眞劍に行はれるものだ、といふことである。然しながら我國現代の刑務所内に於て、それについて語る者は極く稀である。何となれば、設備も又何よりも官廳がこのやうな教育的機能を果す資格を有してゐないからである、眞に囚人教育の非常な困難とそれについての問題とを、誰よりも彼等によつて提示された最も新らしい改良の潮流がよく示してゐる。この潮流は何等その効果に對する希望を示してはゐない。否むしろこの潮流は、我々がやつと發展への第一歩にあり、我々は先づ第一に刑執行なるものを嚴正なる實質觀察によつて成熟せしめなければならないといふことを明らかに知つてゐる。そうして我々は又、この仕事に對する



主なる妨害が、古くさくなつた傳統を持つ内面の滿足に於て、刑執行による教育が有する意義についての無智であることをよく知つてゐる、それについては、ナーグレル式の解説は特色のある記錄である。彼は强制といふものが、外面的の慣習の爲に、一種の自己催眠に落入り、その結果それが、强制）内面的の必然性を有するものゝ如く、又それが内面的の確信から自由にもたらされた行爲であるかの如く、形を變へて見え得るといふ事を信じてゐる。彼は家庭の秩序に於て、小さい事でも教育的力を多く持つてゐると見てゐる。卽ち効力ある習はしへの外面から强ひられた責任ある義務は、囚人をして思慮深き力を以て彼の生活を導いて行くやうに强ふるものである。現代の教育學は、温順なるものゝ罪を贖ふ力について無益に語つてゐるのではない、といふのである。

然し遺憾ながら刑執行の全ての經驗は、このやうな豫想に反してゐる。刑務所内、或はそれ以外の眞に新らしい教育學的觀察は、ナーグレルに、彼によつて推奬される方法は單に豫期に反した方面を辿るに過ぎないといふことを教へるであらう。かくの如くに彼は現代刑執行の眞の姿を見てゐない。彼は優柔とか薄弱とかに落込むやうな誤つた仁愛に落ちないやうに警告し、又彼は漸進的組織の示す好意に於ては、唯刑執行の嚴肅といふものにとつて危險であるのみだとのみ見て居る。彼は又刑務所は將來に於ても「喜びのない家」であらねばならないと云つてゐる。從つて彼は體操（囚人の）には賛成であるが、競技には賛成しない。何となれば競技といふものは、全ての警治教育學に反するといふのである。

然し、それは、如何に彼がそれを教育の爲の刑執行の矯正者達に問題として提出するとしても、單に類型的の、黒白のみを用ふる畫道であるに過ぎない。我々の欲するものは決して薄弱な感情の上の喜びではなく、眞面目な、目的を持つた、人間の全部を内部から理解するやうな組織である。我々が反抗して鬪はふとするのは、幾層倍にも對立してゐる經驗や失敗があるにも關はらず、なほも單なる壓迫、强制、或は習慣の教育故力を信じてゐるところの集團取扱に於ける、感情特有の性質に支配された刑執行なのである。ナーグレルの著書は、刑務所制度に於ける前述のやうな偶教育學の模範的なものである。

## 十二、クルト・ボンデイ著「少年の刑執行に於ける教育學的問題」

ハムブルグの刑法學全集中の第八巻である。

囚人教育の意味に於ける、階級的組織による獨乙の刑執行の革新は五年以前に實際に應用することによつて行はれた。勿論最初は多くの實際家達の不滿を買つたのである。我々は未だ仕事の最初の部分にあるのであるから、この仕事が益々科學的に基礎づけられ、吟味されることは、非常に價値の多いことである。特にその際に理論と實際とが合致すればなほ更のことである。これに對する特に喜ぶべき例はこの著書である。リープマンの門弟であるボンデイはヘルマンと共にハムブルグのハーン、エーフェルザンドにある少年刑務所に於て實地に少年の刑執行に干渉（タツチ）はつてゐたの

てゐる。（これについて彼は正しく多方面から觀察した著書を出してゐる。）

現在、ボンデイはハムブルグ大學の社會心理學並びに社會教育學の講師をしてゐる。そして彼は、前記の著書を著はす爲に特に呼ばれたのである。著書の名前に「問題」といふ字が現はれた時には、それは著者の責任感を示してゐるのであるが、實際我々は、我々が刑務所に於ける組織的の教育事業についての計畫を立てやうと努力すればする程それだけ多くの問題が我々の前に現はれて來るのを見るのである。ところでボンデイは、彼がその著書の名前に於て示した以上のことをなしてゐる。彼は少年の刑執行（この少年といふ中に彼は十四才から二十一才までの全ての年少者を意味せしめてゐる）の問題の解決に資してゐるのみならず、一般の刑執行の問題についても大に資するところあらしめてゐる。懲治監及刑務所の刑罰の執行に於て、一般に教育觀念が行き渡つて後に、又この教育觀念が成人に於て實行される爲には階段組織が適した方法なりといふことが實証された後に於ては、少年の刑執行に際しての普遍的問題は次の問に存するのである。

即ちこの刑執行（少年の）は、少年の如何なる特異性に留意すべきや、又成人の刑執行に對して如何なる差異を示すべきかといふ問である。であるからボンデイは彼の著書に於て、彼が一般共通の教育又は意志教育について、又は一般共通の逮捕或は囚人勞働とか、刑務所に於ける教授、更に又刑務所に於ける刑罰について書く時には、同時に最も價値のある全體の刑執行についての指示を與へてゐるのである

後眞面目なる生涯に入らんとするも身元薄弱なるの故を以て先づ貧乏世帯と夫婦共稼ぎと曰ふ荒波と闘はねばならぬ、爰に於て什麼しても家政を内助するに足る丈けの職業を授くるの要あり、と惟ふ從來經濟や設備の關係上機織や補綴位をなさしむるの止むなき狀態であるが如上の目的を遂行するため一歩進んで控訴院管内に壹ケ所位の未成年女訓練所を設け先づ差當り和裁籠炊爨のことども女一通りの業を教ゆると共にミシン毛編物等を修得せしめては如何と惟ふ訓練期間も餘り短きは效果の上より觀て考ふべきこと、惟ふ、尠くとも最短期を壹年位の必要はなかろうか延いては社會事業なるの故を以て製作品の販路や教養の任に當るべきもの、選定に就ては婦人矯風會抔に諮りたならば案外容易に取運ばれるものと惟ふ聊か所感の一端を述べ高教を仰ぐ次第であります。

## ◆釋放前の理髪に就て

淺學生

今日何れの刑務所に於ても釋放前蓄髪を出願するもの多く又之に對し許可せらるゝ傾向あり、是を軍人に就て觀察するときは滿期退營前と雖蓄髪を許すが如きは毫もなき事例なりとするも今日の時代は「ハイカラ」の時代にして吾人刑務官吏も昔に反し蓄髪し居らるゝは明なり、抑も收容者を釋す、態々頭髪を延し、日髪を貯へ、昔の牢屋時代を偲ばせるの感あり、故に法規上左の一項を設けるは如何乎

（釋放前日に限り受刑者の理髪は本人の希望に依ることを得）

◇○○○

## ◆共濟金に付て

K生

共濟組合は我々刑務職員相互共濟の目的を以て組織されたものであるが故に自分等の會として遠慮なく一、二規則改正意見を述べます

第一　醫療共濟金

現規則によれば加入后一年を經過し職務外に於て疾病に罹り引續き一ケ月以上欠勤療養を要したる時疾病の程度（欠勤日數）生計の狀況（總收入金一人當り）に依り共濟金を算定されるのであるが故に常に病弱の爲醫藥を求め無理に御役所大事にと体を押して出勤し、二、三十圓も藥料を拂つても共濟金を受くる資格なく、然るにこゝに比較的不眞目な人あり、偶々風邪に罹り十七八日位にて全快せる病氣に無理な診斷書を得一ケ月間欠勤したる時は當然與へられるのである、かゝる規則は矛盾も甚しい、今我の求めんとする規則は欠勤出勤を問はず、醫師の診斷書と藥料の領收書さえあれば藥價の五割とか六割と言ふ具合に共濟金の割合を定め以て公平なる共濟金交付を求む

第二　家族死亡共濟金

現在規則は同一の家に在り兄弟の葬式あつても共濟金なく、父母死すとも同一の家に在らざる時は之又與へられない、肉親の兄弟、我をこの世に出でしめたる御恩深き父母の悲みに在る時、何故共濟金を與へしめないか、希くば御同情あらん事を望む（完）

## ◆視察臺の花

福岡　緒方生

去る七月拾六日各工場視察臺に植木鉢を配附された。各工場の花の種類は違へ共、青々としたる若葉に黄色の花又は赤青色の花種々咲き乱れ夜間電燈の下で見るは一層の美さを增す。一本の花樹にて收容者の感情狀態は一變したるが如く花の美さを感ずると共に花を愛する心が起り次第〳〵に相和し、おくゆかしい心理狀態になること、うたがはざる得ん。私は此の花樹に對する收容者の心持を聞知するに每日工場に出役して此の美くしい花の色彩に接觸するが隨一の樂しみとする者、又は花は咲いて實と成りて其の子孫を永遠に殘す草花を見て各れの人間としての今日の境遇を恥ぢ精神修養する者あり。

斯の如く此の花樹を見て一種の慰安としては、うたがはざる修養となり時代の進化と共に收容者を感化せしむるに最も善良なる方法と云わざるべからず。

## ◆改正服

姫路少年　余黒

吾等は毎日々制服制帽サアベル佩して威風堂々と刑務所の門を出入して居るが唯らからかして居られない、靜かに考へる時に洵に重大なる任務を擔ふて居る事を痛感す、其時に我責任や如何にして果すらんなぞと聯想する、就ては今度看守服制が改正された、吾人は服に因つて自他共に氣分が變るものである、今度改正の服裝は洵にモダン式であると思ふ、何と言ふても時代は權力主義より法治主義、感化主義と移り變り現今は敎化の時代である、敎は意識的に人を敎育し化は無意識的に他を化するものである、意識的なる敎育に依り人を進化し無意識的なる風化によつて前途ある彼等少年は改まるべきであろふと思ふ、徒らに權力や法制を以て一に犯則、二に懲罰と律すべきではない、眞に身を以て敎化する事を要求して居る時代である、而し法は人類生活上必須缺く可らざる一定の準則なるを以て自ら守る可く他から强要すべきものにあらざるが故に自發的に遵奉すべく敎養すべきなり、依て十月一日より改正制服を着用する樣になれば同時に心氣轉換して濁邪無き愛と力により明るい行刑に向つて努力すべきなり。（三、九、一三）

## ◆看守長の出張所長

高岡　松井秋峰

只今九月號の刑政が分配された、耳新らたな記事多々ある中に刑務官吏服裝改正及出張所長の看守長に昇格の二題目には次から次へと話に花が咲いたことだらうと思ふ、不日實施の日が到來のことゝ思はれるが出張所の看守長昇格は吾等の期待して居た重要のことだ、一日も早く實施の日を待つてゐる、現今は警部補の署長は警部に昇格の問題も叫ばれてゐる現在だ、其れに一大都市に於ける吾が廳は獨り待遇の部長所長ではなんだか物足りなう肩見が狹く一般官廳の輕視を受けるやの僻説もあり恰も寡暮らしの女主人の如く一般から輕視せらるゝを遺憾とする次第である、幸にして明年度の司法省豫算に其れが入れられたといふことだが吾等出張所員としては早鼓を打つほど喜びの血が騒ぎ立つてゐる。（昭和三、九）

## ◆心の怒を取れ

岩國　錦生

意義なき處に行刑なし、行刑は愛なり。教育であるとは當所長の平素の「モットー」である、吾人は彼等に望み最も注意せねばならぬ事は怒を含む聾瞶である、心に怒あれば言葉烈し、怒なき時は言葉和なりとの古訓の如し、稍々ともすれば一寸の事に感情に走り勝であるから常に接近するものは須らく表面だけの温情では徒勞になつて效果はない、要は一擧一動に細心の注意を拂ひ誠心の顯でなくてはならぬ。

◇○○○

## ◆寄宿舍より

練習生　栃折越人

正陽兄今回小生幸にして入所を命ぜられ搖籃の地を去るに際し、態々遠方の處見送つて下されたことを深く感謝します。全國鐵道中危險地帶と目されて居る親不知一帶も夜汽車ですぎ、輕井澤附近へ來ると漸く明るくなつて谷々には一面の霞が漂ふて居りました。

いつしかウツラ〳〵としの肩を叩く者があるので、ポットねむい目を開くと思い掛ない鐵道省へ奉職して居る從弟が迎に來てくれたのです。なんでも熊谷驛の樣でした。何分初めて東京の地を踏む從兄を案じてか、それとも嬉しくてか判らないけれど、其の心が涙ぐましい位小生に嬉しく心の中で泣いたです。

上野驛へ着くと叔父や叔母がキヨロ〳〵と小生を見出すべくバラックの改札口に立つて居りました。小生が四五間も手前から叔母さんと言葉をかけると「アラヨク來タネ、此の間からどれ程待つたか知れないよ」と、さも嬉しそうに言つてくれました。

圓タクに乘つて日本橋の叔母の家へ落付きました。東京は種々乘物の多い、人の多いそして騒々しい處だと直感させられました。

午后二時頃から從弟の案内で豫め向ふ六ケ月間住む處を知つておくことが必要と思つたので、寄宿舍の前まで行つて見ました。

九日市ケ谷刑務所で居室の抽籤をすると第十四號室で窓際には机三個並べてあります。

しかし兩側は已に先取されて居りました。荷物は配達付にしておいたのでちやんと先に來て物置室に小生を待つて居た樣です。

金澤の吉田兄は向への室に居ります。窓を越して小庭を挾んだ向ふの室は取締さんの居室です。中々雄辯家らしいモーガさんらしいのが居ります。東北地方の人の樣であります。

一句得ました。

窓越に花とりどりや語る秋

机に向つて故郷を思ひつゝ一句

こーろぎや異郷の秋身にしみて

（昭和三、九、一三）

## ◆帝都の友に送るの記

西大門　S生

君と別れてからもう數旬になる、あの懐かしいプラットに盡せぬ名殘を惜んだのも……想へば流星のやうな時の經過よ。

幾久しく踏まなかつた、懐かしの鄕土、思ひ出の浪花と、次から次と廣原の鐵路を驀進し車窓に寄り掛りながら君の幻想は走馬燈の樣に、全身を走り廻つたことでしよう。

下關よりの第一信、今治よりの便りに田舍も今は偏ねく文化の恩惠に浴し轉た今昔の感に堪へず候……は君が獨特の筆法にていと懐かしく、そぞろ旅情を追憶して、しばし感慨無量……

僕の心は、それから後の君の安否に想ひを走らせてゐる。嘗ては友情溢るゝ君の厚意に送られて第三師團動員令下に馳せ參じた僕だつた……それから大局の安定……召集解除……そうした機運と壻莊から……再會を喜ぶも束の間、月余の後別離の寂寞を感じつゝ君を帝都に送り出さうとは君も僕も夢だに想はなかつたのであらう。想へば數奇な運命の惡戯よ……いつの日だつたか「一生に一度位東京見物に行く時が來るだらう」と話した君の言葉が想い出されて君の得意な微笑が想象される。

全鮮刑務所から撰拔せられて上京した君は今頃司法省内の學窓に研鑽練磨一意所信に邁進してゐるであらう。氣候も異り風土も違ふ異鄕の空だ、切角自愛あらんことを、君の爲に君の前途に幸多かれと遙かに東都の空を眺めて朝々僕は祈つてゐる、君よ幸いに健かなれ……！擱筆

## ◆黄昏

松本　上條　求

軒の桐の一葉風に淋しく、哀れ悲しき秋の黄昏、

夕燒の空歌ふ、何等少しの慾望も虚榮もなく、心から發する子供聲、其の子供の聲を聞た時、ふと一種の感に打たれた。

どうして子供には、あの樣な、美しき聲が出るであろう、あの純情よりほとばし出ずる子供の聲。

人は次第に生長するにつれ、心が汚れ魂は枯れ何となく俗めいて卑しくなつて行く其の道程を考へて、いつしか幼年時代の純情流露の事を思い出し涙ぐまずには居られないと共に、全く其時代の尊い美しき心に立ち返た樣な氣に打たれた。

また聞ゆる子供の聲

何と天眞爛漫で、總ての鳥や、水、風、乃至音曲の聲にまさりて、美しさと其の尊

さよ。

いつしか下界は夜の幕にとざされて松本や浅間温泉は電燈の火がキラついていた。

## ◆S看守の話

市谷 すゝ蘭 生

雨は漸く止んだ。それでもお月様は大きな傘をさしながらまだ降ろかも知れませんと言いたげに——

グチヤ〳〵の赤土がやたらに足を引張るので全く今夜の構外巡警は閉口だ、此の間。妻に夜勤て寝ないのですか……ときかれたとき、なに十一時頃迄は事務でも執て、それから先きはグッスリさなんて涼しい顔で答えてやつたが、こうして二時に一時間の休憩で少くも一晩一里近くは歩きますなんて聞かせたら、愚鈍にして而も貞淑なる妻とてもいささか哀愁を覚えるだらうよ。それは全く尤な事で俺れとても早く偉くなりたいさ、御役所安全、官舎平穏と巡警する忠実な御役人に向て、しかも官舎の犬に反対に怪した人影とばかり吠えられる時などは全く妻より自分の方で幻滅の悲哀を味ふや切なりさ。「柒の犬発に吠ゆ」なんて負けおしみを言ても始まらないしあの犬ももう狎れてもよい時分と思ふがさて——

いつも〳〵偉くなりたいものだなんて身の程を忘却した大望を抱くせいで自然怪しく見えたかも知れないが。とにかく俺れは愚鈍にして貞淑な妻を偽る事は罪悪だと思ふからその所謂十一時頃よりグッスリと寝られる身分にならなくてはいけないと思っているよ——とSは語つた。吸ひさしの莨の煙がのんびりと流れていく。実際Sは愉快なそして幸福な男だと思つた。

## ◆時

大分 生野 生

朝の點檢が始まつた部長さんの指名點檢をされる。B君〳〵と呼びましたが返辞がない、其の後間もなく廊下の方にコツ〳〵と靴音がした。あー来たなと思ふて居るとB君參りましたと部長さんに届けた。私は此の時借い事をしたなと言ふ感に打たれた、君の生命の短縮して行く事を、何と言ふ悲壯な有様だろうか。時計は一層聲を大くして私共に回顧を促して居る夫れに私共は氣付かない、私共は此の時と並行して行かなければならぬのだ、決して迫はれてはならない、此の一刻一瞬の間も世界では恐ろしい程生存競爭は續けられてゐる。此の尊いしかも恐ろしい物と考へられて仕様がない、私達

矯正図書館

## 初心者の爲に 俳句に入る道 (5)

指導 本冬花

◆

初心者がよく研究會を開いて難陳とか互選をやるが、これはよくない、よく考へないと出發點を誤ることが多く進歩を阻害することになる。初心者の句論は概して適切と云へない、從て互選句の高點句はその句の價値を疑ふものが往々ある、初心のうちは先輩の說を參考すべく、その一番よいものは先人の句作上の逸話である、初心者はこれを聽くことが余程進歩を助ける。茲に注意して聽くべく讀むべきは、勿論句評であつて自分に相當の力のつくまではそれを盲信してはならないことである。

本誌十月號に吉川有情氏の俳句巻秋が載つた、古人の名句を月並とし俗句と呼び漫罵した勇氣に敬服する、眞言亡國禪天魔などと他宗を罵つた日蓮と同筆法であるから、氏の斯道に於ける蘊蓄やさこそ深からんと想像せられるが、こんなものによく初心は惑はされる。相當學識ある人達が俳句に手を出し兼ねて、而て其の執心を抛ち得ない時に、理論の門戸から入つて、自他共に分り申さぬ擬新派句を吐くやうになるのもこんな事からであつて、この人達は學問があるから講釋は中々甘いがその吟詠は至極お粗末である。

◆

俳趣味には俗趣味と、文學趣味とがあることを知らねばならぬ、これは宍勝俳趣味のみには限らぬのであるが、俳句の上に月並だ、俗句だと云ふうちには、この點の諒解に立脚したものが尠なからぬ、俗趣味と雖もその表現によつては高尚になり、文學趣味に一致するに至るのである。若し俗趣味を排斥するならばかの川柳などは一文の價値もあるまいが、その修辭の巧妙練達せるものには詩歌としても追從さえ許さないものがあるので立派な文學の一つである。これによつても俳句に俗趣味が出て居るからとて名句と賞められない道理はない。

約瓶を占有した朝顏を外さないからとて僞善とは云へぬ、蔓を外すことはこれ普通のやり方で句にはならぬ。外さないので句が生れたことを知らねばならぬ、之れを反對に例をとれば子供は目前の菓子を摑むが普通で、指を咥へて眺めて居るのに畫味俳味がある、此朝顏も猿公が無雜作に蔓をむしり取つて水を汲めば面白いかも分らぬ。

朝風に萩の露ちる草家かな　神戸　凌骨
蜘蛛の巢や落葉かゝりて廻居る　金泉　安泉
墓古りて塔の高さや萩の秋　晋州　あらた
砂ほこり殘暑の街の眞晝哉　豐多摩　紅峰
當てもなく出てゝ花野に馴染けり　馬山　鶴水
婦人科を出る娘に夏の日のまぶしき　名古屋　潮風
夕立や通學の子に迎ひ傘　三池　碧水
谷底の蟹逃げ足や草紅葉　晋州　久峰
蝿のなくて暮れけり家五軒　市谷　雀甫
朝寒や里の便りに初きのこ　岩國　幽香
朝顏の唉かぬ間を踏む百度哉　川越　田舍人
茨にも添ふて唉きけり女郎花　姫路　月水
背に眠る子の瞼しぬ秋の風　高松　愛日堂
稻かるや興作が嬶は左利き　岡山　原水
芋の葉まつ黑なりぬ秋の霜　西大門　龜友
掛茶屋の朽ち荒れ果てゝ芒哉　馬山　一叢
見る人も力瘤出す角力かな　八王子　逸山
虫の音に心とられて夜更けなり　府中　晴雨
馬肥ゆる村のまつりの踊かな　三重　非心
雪もなく闇に浮けり遠花火　府中　水峰
人垣をかき分けて見る角力哉　靜岡　一風
湖半ば山影くれて雁の聲　千葉　水雨
爭ひなき村平和にけり秋祭　臺南　藤水
茨豆に月見の小宴はなし　山口　二花
家解いて廣き屋敷や雲の峰　長崎　十光
寬ろいで仰ぐ軒端の糸瓜哉　西大門　人

毎月募集 俳句
題 當季隨意
締切 毎月十五日限
用紙 官私製ハガキ



朝霧は海へ流れて秋晴る、
轉寢を蚊に起されぬ椽の先　西大門　豐月
青芒そよともゆれず暮れにけり　名古屋　望洋
秋立つや碧く澄みたる池の水　波銀　南豐
初秋や屋根を猫の歩き居る　新潟　洋
笠も身も隱る、豐の案山子哉　高知　晩香
心よく子に添乳して晝寢かな　長野　潤水
草の實の刎ねて飛けり赤蜻蛉　山口　紫星
秋晴れや富士悠然と空に立つ　姫路　水月
芊狩のおぼろ記憶や郡界　馬山　華香
里歸りして誘はる、踊かな　川越　海月
黍の穗にやんま殘して暮れにけり　三重　五笑
太鼓ひゞくや秋祭宮城　栗子
蒼空に太鼓ひゞくや秋祭宮城　旭川　長子
陣營の更けて靜かや天の川　臺南　竹鈴
雷雨して停電の町物凄し　靜岡　九穗
金魚賣を客なき車夫の圖みけり　全　いさむ
戸を繰ればまだ遠雷の響き哉　全　義丁
梅村　秀山

### 長崎江藤叢鹿先生選

五客

◇

雨一と日重たく萩の垂れて咲く　東京　一非
群がりて稻田に落つる雀哉　金泉　安泉
藪越しに見ゆる藁屋や鳴子繩　馬山　鶴水
こほろぎや厨の隅のほの暗く　西大門　峯起
珍らしく芋の花咲く殘暑哉　富山　正陽
灯取虫裸の背に落ちにけり　西大門　峯起
魚籠さげて皈る磧の月見草　金泉　自休庵
掛軸の陰の暗みの藪蚊哉　東京　鳴子

◆

秋霖の中の水車や曼珠沙華　選者　叢鹿
枝柿に朝の日當る畠哉




## 花束、花輪を贈るに就ての心得

### 祝ひ事には必ず花籠・花束

近年日本でも冠婚葬祭に花を用ふることが盛んに流行して來ましたが、しかし日本ではなほ花の用ひ方を知らない方が澤山あつて時々これはと思はするやうなことがあります、たとへば花輪は西洋では葬式その他凶事の場合のみに用ひて、祝ひ事には花束かまた花カゴを用ひ、たゞ例外として馬蹄形の花輪を

◇勝利の祝ひ事として用ひてゐるのに、日本では花輪を冠婚葬祭何にでも用ひて平氣でゐます、花輪を用ふるのは元をたゞせば西洋から傳はつて來たものですから、それを眞似て行ふには日本においても矢張その慣例に從つて用ひわけるのが當然と思ひます、また用ふる花に

◇造花と生花と

ありますが、現在歐米では造花はすたつて主に生花が用ひられ、造花を用ふるのは下層階級のものゝみに限つてゐます、また葬式には絶對に造花は用ひてゐません、それなのに日本では葬式の場合にも平氣で造花を用ひてゐます、またステージに立つものに贈るのに

◇西洋では生花の花カゴ、花束を贈つてゐるのに、わが國ではこれも無關心といはうか造花で作つた花輪を贈り、贈つたものも、うけたものも花の用ひ方を知らないため樂んでゐるなどは花輪、花束、花カゴ等の色々の用ひ方を知らないために起る喜劇です。

## 大根は藥である

大根に消化力のあることは古くから知られてゐることであるが、また近ごろの榮養學からは、その根にはビタミンC、その葉や莖にはビタミンB、が豐富に含まれてゐることがわかつてゐる。

◇ゆゑに、大根おろしを牛乳に混ぜて乳兒に與へると、牛乳榮養によつて起る呪はしい小兒病を避けることができる。高價な果物の汁を用ひるよりも、どんなにか安價である。が、そうした場合には辛味の弱いものを撰ばねばならない。乳兒には辛味は禁物だからである。

◇大根の葉や莖を乾かしたのはひばである。ひばを煎じて腰湯に使ふと體を溫めて血行をよくするから婦人病者には殊によろしい。卽ちひば二三株を三升釜で煮出して、その中へからしの粉を一摘みほど加へ、水を注いで少し溫めてから二三十分の間腰を浸すのである。毎晩床につく前に數週間も續けると、大抵の婦人病や痔疾は治るものである。病人でない人も、ひばを二三株風呂に入れると冷へることがない。寒冷の候には是非行ふことである。

◇



大根おろしの効は大したもの。例へば、風邪で少し熱のある場合には、コップ五分の一ほどの大根おろしにせうがおろしをその半量ぐらゐ加へ、これに砂糖を入れて熱湯を上から注いでコップ一杯にしたものを飲んで、直ぐ床の中に溫まるのである。すると、一時間もたゝぬうちに發汗して熱はさがつてしまふ。

◇咳のひどい場合にも大根おろしが應用される。それには、水飴の中に大根の輪切りを三ツ五ツ入れ、一晩そのまゝにしておくと大根がしなびて來る、これをとり出して水飴だけを用ひると咳は不思議にとまるものである。

また子供がひきつけた時にも口から大根おろしの絞り汁を盃に一杯ほど與へるとさつぱりととまる。

◇頭痛の時には、大根おろしの絞り汁を鼻の孔へ輕く注ぎこむとよろしい。これにせうがの汁と麝香粉を少し加へて鼻孔に注ぎこむ法もすゝめられてゐる。

◇而白いのは火事の時煙にまかれて氣絶したものに大根汁を飲ませると效があるといふことである。昔、松平相模守に百田某といふ侍醫があつて、江戸地方は冬春の際に火災が絶えなかつたので、鳶口に草鞋一足、大根一本を常に壁にかけておいたといふことである。これは、大根の汁が煙の毒を防ぐといふことから行はれたといはれる、從つてニコチン中毒にも利くことになつてゐる。

◇その他、大根の效能は限りがない。食物の毒けしにも、毒蟲に刺された時にも、中風、宿醉、船醉、鼻血、聲のかれなどに、大根汁は色々の功德をする。

◇大根の種子は、火傷の場合にはだの粉と等分にすり合せてつけるとよく、淋病には大根の種子をあぶつて細末とし白湯で一匙づゝ服用するとよく、また黃疸にはその粉末を服むとよく、奧州地方では、種子を煎じて脚氣や腎臟病に賞用するさうである。

## 日本人と味噌汁

味噌の原料は大豆、食鹽、水が主なるもので、隨つて榮養價値も亦それから割出される問題で、毎日の疲れ切つた時などは毎朝一杯の味噌汁は大切な物です、味噌の種類は澤山ありますが白味噌、玉味噌、赤味噌、金山寺味噌、田舍味噌、三州味噌、江戸味噌、相州味噌、仙臺、名古屋、備前、一夜金山、小金、さくら味噌、それに特殊なものには鯛味噌、馬鈴薯味噌等があります、味噌の成分は種類によつて多少の差はありますが大抵次の樣なものです。

| | |
|---|---|
| 水分 | 四十七%—五十% |
| 蛋白質 | 五%—二十五% |
| 脂肪 | 五%—七% |
| 糖分 | 十一%—二十% |
| 纖維質 | 三%—十三% |
| 灰分 | 八%—十四% |
| 食鹽 | 五%—十一% |

其他幾分アミノ酸及びアンモニア等も含まれてゐます。味噌の糖分及び水に溶解する有機性窒素化合物は、共に味噌の熟盛中に、原料の大豆や麹が分解して出來るのでありますから、原料のまゝの時よりも、遙かに消化吸收され易い狀態に變つてゐて味噌の榮養價値を發揮するものです、元來、味噌は一度に多量用ひるものではありませんが、そのうちに含まれてゐる糖分と脂肪と蛋白質、窒素化合體の多

い事は到底醤油などの比ではありません、從つて味噌汁を嫌ふ人は、昔から何時となしに顔色が青くなるのだと云はれて居ります、とにかく味噌汁は日本人にとつてはかくべからざるものです。

## 子供の夜泣はどうすればよいか

夜なきする子供には何かの故障があるからでこれを捨てゝ置くと取返しのつかぬ原因を引起すことがある。夜泣きは其の原因から確めることが必要で其の原因は色々ありますが

第一は病的のものでつまり俗に『虫が弱い』と言ふことで非常に神經質の子供であります、これをなをすには、つよい刺戟を與へないことが大切で、けげしいなり物の音であやしたり、激しく笑はしたりすることはいけません、榮養を充分に取つて成可く靜かな空氣の中で生活させるのが大切です、應急の手當としては小兒科の醫師に相談し神經の鎭靜劑をもらつて呑ませることです。

第二は胃腸障害、輕い感冒、病氣の前徴等で、これはそれ〴〵病氣の手當をすれば自然になほります。

第三は寄生蟲に苦しめられる時で、取り分け蟯蟲の寄生した時である、蟯蟲は夜になると外へ這出すもので、その氣持の惡いのに泣き出すものである、これは蟯蟲から先に退治してしまふ必要があります、夜一度づゝ虫をふき取つてやればよいのです。

第四は習慣から來るもので、初めに無暗に抱いたり背負つたりした爲で、これが鎭靜劑を用ひるか或は午睡を適度にすることです。

第五は蚤や蚊にいぢめられる時で赤ん坊は成るべく小寢

## 地震や火事を知る動物

◇……火山のまさに爆發せんとする以前、多くの禽獸は其山より逃走し、火事の起らんとする以前、狐は類りに啼く鼠は忽ちに其家より移轉すると云ひます、で天變地異の起らんとする時多くの動物の態度の變ることは人類に於けるよりもなは一層よく見ることが出來る。

◇……先づ魚は跳ねる、これは、雷雨前にもさうであるが地震の前にもかれらの生活は何となく騷がしくなる。鯰は殊に最も不安靜な活動を開始し、激しく泥土を掻き亂し、地震の前後には人間の眼に觸れることがある、鼠の土を掻き起すことも、雷雨の前、地震の前に多く行はれる、渚の鳥はふだんより驚いて飛ぶ、囀る鳥の聲を聞けば、その囀りは平常のと調子が違ふ、さもなくば切れ切れに歌ひ又は奇異なる聲を出す。

◇……とにかくこの樣な諸動物の行動變化の特徴はその變化が概ね地震より餘程以前に見えるのみならず、時としては精確なる學術的の斷定が下されることがある。

## きのこ

初茸　松茸其他秋のきのこは、肉類と同じ榮養のあるもので牛肉代用としてよい。がきのこには有毒菌があるから知らぬ種類は食べぬことです、又茄子を同時に煮るのは消毒作用があるからです。



# 叙任辭令

叙勳六等授瑞寶章　正七位勳七等　花村清市（典獄補）
叙勳七等授瑞寶章　勳八等　澁谷祐藏（看守）
同　同　保田慶次郎（同）
同　同　黒住市次（同）
同　同　宮本時衛（同）
同　正八位勳八等　荒木茂夫（看守長）
同　從七位勳八等　島崎鉄馬（同）
同　正八位勳八等　井上吉次郎（看守長）
叙從七位　前田靜雄（作業技師）
叙正七位　小山博（同）
叙從七位　平田穰（同）
同　井上松太郎（看守長）
同　山東登（同）
同　龍野常圓（教誨師）
給六級俸（死亡）　看守長　酒井喜太郎（福岡）
任教誨師七級俸下賜命千葉刑務所勤務　杉川澗親
命大阪刑務所勤務　作業技師　湯川左右（札幌）
女監取締　上田勝（市谷）
任看守長月俸參拾九圓五拾錢支給命市谷刑務所勤務
同　坂野つる（宮城）
任看守長月俸參拾九圓五拾錢支給命宮城刑務所勤務
同　笠原まちの（宇都宮）
任看守長月俸參拾九圓五拾錢支給命宮津支所勤務
同　岩本キン（福岡）
任看守長月俸參拾九圓五拾錢支給命福岡刑務所勤務
給十級俸依願免本官　保健技師　高島恒男（松本）
大澤譲
任保健技師十一級俸下賜命松本支所勤務
叙高等官四等　典獄　富樫源治（長野）
叙高等官五等　同　井上金次郎（高松）
同　典獄補　長山始（豐多摩）
叙高等官六等　同　河地幸作（旭川）
同　同　飯島藤作（新潟）
同　同　柴田常次郎（神戸）
同　同　里誠一（大阪）
同　同　長谷川鐘太郎（小菅）
同　同　和田岩雄（小田原少年）
命福岡刑務所勤務　看守長　山田八百吉（岐阜）
看守　來間義一（福岡）
任看守長月俸五拾參圓支給命岐阜刑務所勤務
裁判所書記　丸山謹吾
任典獄補三級俸下賜命奈良刑務所勤務依願免本官

朝鮮總督府看守長　小野喬一（全州）
給五級俸依願免本官
朝鮮總督府看守長　澁谷力（金泉）
命全州刑務所在勤
朝鮮總督府看守長　白川末喜（群山）
命金泉少年刑務所在勤
朝鮮總督府看守長　杉山季治（春川）
命全州刑務所在勤命全州刑務所群山支所在勤
朝鮮總督府看守　和田義一（光州）
任朝鮮總督府看守長給十級俸命西大門刑務所在勤命春川支所在勤

——九月十四日迄——

敍勳七等授瑞寶章　小長井喜太郎（元典獄）
同　勳八等　吉田嘉之助（看守長補）
同　同　金井澄（同）
同　從七位勳八等　島崎健（看守長）
同　同　卜部基（同）
敍勳六等授瑞寶章　從六位　小橋川昭慶（典獄）
敍勳八等授瑞寶章　從七位　井上松太郎（看守長）
同　同　關直衛（同）
同　同　福山福太郎（同）
同　同　宮下伯（同）
同　同　古田學（同）
敍從七位　勳七等功七級　石井文太郎（看守長）
敍正七位　從七位勳六等　武田又市（典獄補）
敍從七位　同　近藤常太郎（保健技師）
同　敍正七位　勳八等　武藤勝次（看守長）
敍從七位　從七位　松田嘉一郎（保健技師）
同　同　草野勝之助（同）
同　從七位勳六等　菊池龜雄（同）
同　從七位　小俣省一郎（同）
同　同　三上顯（同）
同　同　酒井代三男（同）
同　同　加藤慧海（敎誨師）
同　同　井上謙敬（同）
同　同　田中秀寶（同）
同　同　藤井智鎧（同）
敍從七位　正八位　本澤盛秀（同）
同　同　栗眞峻（同）
同　勳八等　武藤勝次（看守長）

——以上九月廿九日迄——



## 短信

# 「熊本」死亡者追弔法會概況

昭和三年九月二十三日秋季皇靈祭ノ日ヲトシ恒例死亡者追弔法會ヲ敎誨堂ニ於テ擧行セリ當日ハ特ニ佛前ヲ壯嚴ニシ收容者一同ヲ敎誨堂ニ集メ午前九時三十分ヨリ開始セリ導師トシテ大谷派本願寺鹿兒島敎務所長兼鹿兒島別院輪番土生重榮師出仕シ來賓熊本地方裁判所部長松本判事、八廣、緒方兩檢事及熊本醫科大學佐々木敎授其ノ他當所幹部職員列席シ先ヅ敎務主任ヨリ一同ニ對シ追弔法會擧行ノ旨ヲ告知シ土生重榮師導師ノ下ニ法要ノ勤修アリ終ツテ刑務所長ノ燒香並ニ弔辭朗讀來賓及幹部職員ノ燒香アリ續イテ收容者總代二名ニ燒香セシメ次ニ刑務所長ノ告辭アリ後導師ノ敎誨ヲ以テ嚴肅裡ニ式ヲ了ヘタルガ一面列席收容者五百五十餘名ハ終始一貫何レモ敬虔容ヲ正シ滿堂寂トシテ聲ナク感極マツテ暗涙ヲ催スモノアルヲ見受ケタリ斯クシテ仝十一時過仝ク式ヲ終リヌ

因ニ收容者ニ對シテハ供物饅頭二個ヲ配與シ且、副食物ヲ增給シテ當日ヲ記念セシメタルニ一同眞ニ感謝ノ狀アルヲ認メタリ

（熊本刑務所報）

# 姫路少年　追弔法會執行狀況

十月七日の第一日曜日を卜し午前九時三十分より敎誨堂に於て在所死亡者の爲に追弔法會を執行せるが所長以下職員一同着席するや導師として本派本願寺連枝大谷尊淨師結衆を從へ莊重なる奏樂裡に出仕最も莊嚴なる法要を勤修せり讀經中所長以下職員竝に收容者總代の燒香ありて奏樂と共に讀經終る夫より所長の祭文及敎務主任の表白文朗讀ありて後大谷連枝より收容者一般に對し最も眞摯懇篤なる敎諭あり引續き藤谷本願寺布敎師より適切なる布演をなしたるが滿堂寂として聲なく何れも感慨胸に迫るを認めたり　尙式後收容者一般に對し供物を配與せるに皆感激せり

（姫路少年刑務所報）

# 看守の夜學

刑務所の看守達が普通學の程度を進め、常識の向上を圖ることは必須の事項であることは知られて居ながら、これが實行に困難が伴ふことによつて、口に修養會、講習會等々の設置を云ふのみでお流れになつてゐるのが多いと思ひます。ところが巢鴨刑務所の移轉先、府中建築場の前には明星中學校があり、この校長さんが、看守達に非常に同情を有たれ、看守の夜學を特に開かれることになつた、主に修身、國語、數學で敎頭以下職員が態々居殘つて敎授されて居る、校長さんも自ら敎へられることもあつて、皆々感激して勉勵して居ます。

（武藏府中より）

## 昭和三年五月中入出監並月末在監人員 (△ハ減)

Prison Population during the Month of May 1928

| | 越月員 | 入監 | 出監 | 現員 | 前月末日現在 | 前年同月末日現在 | 増 前月比較 | 減 前年比較 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 受刑者 | 37,018 | 3,877 | 3,587 | 37,308 | 37,018 | 37,179 | 290 | 129 |
| 刑事被告人 | 3,602 | 4,117 | 4,124 | 3,595 | 3,602 | 3,337 | △ 7 | 258 |
| 勞役場留置者 | 311 | 538 | 483 | 366 | 311 | 323 | 55 | 43 |
| 乳兒 | 7 | 5 | 5 | 7 | 7 | 9 | 0 | △ 2 |
| 總計 男 | 40,127 | 8,303 | 7,974 | 40,456 | 40,127 | 40,011 | 329 | 445 |
| 總計 女 | 811 | 234 | 225 | 820 | 811 | 837 | 9 | △ 17 |
| 總計 計 | 40,938 | 8,537 | 8,199 | 41,276 | 40,938 | 40,848 | 338 | 428 |

備考 内朝鮮人受刑者男877人、刑事被告人男75人女1人。支那人受刑者男128人、仝刑事被告人男5人。佛蘭西人刑事被告人男1人。露西亞人受刑者男1人。伊太利人受刑者男1人。印度人刑事被告人男1人アリ

## 昭和三年五月末在所者人員表

The Number of the Inmates During the Month of May. 1928.

| 刑務所別 Name of Prisons | 受刑者 Prisoners sentenced | | | 刑事被告人 Prisoners Accused | | | 勞役場留置者 Prisoners in "Roeki-jo" (Place of labour in lien of fine or penalty imposed) | | | 乳兒 Babies in Prison | | | 合計 Sum Total | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 男 Male | 女 Female | 計 Total | 男 Male | 女 Female | 計 Total | 男 Male | 女 Female | 計 Total | 男 Male | 女 Female | 計 Total | 男 Male | 女 Female | 計 Total |
| 小菅 Kosuge | 1.069 | — | 1.069 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 1.069 | — | 1.069 |
| 市谷 Ichigaya | 165 | 18 | 183 | 749 | 29 | 778 | 35 | — | 35 | — | — | — | 949 | 47 | 996 |
| 豐多摩 Toyotama | 1.018 | — | 1.018 | 59 | — | 59 | 3 | — | 3 | — | — | — | 1.080 | — | 1.080 |
| 巢鴨 Sugamo | 2.004 | — | 2.004 | — | — | — | 2 | — | 2 | — | — | — | 2.006 | — | 2.006 |
| 黃濱 Yokohama | 647 | 2 | 649 | 85 | — | 85 | 15 | — | 15 | — | — | — | 747 | 2 | 749 |
| 千葉 Chiba | 736 | — | 736 | 38 | 3 | 41 | 3 | — | 3 | — | — | — | 777 | 3 | 780 |
| 水戶 Mito | 39 | — | 395 | 64 | 7 | 71 | 6 | — | 6 | — | — | — | 465 | 7 | 472 |
| 宇都宮 Utsunomiya | 481 | 145 | 626 | 11 | — | 11 | — | — | — | — | 1 | 1 | 492 | 146 | 638 |
| 前橋 Maebashi | 1.044 | — | 1.044 | 53 | — | 53 | 8 | — | 8 | — | — | — | 1. 0 | — | 1.105 |
| 靜岡 Shizuoka | 583 | — | 583 | 66 | 1 | 67 | 7 | — | 7 | — | — | — | 656 | 1 | 657 |





矯正図書館

刑政第41巻第11号

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 甲府 Kōfu | 547 | — | 547 | 28 | 1 | 29 | 4 | — | 4 | — | — | — | 579 | 1 | 580 |
| 長野 Nagano | 542 | 2 | 544 | 48 | 2 | 50 | 5 | — | 5 | — | — | — | 595 | 4 | 599 |
| 新潟 Niigata | 342 | — | 342 | 31 | 2 | 33 | 5 | — | 5 | — | — | — | 378 | 2 | 380 |
| 京都 Kyoto | 842 | 145 | 987 | 99 | 2 | 101 | 9 | — | 9 | 1 | — | 1 | 951 | 147 | 1.098 |
| 大阪 Osaka | 2.860 | 3 | 2.863 | 420 | 19 | 439 | 56 | — | 56 | — | — | — | 3.336 | 22 | 3.358 |
| 神戸 Kobe | 1.452 | — | 1.452 | 185 | 12 | 197 | 35 | — | 35 | — | — | — | 1.672 | 12 | 1.684 |
| 奈良 Nara | 722 | — | 722 | 48 | 1 | 49 | 3 | — | 3 | — | — | — | 773 | 1 | 774 |
| 滋賀 Shiga | 458 | — | 458 | 10 | — | 10 | 1 | — | 1 | — | — | — | 469 | — | 469 |
| 徳島 Tokushima | 444 | 4 | 448 | 27 | 2 | 29 | 9 | — | 9 | — | — | — | 480 | 6 | 486 |
| 高松 Takamatsu | 676 | 1 | 677 | 21 | — | 21 | 2 | — | 2 | — | — | — | 699 | 1 | 700 |
| 高知 Kōchi | 618 | 8 | 626 | 42 | 2 | 44 | 8 | — | 8 | — | — | — | 668 | 10 | 678 |
| 名古屋 Nagoya | 1.539 | 72 | 1.611 | 147 | 4 | 151 | 11 | — | 11 | — | 1 | 1 | 1.697 | 77 | 1.774 |
| 三重 Mie | 645 | — | 645 | 52 | 2 | 54 | 2 | — | 2 | — | — | — | 699 | 2 | 701 |
| 岐阜 Gifu | 445 | — | 445 | 31 | 1 | 32 | — | — | — | — | — | — | 476 | 1 | 477 |
| 金澤 Kanazawa | 608 | 21 | 629 | 66 | 2 | 68 | 1 | — | 1 | — | — | — | 675 | 23 | 698 |
| 廣島 Hiroshima | 1.161 | 57 | 1.218 | 135 | 3 | 138 | 5 | 2 | 7 | — | 1 | 1 | 1.301 | 63 | 1.364 |
| 山口 Yamaguchi | 529 | — | 529 | 33 | 2 | 35 | 8 | — | 8 | — | 1 | 1 | 570 | 2 | 572 |



| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 岡山 Okayama | 798 | 6 | 804 | 87 | 8 | 95 | 32 | 1 | 33 | — | — | — | 917 | 15 | 932 |
| 松江 Matsue | 578 | — | 578 | 34 | 1 | 35 | 3 | — | 3 | — | — | — | 615 | 1 | 616 |
| 松山 Matsuyama | 560 | — | 560 | 40 | — | 40 | 9 | — | 9 | — | — | — | 609 | — | 609 |
| 長崎 Nagasaki | 693 | — | 693 | 45 | 1 | 46 | 7 | — | 7 | — | — | — | 745 | 1 | 746 |
| 三池 Miike | 1.300 | — | 1.300 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 1.300 | — | 1.300 |
| 福岡 Fukuoka | 1.553 | 71 | 1.624 | 149 | 1 | 150 | 19 | — | 19 | — | — | — | 1.721 | 72 | 1.793 |
| 大分 Oita | 375 | — | 375 | 32 | — | 32 | 2 | — | 2 | — | — | — | 409 | — | 409 |
| 熊本 Kumamoto | 890 | 2 | 892 | 45 | 4 | 49 | 6 | — | 6 | — | — | — | 941 | 6 | 947 |
| 鹿兒島 Kagoshima | 416 | 25 | 441 | 18 | 3 | 21 | 3 | — | 3 | — | — | — | 437 | 28 | 465 |
| 宮崎 Miyazaki | 318 | — | 318 | 29 | 1 | 30 | 3 | — | 3 | — | — | — | 350 | 1 | 351 |
| 沖繩 Okinawa | 322 | 5 | 327 | 36 | 2 | 38 | 4 | — | 4 | — | — | — | 362 | 7 | 369 |
| 宮城 Miyagi | 666 | 50 | 716 | 60 | 4 | 64 | 2 | — | 2 | — | — | — | 728 | 54 | 782 |
| 福島 Fukushima | 324 | — | 324 | 38 | — | 38 | 3 | — | 3 | — | — | — | 365 | — | 365 |
| 山形 Yamagata | 213 | — | 213 | 15 | — | 15 | 3 | — | 3 | — | — | — | 231 | — | 231 |
| 秋田 Akita | 390 | — | 390 | 13 | 6 | 19 | 1 | 2 | 3 | — | 1 | 1 | 404 | 9 | 413 |
| 青森 Aomori | 256 | — | 256 | 6 | 2 | 8 | 3 | — | — | — | — | — | 265 | 2 | 267 |
| 札幌 Sapporo | 944 | 37 | 981 | 103 | 3 | 106 | 7 | — | 7 | — | 1 | 1 | 1.056 | 41 | 1.097 |

矯正図書館
刑政第41巻第11号

| 函館 Hakodate | 422 | — | 422 | 38 | — | 39 | 3 | — | — | — | — | — | — | — | 464 | — | 464 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 網走 Abashiri | 510 | — | 510 | 2 | — | 2 | — | — | — | — | — | — | — | — | 512 | — | 512 |
| 釧路 Kushiro | 277 | | 277 | 14 | — | 14 | 2 | — | — | — | — | — | — | — | 293 | — | 293 |
| 小田原(少年) Odawara (for juvenile delinquents) | 236 | — | 236 | 2 | — | 2 | — | — | — | — | — | — | — | — | 238 | — | 238 |
| 川越 (同) Kawagoe (ditto) | 238 | — | 238 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 238 | — | 238 |
| 姫路 (同) Himeji (ditto) | 493 | — | 493 | 2 | — | 2 | — | — | — | — | — | — | — | — | 527 | — | 527 |
| 岡崎 (同) Okazaki (ditto) | 210 | — | 210 | 14 | 1 | 15 | — | — | — | — | — | — | — | — | 244 | 1 | 225 |
| 岩國 (同) Iwakuni (ditto) | 284 | — | 284 | 3 | — | 3 | — | — | — | — | — | — | — | — | 237 | — | 287 |
| 久留米 (同) Kurume (ditto) | 372 | — | 372 | 25 | — | 25 | — | — | — | — | — | — | — | — | 397 | — | 397 |
| 盛岡 (同) Morioka (ditto) | 215 | — | 215 | 18 | 1 | 19 | — | — | — | — | — | — | — | — | 233 | 1 | 234 |
| 北海 (同) Hokkai (ditto) | 108 | — | 108 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 108 | — | 108 |
| 八王子 (同) Hachioji (ditto) | 101 | — | 101 | 15 | — | 15 | — | — | — | — | — | — | — | — | 116 | — | 116 |
| 總計 Total | 36.634 | 674 | 37.308 | 3.460 | 135 | 3.595 | 361 | 5 | 366 | 1 | 6 | 7 | 40.456 | 830 | 41.276 | | |






# ◇船來巾着切

## 見たまゝの記

〔本篇は長谷川伸氏の作で、伊井蓉峰一座でもつて、本年東京新橋演舞場の八月興行に上演されたものである、二幕六場からなる、これは見てのおぼへにそのホンの筋丈を擧げたに過ぎない（藤生）〕

### ◇蕎麥屋の二階

支那人が二人、晝食に來て寢込んでゐる、女中と釜前の男が、あとの席のことで、氣を揉んで居る。階下に當つて「入らつしやい」「どうぞお二階へ」などの聲がして、女中はあはてゝ支那人を搖起す、お客が甲乙二人（掏摸）上がつて來る、借切の約束であつたにと不機嫌の顏をする、支那人は追立てられて階下へ下りて行く、そのまた悠長さ、甲乙はそのあとを眺めて女中と一と言二た言、女中は注文を聞いて下へ。その時乙は「藤八拳の連中の相談會だから騷々しいが不悪」と斷はる。

甲乙の二人集合時間の遲いことや、途中で掏摸て來た話の中、下で多勢の聲音がして女中が案内する。老掏摸大丸谷の親分とすが金、外に四五人。これを乙が迎へて、さうして女中に飮物を言付ける、女中

が選ぶのを乙は手傳つて、女中を下げる「あと見えるのは一人だその積りでゐてくれ」。

片隅ではこそ〳〵はや勝負を始めたらしい、大丸谷の氣轉で言付けられたすが金は一人を相手に呼んで藤八拳を始める。乙はチャブ臺を持つて行つてそれに腰掛け階下の見張番、後れた一人茨木屋があがつて來て大丸谷に挨拶する、と一同も勝負をやめて長まる。

乙は不相變見張る、大丸谷と茨木屋は相談にかゝる、大丸谷を座長に推して、茨木屋が說明する。事件はかうだ。此頃我繩張を荒す異人がある、異人だつてこの商賣をしてならぬといふ權利はないが、この渡世には仲間の義理を格段貴んで、規約の爲には好勝手な事もせず、させもせない、これが一つの自慢なんだ、それを異人に破られては、この社會の土臺を崩されるといふものだ、そこで仲間の一人根太文が、その異人を捉えて糺彈したところが、その返事を拳固でした、根太文は寢込んで居る、「我々共は何も異人だからといつてこの渡世をしてはならねえと野暮はいはねえが、渡世人は渡世人らしく義理を立て交際をいさぎよくしなくちやならねえ、日ツ本の土の上で、人樣に隱れてする仕事なんだ、日本人でも異人でも仲間の法に隨はせるのは當り前だ、そこで皆さん、ご一統は仲間の代表として參會しなすつた方々で、參會に洩れた衆の心持ちも持つてきてるんだから、相談はこれから進めるんだが」先づその異人をこの儘捨てゝ置くか、それ共、

すが金が突立ち「いけねえ共、そんな奴その儘にして置いちや他の土地の同職に聞えても外聞が惡い、叩つ殺してしまひませうぜ」。

茨木屋は「もつともだ、だが、それ共、日本の同業同職の腕前を見せて居耐られえやうにしてやるか」

一同これに賛成する、茨木屋も滿足、「我々は例の異人を斷然糺彈す」ときめて、手を拍つと女中が下で「ハーイ」。あがつて來る乙が猥狼して女中を退ける。

茨木屋は續いてその征伐方法を諮る、大丸谷が「昔なら人知れず消してもしまうが、今日だから手證を擧げて警察へ突出しては」といふを、乙が「相手は異人であるから警察から領事館の手へ廻り本國へ送還となつては、根太文の仕返しといふ意味の籠つた征伐にはちと穩か過ぎる」。一方すが金は叩き殺ると相變らず荒い。茨木屋はそれを押へて、「相手は西洋人だ本國へ歸つて喋舌するに違えねえから、世界中の我々同樣の



人間の耳を驚かすやうなことをしてやりてえ—こんな時に九の一がゐるといゝのだが——」。大丸谷も九の一を呼べばよかつたといふ、ちやア實行委員から先に選擧しやうと茨木屋が宣告する、一同は當惑顏

俺がと買つて出る男もなく投票となる、座に居ない者も投票してもよいとなる、一同鉛筆や萬年筆を貸借して札を書く、それをすが金が帽子を出して集める。茨木屋が開票して、すが金が手傳ふ、最初の一枚が九の一、二枚目も、三枚目も、みんな九の一、大丸谷が、「誰の眼も違はねえなあ」。

さて實行方法にと移る、大丸谷の發言で當人の九の一に意見を聞くことになる。この時洋樂の音が聞え、四五人つと立上つて覗く、それは西洋の油船のマドロスが四五人樂隊をやつて居た。大丸谷は洋樂嫌ひで見ない、覗いて居たすが金は九の一を見付け、茨木屋も大丸谷も窓に寄る。

## ◇ 街頭

外國船員の洋樂、金を與へる外國紳士、通行人、それを街燈の柱にもたれて悲しいものに接する體で眺めて居る掏摸の掏摸九の一。

すが金が九の一を迎へに來る、べら〳〵喋舌る、九の一は叱りつける。すが金は仲間一統の命令だと執拗い、九の一は肯ねつける。大丸谷の親分が二階から招いてるぞといはれて九の一、

「厭だよ俺あ大丸谷のおやぢさんの顏を見ると何でもいふ事をきかなくちやいけない氣がするんだ—何だつてあんないゝ人が、こんな渡世の中にもゐるんだろう」

押問答數刻無理にも連行かうとする、九の一は「行けなら行くが後で後悔しても遲いぞ、鼻の先の物が分られえか」と遂に去る。樂隊も去る。

白人の掏摸バブ。人道車道の境目の石に腰をかけ、兩手で顏を蔽ふたのが樂隊が去つて始めて目に入る。異人相手のチャブ屋の女おきよ、おはなが出て、すれ違つた男に就ての話、それは九の一であつたらしい、その人の後を追ふ事になつて引返さうとしてバブに氣付く、バブであるないの議論しつゝ女は引返して行く、バブはその後ろを悄然と見送る、目前を老紳士が通る、バブの眼が光る、そこへ撒水車、老紳士は飛退く、バブがそれとすれ違ふて去る。商店の入口まで行つた老紳士は懷中物のなきに心づく。

## ◇ 元の二階

矯正図書館

食事後である。九の一は仲間一統の決議ぢやと強いられる仕事は不承知であると云張る。茨木屋は何を生意氣なソンナ事なら頼まぬと怒立つ、すが金宥める、大丸谷は困つた顏、九の一は言葉を續ける、

「人間の屑は日本生れの奴だけで澤山なんだ、外國種の屑にまで流れ込まれたんぢやア自分自身が日ツ本の屑だけに餘計厭だ、——あたしは晝間でなくちや仕事をしない男だ、——晝間だつて人の顏を見定めなければ仕事をしない、苦勞に窶れた顏つきの人だつたり、どこかに暗い影が宿つてゐる人だつたら、金輪際この指を働かせやしないンだ、……」

大丸谷もそれは承知、茨木屋も風變りは知つて居る。それに今更こんな役を當てたのが不服だ、誰の頼みがなくとも、異人退治にはかゝつて居ると言つたので、一同は案外の面持ち、大丸谷は我意を得た顏付。すが金が「すると先刻あすこで變なことといつたが」「あの時鼻つ先に一件者の異人が居たんだ、そいつを張込んでゐたんだ」それを、後から頼まれて厭になつたと打明けた。大丸谷もこゝで、己一個の量見でやりたいといふのなら、どちらにしても同じだ、同職同業の締りがつけばよいと解する、九の一にはまだ云ひ分があつた、

「あたしのは少し違ふんだ、日本人の中の屑のあたしだから、舶來の屑を退治ざならねえ」

茨木屋は堪えた、大丸谷は手荒い事をすなと注意する、九の一は「俺あ血が嫌いだ、一滴の血でも流したかあない、勝負はわざだ、手練だ、指の働きだ」茨木屋も日本と西洋とのわざ競べと聞いて心から躍立つ。

一同立かけるそれを見張の乙が制する、おきよ、おはなが上つて來る、女中が後から遂ふて上りこの間は貸切だといふ。大丸谷はそれを引取つて「私共は歸るのだから遠慮なくおはいりなさい」といへば女二人は圖々しく座敷へ入る、茨木屋その他の者はぞろ〳〵下へ。大丸谷も九の一も立つ、二人の女はそれを詰らなささう。さうして窓際に行き、下りた九の一の出て行くところを見送る、その眼にバブの姿が映る、

おきよ「あツお紙幣を出したわ」

おはな「中味の紙幣をぬいて入れ物を溝中へ押込んでるらしいわ」

バブはまだ日本に居た、泥棒になつた、おきよがいふ「一緒に三月居た頃はあんなぢやなかつた、—あたし一人が惡いんぢやない、バブも惡い、一番惡いのはバブの持つてる金がなくなつた事なんだ」。女中の持上げた注文の品に金を投出して去る、時、往來で「掏摸だ々々」の聲、おきよはよろめいた。

## ◇夜の街頭

前と同じ街頭の夜更、屋臺車のうどん屋に客一人、



その客が去つたあとへバブ悄然と現れ一ツ注文して代金を拂れる、うどん屋は日本語の甘いことを賞める、バブは日本食も食ふ、日本人を妻にして居た、昨年雪の晩に別れたと話して泣く。また、この頃は自國が戀しい、歸りたい、遠い餘り遠い、金、も少しでと懷を押へて涙を落す。

すが金がバブの傍に近付き、「おい異人來な」「文句をいふない太い奴だ、さつきの仕事を見て居るんだ、盜つた物を出しやがれ」と脅迫する、うどん屋は口をさし挟える、バブは西洋剃刀を出してすが金を睨む、すが金は後へ引く、バブはその剃刀を己れの咽喉へ持つて行く、その決死の形相にすが金も手が出せなく逃げる。バブも去る、すが金が出て見送つて居る屑を九の一が叩いて「俺の邪魔をよくもしたな」。すが金は陳謝した、さうして山手の外國紳士を掏摸損れたことをいふと、それは九の一がさうさせたのであつてすが金はさん〴〵の體、おまけに己れの懷の財布まで九の一にいつの間にか抜かれて居た。

## ◇チヤブ屋

おきよ、おはなが居る、船員樂隊の連中醉つぶれて居る、船員の身の上からバブに移り、あの人(九の一)の話になる、主人もその話に引込まれる、この時ドスンと音がする、すが金が入口の扉を明けて覗き込み

「だれか今飛込んだろう」「いゝえ、どなたも—」の答を聞いて去る、又話は船員の上、バブのこと、そこへバブが取亂し人に追はれて來た體で入り來る、おきよは驚く、バブは悄然として居る、水を貰つて飲み咽ぶ。

「こゝ何所です」と顏を擧げて始めておきよを見て物思ひののち「有難う、さよなら」と去らうとする。おきよが止める、行からとする、そのバブが突然戰慄して後退つてくる、九の一が微笑してついて入る。バブは追つめられ西洋剃刀を取出す、九の一はすかさずそれを叩き落し酒場の中へ投込む。するとバブは柱へ頭を打つけやうとする、おきよが止めにかゝる、九の一はそのバブを床につき倒し「何をするんだ」。おきよはバブを庇ひバブと語り合ふ、そうして死ぬなと諫めるバブは九の一を刑事と恐れて居た、それをおきよが九の一に糺すと、九の一は苦笑して、さうでないと答へる。バブはまだこの人の外にも居るといつてそれがすが金であることが知れる、九の一は「何放巾着切をするんだ……」とバブをなじる。バブ「私、國、歸りたい、國遠い」

九の一「えツ國へ歸りたいンだつて、さうか、それで金が欲しかつたのか」

領事館で世話するだろうといふと「領事さんにお金一度、船切符一度貰ひました」その時はまだおきよに

未練があつた、一方おきよは金がなくてはその人に附いて居られないのであつた。「今はもう歸れない、駄目、スリしました——そのお金もう無い、何故ない、私わかりません、こゝにあつた、も少し前まで、もう一錢もない」（すが金がハタいたらしい）「國へ歸る金だけ、人から盜む事、苦しい——」。

九の一「巾着切が、そんなに苦しいのか」

バブ「苦しい、私もう疲れた、二度今までの通りすることもう出來ない」「死ぬ、一番いゝ」

おきよこれに同情する、九の一は紙入を逆さにして、

「ちえッ日本一の巾着切がなンてざまだ——」

おきよこの言葉にびつくり、「バブ恥かしがるンぢやないよ、この人の前でなら大手を振つてゐていいンだ——」九の一述懷、バブは愁然と起つ、おきよ共に悲しいこなし、九の一は考へに耽つて居たが、「さうだツ」と卓を打つ拍子に、窓が外から開き、すが金が覗く、「やツ、誰か覗いた——」と九の一が叫ぶ。醉倒れの船員は窓から入る月光に眼をさまして歸る。又すが金が覗く、それを逐つて九の一は馳出した。

## ◇十二天神

本牧十二天神の波打際。船員の唄ふ聲。

木影がざはついてやがて捲闘した九の一、すが金が現はれる。すが金は、指先の仕事なら叶はないが殴合ひなら俺のものだと再び捲闘になる、が九の一には腕も及ばなかつた、それでもすが金は

「殘るは船來野郎からハタいた金だけのことだ、これは茨木屋に見せるまでは渡せない、船來野郎にも返されえ」

と頑張る、九の一は

「取られえで日本一の巾着切といへるかい」

「處がよ、指は日本一でも足は日本一おやれえや、をととひ逢はう」とすが金、木の茂みに姿を隱しかけて「あッ」、取亂してかけて來たおきよに驚いて飛退く、「うむチヤブ屋の女か」と行きかけるを九の一が「待ちなよすが金逃げるには及ばれえンだ」立戻るすが金の懷の金は既に九の一の懷に移つて居たおきよは早く行つてくれと急く、バブが狂ふてゐるのであつた。

九の一「おきよさん、俺あ自分の血を流すのも嫌ひ他人の血が流れるのも大嫌ひなンだ」

すが金心機一轉「俺も手傳はう」。

（おはり）





刑事局長
行刑局長 通牒

## ◆指紋對照ニ關スル件

（昭和三年九月十日 行甲第一五二九號）

犯人前科ノ有無調査ノ爲貴管下各廳ヨリ當省指紋部ニ對シ指紋對照方照會アリタルモノニ對シテハ從來釋放後十年以上經過原紙ニ付テモ其對照ヲ爲シ居リ候處指紋事務能率增進上今後ノ指紋對照ハ特ニ必要アル場合ヲ除クノ外釋放後十年以上經過原紙ニ付之ヲ行ハサルコトニ決定致候條其旨貴管下各當局ヘ御通達相成度此段及御依頼候

追テ釋放後十年以上經過原紙ニ付テモ其對照ヲ求メラルル場合ニハ其旨該原紙ニ明記相成樣致度爲念申添候

○

行刑局長 通牒

## ◆指紋原紙並受刑追加小票作成氏名表報告ノ件依命通牒

（昭和三年九月三日 行甲第一五〇九號）

指紋原紙取扱規程第五條同第八條一號ニ依リ每月指紋原紙並受刑追加小票ヲ作成シ送付相成居候處偶々發送漏レアルヲ發見セリ斯クテハ指紋ノ運用上頗ル支障ヲ生シ候條八月分ヨリ指紋原紙及受刑追加小票作成氏名表左記樣式ニ依リ指紋原紙作成表ト同時ニ送付相成樣致度候

左記

年 月分指紋原紙作成氏名表（用紙美濃）

| 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | | | |

○

矯正図書館

## 懸賞論文

御大典記念懸賞論文審査員左の通り決定しました。

◇委員長 行刑局長 松井和義

◇委員 〔第一部〕▲大審院檢事宮城長五郎▲帝大敎授小野清一郎▲豐多摩刑務所長有馬四郎助▲司法書記官辻敬助▲小菅刑務所長大野數枝▲衛生官芥川信▲帝大助敎授青木誠四郎▲典獄補伊藤忠次郎▲同江村繁太郎▲協會主事住江敬義

同 〔第二部〕▲東京控訴院檢事岩村通世▲市谷刑務所長根本仙三郎▲巢鴨刑務所長佐藤乙二▲司法書記官岡部常▲同森山武市郎▲協會理事香川又二郎▲文部省囑託協會囑託橋田丑吾▲典獄補長山始▲同長谷川鐘太郎▲協會主事近藤亮雅

## 轉居

東京府下荏原郡矢口村字小林三一六

正木亮


皆樣御待ちかねの

ポケット日記

◇特一部五十錢〔送料共〕▼此際申込者には
◇價四部以上は團體取扱▼尙諸種の特典があ
十部以上一部四十五錢りまず▼案內書
三十部以上一部四十錢御申込次第進呈

昭和四年 戒護日誌

▼▼月刊雜誌「刑務界」▼▲定價二十五錢 郵稅一錢▲▲
發行所 刑務界社 電話牛込三一二四番 振替東京二七二一六番
▼▼東京市牛込區藥王子町七十一番地▲▲



| 定價 | 廣告料 | 註文規定 |
|---|---|---|
| 一冊（稅共）金二十五錢 | 五號活字半段一行金一圓 | ●御註文は總て前金のこと |
| 六冊（稅共）金一圓五十錢 | 一等一頁金五十圓 | ●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること |
| 十二冊（稅共）金三圓 | 二等一頁金四十圓 | ●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし |
| | 普通一頁金三十圓 | |

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和三年十月二十日印刷納本
昭和三年十一月一日發行

東京市麹町區西日比谷町一番地 發行兼編輯人 香川又二郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地 印刷人 島林太郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地 印刷所 刑務協會印刷部
東京市麹町區西日比谷町壹番地 發行所 刑務協會
電話 銀座 二三四四、三八二五番




◆刑務所收容人員表提出ノ件

何年度刑務所收容人員表

| 總名 | 最多員數 | 年度末日員數 | 年度內延人員數 |
|---|---|---|---|
| 受刑者（被告人）計 | | | |
| 何刑務所 受刑者（被告人）計 | | | |
| 何支所 受刑者（被告人）計 | | | |
| 何出張所 受刑者（被告人）計 | | | |
| 計 | | | |

備考 一、勞役場留置者ハ受刑者中ニ含ム
二、被疑者ハ刑事被告人中ニ含ム
三、最多及最少員數ハ一年度中收容者（受刑者及被告人ヲ通シテ）ノ最多又ハ最少ナリシ日ノ收容者員數トス

標記人員表調查上必要ニ付別紙樣式ニ準シ作製昭和三年度以降每年四月三十日迄ニ到達ノ日取ヲ以テ御提出相成度

（別紙）

（昭和三年九月二十日 行甲第一、六〇一號）

| 監獄 | 月分受刑追加小票作成氏名表（ 〃 ） | | | |
|---|---|---|---|---|
| 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 |
| | | | | |
| 計 | | | | |

Volume XL I Number 11

# THE KEISEI

## The Journal of the Japanese Prison Association

November 1, 1928

## PRINCIPAL CONTENTS

"Better Man than Institution" . . . . . (*Editorial*)

Re-education and the Progressive System . . . . . Dr. Strube

My thirty Years as a Prison Chaplain . . . . . J. Kono

From Egypt to Pompeii . . . . . A Masaki

Current Issues . . . . . .

Prison Statistics . . . . . .

Published
By
"KEIMU KYOKWAI"
(The Japanese Prison Association)
Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Koiimachi
Tokyo, Japan.